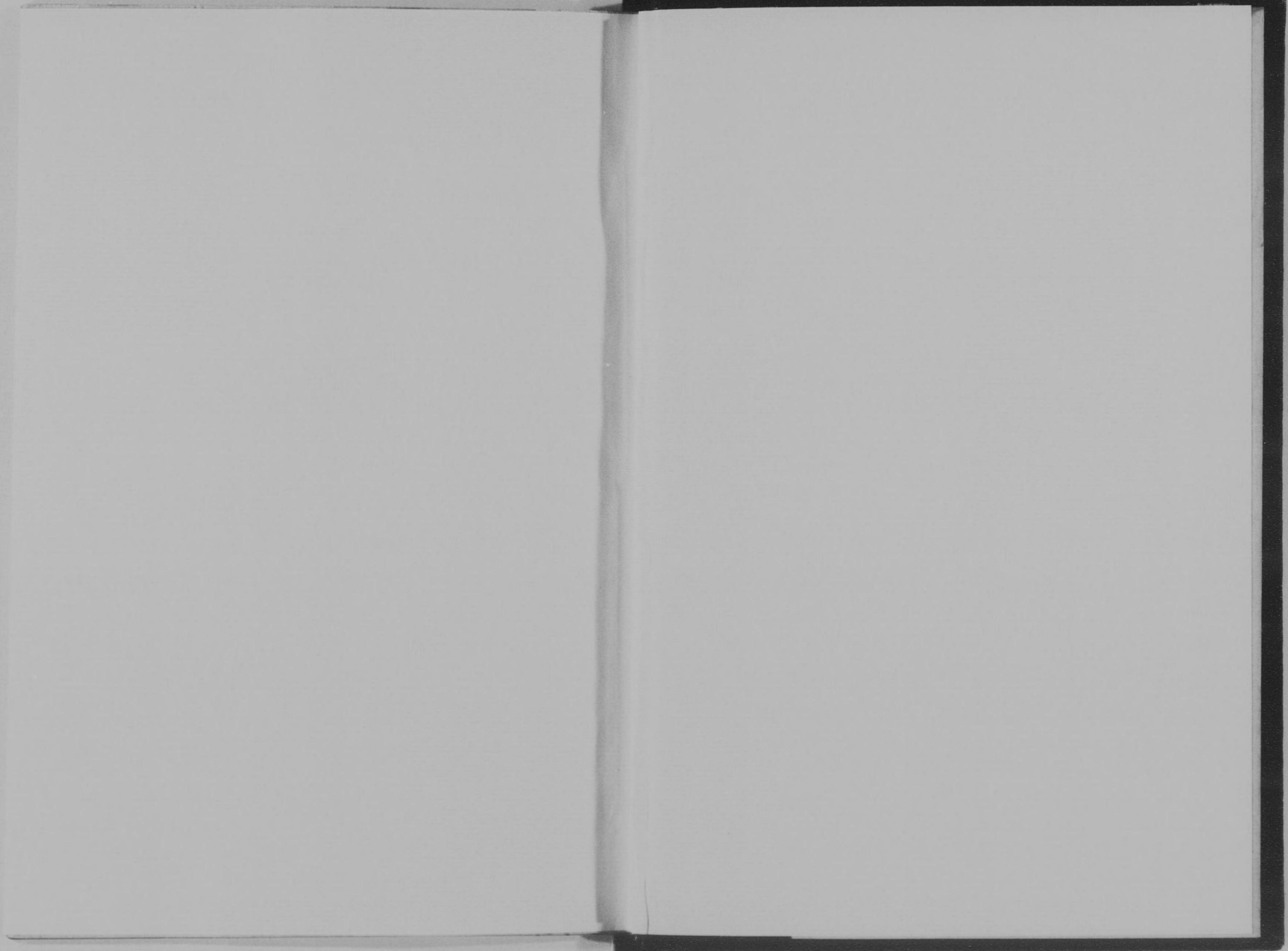


356  
275



始





813M-43

川崎卓吉文庫

日本風俗志

中



356  
275

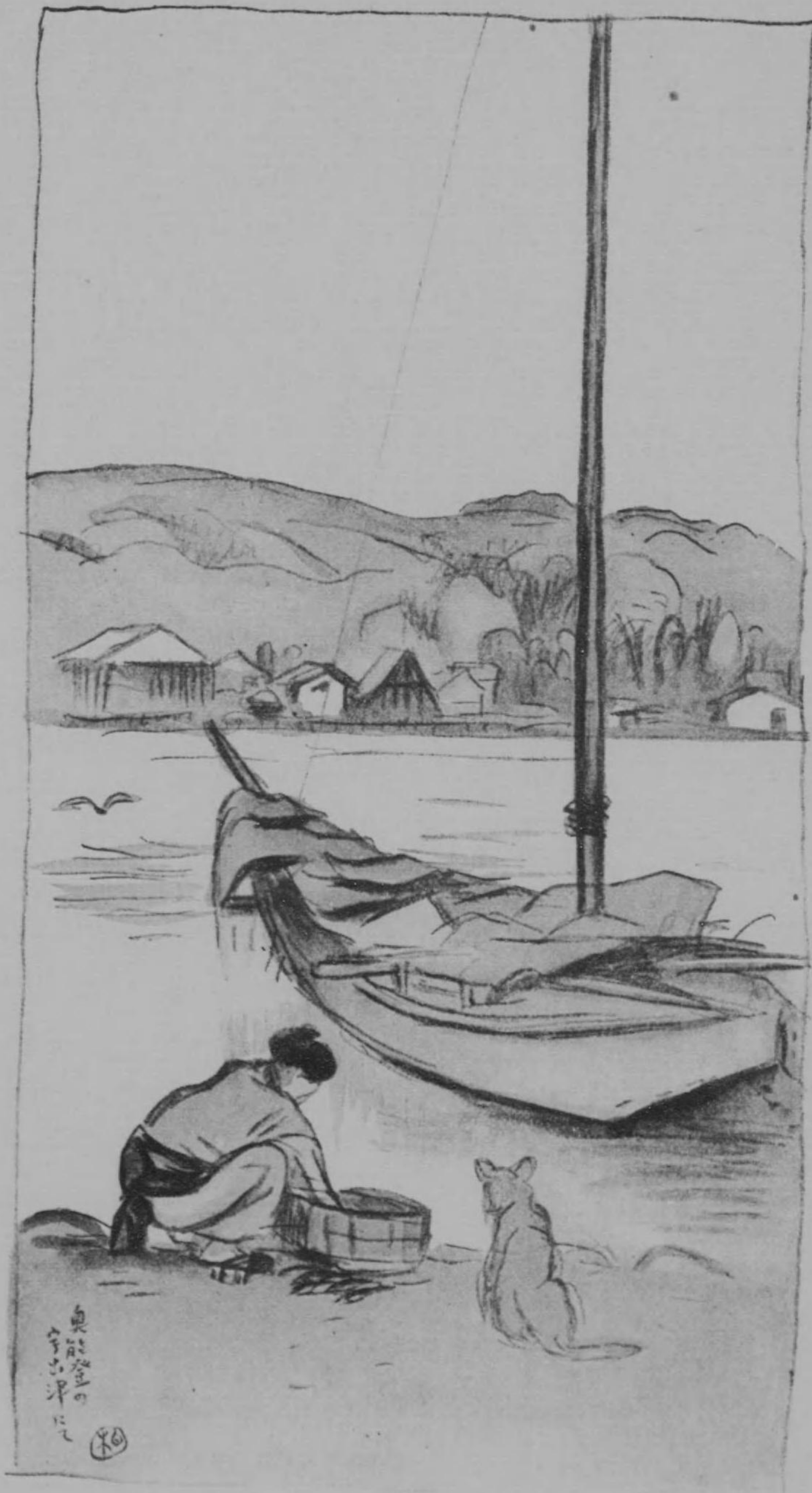


735902



平福百穂氏筆

お杉お玉



奥能登の  
宇治川に  
石井柏亭氏筆

石井柏亭氏筆

奥能登

序言

望めば淡靄一抹の遠山も、就けば巖容水態各々殊にして千樹萬木其の趣を同らせず、予の本書を編せんとするや、略ぼ大體の方針を定め、地方的色彩を一瞥し去らんとしたりしも、筆を執るに當りてや、異殊多様の風俗は我が机邊に羅列せられ、曾て同一色と見たるものゝ中にも自から異彩の存するあつて甲を叙し、乙を述べ來る中に紙數、意外に増加し初めは上下二卷の豫定なりしも、終に中卷を加へざるべからざるに至り、而かも尙ほ紙數に制せられて、甘美の肉を雞肋に付し去りしもの少からず。讀者に辜負するの罪や大なりと雖も、一篇閲し了つて之れを追憶すれば、模糊たる淡彩の中にも略、地方色を髣髴せし

二  
むるものあらむか。詳細の編述の如きはもと予の今の力の及ぶ所にあらずれば暫く之れを他日の補充に譲り、こゝには僅に其の一斑を示し得たるに止む。讀者請ふ之れを諒せよ。

本卷は上卷に次ぎて我が中部地方たる伊豆に筆を起して漸次東海道を西して伊賀に及び更に東山道を東して近江より美濃飛驒を経て信濃に入り、日本海岸に出て、越後佐渡より西、越前若狭に達する北陸道方面を叙し、下卷に於て近畿以西九州に及ばんとす、中部地方の挿畫は片山春帆氏主として筆を執り、北陸地方の挿畫は戸部隆古氏の筆に成り、卷頭は例によつて拍亭百穂二畫伯の揮毫を煩はし、其本書を潤飾すること少からず、こゝに謝意を表す。

大正六年初秋、中卷成るの夕、城西代々木の村莊に於て

著者識

## 日本風俗志 中卷 目次

### 第四編 中部地方

#### 第壹章 總說

東西の交叉點—東と西—鐵道幹線—宗教の色彩—東海道五十三驛—中仙道六十九驛—英雄勃興の地—昔の中部地方—源頼朝—源義仲—古戰場—武田氏—今川氏—織田氏—豊臣秀吉—關ヶ原の戦—平原と英雄—海道と東山—山國的氣分—平原的氣分—文化と地形—中部地方の都會—人口と産業—徳川時代の所領—諸藩の配置と代官—昔の關所—社寺と宗教—有格社—諸國一ノ宮—寺院數—佛教の本山—基督教

#### 第貳章 伊豆

伊豆の國—行政區劃—國名—國神の傳説—伊豆と造船術—伊豆の人—配竄の地—漂流の地—役小角—姪ヶ兒島—翻業の搖籃—鬼の漂流—小笠原島の人種—近代文明と伊豆人—三島明神其他—祭神に就て—三島と富士—三島祭—三島明神と川魚—大瀬の舟祭—尻摘み祭—來宮の物忌—三島曆並に龜卜—龜卜の法—半島の風俗—東伊豆西伊豆—山口伊豆—奥伊豆—三尊の彌陀—昔の風俗—奥伊豆と美人—塞の神—熱海の節分—夷子—日蓮上人—江川太郎左衛門の家—修禪寺温泉—産小屋—古代の遺風—かこひ—月經時—よごれ屋—島の風俗—初島風俗—大島人—飯食—つたか—食物—家屋—男女風俗—島と金錢—小笠原風俗—島の女—女尊男卑—島の女と内地人—女護の島—女風俗—結婚と葬儀—草履の艶書—嫁入道具—簡易なる結婚—葬儀風俗—喪屋—泣き女—傳説と俚語—島巡りの歌—大蛇傳説—たんな婆—神火—日忌み様—海難坊—首様—爲朝の傳説—島の方言

目次



第參章 駿河、甲斐、遠江……………五八

富士山―富士見十三州―赫夜姫―フジの語―富士と甲斐―愛鷹山―富士山の靈―甲斐の淺間―安産の信仰―八穴  
―富士行者―富士講―富士講と切支丹―扶桑教―忌み詞―富士と美人―國名と國情―駿河人―遠江人―駿遠の宗  
教―靜岡縣と報德教―甲斐の國情―甲斐と馬―甲斐の氣候―甲斐と武田氏―甲州金―甲斐人―甲斐の名物―甲斐  
絹―甲州葡萄―水晶―印傳―身延山―日蓮上人―甲斐の風俗と俗信―しほぶき婆―西行傳説―穴切と職裂―桶貸  
傳説―小豆洗と大太法師―厄除と福の神―道祖神―天狗と龍と天女―三尺坊―半僧坊―櫻ヶ池―天龍川―駿遠の  
傳説と俗信―羽衣の松―夜泣き石―虎の涙雨―大太法師と梳貸―人柱傳説―スター博士の見聞―痘瘡神―七不  
思議―遠洲の七不思議―京丸牡丹―靜岡の七不思議―甲斐の七不思議―祭禮の奇習―大井祭―鬼踊―人身御供―  
田遊神事―大神幸―火祭―船祭―藤切祝―歳時に關する風習―雜者なし―筒粥―紙鷲揚げ―七夕祭―大念佛―盆  
踊―送り神―結婚風俗並に俚語方言―ヒョドリヲドリ―嫁見―名所づくし―甲斐の俚語―靜岡の方言

第四章 尾張、三河……………一〇一

名古屋氣質―名古屋の感化―名古屋城―徳川宗春―實利主義―尾張風流―金の鯨餅―中京の文學―名古屋女―源  
氏節―尾張人三河人―尾張の國名―尾張の人情―尾張と英雄―瀬戸物―三河の人情―三河武士―三河萬歳―熱田  
神宮―神宮の由來―的射の式―石合戦―馬の塔―鬼祭―熱田の蓬萊―楊貴妃の傳説―明神と鷲―百合若傳説―松  
垢姫―尾張の祭祀風俗―津島祭―鳴海祭―短冊祭―直會祭―名古屋の祭禮―梵天―三河の祭祀風俗―吉田の天王  
―笹踊―鬼祭―御衣祭―風來寺と豊川稻荷―利修仙人―草鹿砥公―砥鹿神社―妙巖寺―柁根尼天―平八郎狐―道  
場法師の傳説―雷と鬼―傳説と雜信―山と山の争―馬方辨天―饅塚と泉龍院―血の池―四觀音―知多郡新四國  
―足止め不動―白雪稻荷―子孕み―蠅除け―犬御堂―結婚風俗―水祝―石打―三河の嫁入―オヤマ―歳時風俗並

に俚語―盆ならさん―法花踊―コケコ―虫供養―方言歌

第五章 伊勢、伊賀、志摩……………一三七

伊勢の人―伊勢津彦―神八郡―伊勢平氏―三河の關係―人國記―伊勢乙食―伊勢の産業―伊勢人と文學―伊賀と  
志摩―兩國の風俗―海女の生活―木挽唄と船唄―伊賀の名物―志摩の食物―太神宮―内宮―外宮―神宮と國家の  
待遇―神宮の御費用―披参りのこと―お蔭参り―太麻と曆―お木曳―朝熊と二見浦―神都風俗―早蕨―火忌―火  
事―御神田扇―お杉お玉―綱受―擬革製烟草入―伊勢音頭―羯鼓踊―傳説と俗信―錢掛松―阿漕塚―分部の火―  
十月三日―蜃氣樓―海と佛像―四天王寺の薬師―津の觀音―厄除觀音―天の岩戸―鸚鵡石―櫻の信仰―櫻大刀自  
神―不斷櫻―逆川神社―小女郎狐―神宮に關聯せる祭祀―和妙荒妙―田植祭―祭祀奇習―鬼押―石取祭―海神祭  
―歳時結婚其他の風俗―神戸の松飾―赤須賀の左義長―ツツク踊―盆踊―ヤツチヨコ踊―雨乞踊―多度の雨乞  
―姫瓜の節句―裏口からの嫁入―かりや餅―伊勢風呂―泣き女

第六章 近江……………一七二

近江人の氣風―人國記の觀察―湖と近江人―近江聖人―高嶋の人材―近江商人―江州の儉約風俗―近江人と文學  
彦根藩の教育―琵琶湖を中心とする傳説―琵琶湖と富士山―釋尊と琵琶湖―比叡明神―山王權現―白髭明神―依  
藤太の龍宮入―三上山の蚊―三井の鐘―仲算の琵琶―比良の八荒―比叡と山王―國家鎮護―山法師―各宗の祖―  
日吉山王―山王の荒祭―山王の神使―頼豪の鼠―北嶺の修驗道―新羅明神―祭祀奇習―鍋祭―多賀祭―杓子―蓮  
華會―牛祭―卵の花踊―芋競―傳説と俗信―虎姫と長者祭―松の前―余吾の天女―犬上祠―辰木神社―姥ヶ餅―  
避雷符―眞鍮の神―痘瘡の寺―岩神―祭時并に結婚風俗―綱曳―鬼走―オゴリヨン、コゴリヨン―盆唄―婚姻披露

第七章 美濃、飛驒

美濃と飛驒—西濃と中濃—美濃人—飛驒人—斐太後風土記—飛驒匠—小京華—美濃紙—一位木—長良川の鶴飼—

鷗匠—鶴の飼方—養老と孝池水—孝子の傳説—行宮神社—養老酒—孝子左近—寺院傳説—横蔵—虎溪—龍蛇—怪異傳説—夜叉ヶ池—苧纏の池—龜淵—嫁ヶ淵—ガオロ—金忌—オウヒト—雙六谷—賊徒に關する傳説—宿儺—南宮と將門—長範物見の松—關太郎—傳説と雜信—姥石—日月の糞—念佛池—笑ひ地藏—結神社—尿の化石—石神—蠶祭と甘酒祭—美江寺の狸々—荒神の森—水無瀬祭と田神祭—水瀬傳説—烏毛打—寄進笠—祠祭—飛驒の奇習—白川の大家族—夫婦—人情—衣食住—嘉念坊—俗道場—毛坊主—午勞種—飛驒訛—結婚并に俚語—子供—菓子—親類廻り—美濃の俚語—飛驒の俚語

第八章 信濃

濃

信濃及信濃人—烏山の絶頂—他國の水を受けず—平と谷—國名—信濃人—長所短所—長野縣の教育—八大特色—

趣味—交通—炬燵—朝と夕蕎麥—珍料理—木曾の花漬—善光寺如來—三國傳來—大勸進と大本願—戒壇廻り—御判戴き—牛に曳かれて善光寺詣—諏訪明神—御頭祭—蛙の神事—御船祭—大祝—七不思議—諏訪風俗—七不思議—祭祀風俗—三ノ宮御柱—穂高の奉射祭—大食彦祭—獅子踊—御嶽詣—木曾踊—小木曾女—御嶽の里—山岳傳説—飯綱權現—餓鬼の飯—戸隠山—九頭龍權現—鬼女紅葉—八面大王—天狗—山神のちんころ—姨捨山傳説—姨の恩—妙姫—十三景—湖沼並に河川傳説—御神幸—甲賀三郎—諏訪の温泉—泉小太郎—川會姫と蛙—雜食橋—野尻湖と地震が瀧—國分寺の鐘—中綱寺の鐘—早太郎其他の傳説—人身御供—光前寺—群々退治—美女ヶ森—結神祠—重柳の狐—物草太郎—大太法師—星の糞—寢覺の床—歲時風俗—國分寺の初市—松本の鹽市—ドンドン燒—道祖神—燈籠揃—惠比壽講—婚姻に關する風俗—草履の緒—小豆一升—墨塗—椀叩き

第五編 北陸地方

第壹章 總説

説

表日本と裏日本—日本海岸と太平洋岸—日本海岸の都會—自然と人生—雪の北國—氣候の差—雪中の旅行具—降雪量—雪の市街—雪と出稼—雪と貯蓄心—北陸の宗教—未來教の盛行—本願寺の勢力—各宗の本山—基督教—神社數—一の宮—國分寺—北陸と異民族—肅慎人—蝦夷人—越の國—出雲族—韓民族—渤海國—南蕃船—史上の北陸—豪族—表日本の影響—上杉謙信—一向門徒—朝倉氏—前田氏—諸藩の配置—幕領

第貳章 越後、佐渡

越後、佐渡

越後及越後人—上越中越下越—越後人の氣質—越後人と信濃人—石油業—大地主—北越の三傑—物質的方面—越後の宗旨—積善共産等の組合—越後縮布—縮布堂—御機屋—越後女と越後獅子—女の働—女株祭師—遊女—色の港—新潟名所—八百八幡—角兵衛獅子—七不思議—火井と臭水—親鸞上人と七不思議—即身佛と弘智法印—鎌鼬—波の題目—恙虫—雪女郎と黒鳥兵衛—彌彦山と國上山—伊夜比古神—彌三郎婆—泰澄と山神—米山—泰澄と米山—米山甚句—海道と山間—鼠ヶ關—親不知—龜割飯—秋山郷—三面村—粟生島—祭祀奇習—花水神事—毘沙門堂の堂押—藏王の堂押—彌彦舞—燈籠押—長者傳説—漆千盃—枝は白金—傳説と縁起—源義經—日蓮上人—黒姫山—乙姫狐—青柳池—おまんの井—馬の神—河童の嫁ひ—お辨が瀧—人魚塚—岩の掛橋—佐渡の風俗と史蹟傳説—夷と相川と小木—人情—順德上皇—佐渡と日蓮上人—阿新丸—土佐の三助—肅慎の隈—安壽姫—佐渡の貉—團三郎—八百比丘尼—大膳社—無名異—佐渡の金山—山の神—野呂麻人形—歲時其他の風俗—手懸け—延引棒—遠慮繩—烏追櫓—縁祝—新潟の盆踊—長岡甚句—火跨ぎ—椀叩き—佐渡の春駒—御所櫻

目次 六 第三章 加賀、能登、越中……………三五二

百萬石の城下―尾山御坊―金洗澤の傳説―江戸と金澤―金澤の人氣―明倫堂育英社―地萬歳―加賀人と越中人―  
 加賀人―加賀人と前田家―加賀ツボ―越中人の長所短所―反魂丹と九谷燒―大聖寺と富山―萬代常閑―賣藥行商  
 の由來―氷見の鏡研き―九谷の陶祖―高岡の鑄工物―白山と立山―泰澄と白山權現―白山と富士―千蛇ヶ池―雷  
 鳥―立山地獄―立山傳説―白山との香競べ―山間と海濱―五個山のこきり踊―密陀僧畫法―螢鳥賊―螢氣樓―能  
 登半島―能登と伊豆―蝦夷傳説―石崎の風俗―穴水のツツメ―能登人―駕籠渡―祭祀奇習―七尾の山曳―祭祭鶴  
 祭―能登比崎―生國玉比古―能登角力―彌彦婆―獅子舞―道閑様と御印祭―白木餅の神事―佐助大明神―寺院縁  
 起―那谷寺―日石寺―傳燈寺―總持寺―立川寺の龍燈―傳説と俗信―鞍ヶ嶽―白痴と鯨―杜鵑―佛御前―門家の  
 婆―鱒とれず―子撫川―榑田明神―人柱、椀貸、沈鐘―神戰―卷團子―石投げ―師匠取り―泣き男―サンサイ踊―  
 方言唄

第四章 若狹、越前……………三九四

敦賀と氣比神宮―角鹿―日韓交通―氣比と佛教―金崎宮―松原神社―若越の史跡―福井並に越前人―男大途王―  
 福井藩―明道館―橋本左内―越前氣質―羽二重―三國公―越前の三大河―白鬼女―九頭龍―九十九橋―三國女郎  
 ー越前と佛教―越の泰澄―牛頭天王―平泉寺―吉崎道場―嫁成し谷―一向一揆―永平寺―遠敷明神並に若狹人―  
 遠敷の祭神―明神と佛法―若狹井―明神の影向―若狹の人氣―人魚の傳説―八百比丘尼―御淺明神―傳説と俗信  
 筑紫の王孫―鐘崎―沖の石―東尋坊―辨ヶ瀧―背競べ―大杉明神―雨乞の牛曳―牛神―若狹の綱曳―歲時奇習―  
 丸岡の火祭―初穂―カンコ踊―盆唄―出産と結婚―産小屋―結婚と佛式―茶碗割―幸若舞

挿繪目次

昔の東海道と中仙道……………一二  
 三島祭……………三二  
 伊豆の竹垣……………三六  
 大島の女風俗……………四四  
 富士詣……………六一  
 吉田の火祭……………九二  
 津島祭……………一一九  
 吉田の鬼祭……………一二二  
 伊勢音頭の圖……………一五五  
 筑摩鍋祭の圖……………一九四  
 高山町山王祭……………二〇七  
 籠渡しの圖……………二〇八  
 鷄匠と鷄飼舟の圖……………二二一  
 田神祭……………二二九  
 炬燵の上にて酒宴……………二四五  
 上田の獅子踊圖……………二五六

木曾踊……………二五八  
 すがり……………二八二  
 檜の圖……………二八三  
 雪中の胎内竈……………二八五  
 花水祝……………三二四  
 鳥追櫓圖……………三四四  
 新潟盆踊……………三四八  
 佐渡の春駒……………三四八  
 御所櫻……………三四八  
 越後油田……………三四八  
 螢鳥賊の圖……………三七二  
 七尾の山曳……………三七八  
 彌彦婆……………三八一  
 師匠取り……………三九二  
 東尋坊……………四一四  
 牛曳……………四一九

# 日本風俗志 中卷

加藤 咄 堂 著

## 第四篇 中部地方

### 第壹章 總 說

東西の交叉點 中古以來我が日本は二個の中心を有し、皇室は西にありて名教の中心たりしと雖も、霸府は東にありて實力の中心となり、此の二個の中心に折衝の事あるや、使者は西に飛び、東に向ひて街道交通の要路は我が中部地方即ち東海中仙の兩道にして、事破れて干戈動くや、其の兵を交るの地も亦此の東西交通の要路に當れる、中部地方にして、西力の東漸し、東力の西漸するも皆な此東海東山の地を通過せざるを得ざりしを以て、關東關西の兩風俗は其の交叉點を此地方に有し、鐵路夢を載せて東都を辭し、函嶺を越えて伊豆の

總 說

東と西と

一角をかすめて駿河に入り、月明に富嶽を仰ぎつゝ、遠州の野を走りて、尾三の平原に入れば、關東の風俗漸く薄らぎて、關西の風俗其の色濃く、車窓賣る所の新聞も濱松以東は東京のもの多く、豊橋以西は大阪のもの多く、車を棄て、驛前の茶店に賣る所の麥酒ビヤを見れば、東は主としてエビスを用ゐ、西は多くアサヒを出し、街頭を漫歩すれば、東の生蕎麥キソバに對し、西に溫鈍ウツドンの招牌かんばんあり、東に「牛」しやも」と書く所を、西には「精肉」かしわ」と書けるもの多きを見、其の他家の造り、市街の模様、道行く人の言語動作に幾多の差異を見出すことが出来る。今の鐵道は主として昔の東海道を通過し、尾張以西に於て多く昔の中仙道に沿へるものを幹線とし、別に昔の甲州街道より中仙道に合し、信濃を経て美濃に入りて尾張の名古屋に出で、名古屋よりは主として昔の東海道に沿うて、大阪に走る關西線なるものがあつて東西を連絡して居る。其の間名古屋市の中京の名を擅にして東西兩京の中間に於ける地方風俗の中心となり、東海道方面に於ては三河より伊勢に及び、東山道方面に於ては美濃より信濃の南部に及ぶの勢力を有し、此名古屋の風化の漸く衰ふる所、東は關東の勢力圏に屬し、西は

鐵道幹線

宗教の色彩

關西の勢力圏に屬し、名古屋は東西の交叉點となつて中部に雄視して居るのである。併し其の色彩の濃淡厚薄をいへば、名古屋は其の地の少しく西に偏せるが如く、關西の色彩濃厚にして、關東の色彩は餘程薄らいで居るから、名古屋風俗なるものを東西いづれかに屬せしめよとならば、西に屬せしむべきもので、東西勢力の交叉點は稍々東なる濱名湖附近を以て分つべきものであらう。それを最も明かに見得るものは、宗教の色彩である。日本佛教は前にも云うた如く、多くの宗派に分かれて居るが、之れが實際的方面に就て二大別することと許さば、一は現世を主とする天台、真言、禪、日蓮等の宗旨で、他は未來を主とする淨土、真宗、時宗等の宗旨で、一は自力を旨とし、(日蓮は稍々趣きを興にするも)他は他力に頼り、一は祈禱を行ひ、他は念佛を唱ふ。關東の宗教は多く前者に屬し、關西の宗教は多く後者に屬す。而して此の兩者の中、此地方に於て顯著なるものは、純自力と云はるゝ禪と、純他力と云はるゝ真宗との數字的證明である。東海道方面に於て東なる靜岡縣は禪、曹洞一千三百八十一、臨濟六百三十五なるに對し、真宗は僅に九十六、山梨縣にては曹洞五百九十、臨濟三百二十三、真宗は九十

四なるに、愛知縣に入りては曹洞一千六臨濟三百五十九、眞宗は九百七十七となり、三重縣にては眞宗の八百二十高位を占め、曹洞四百五十二、臨濟百八十四となり、東山道方面にては長野縣曹洞五百四十一、臨濟百、眞宗は二百四十八なるも岐阜縣にては眞宗實に一千二十四にして臨濟五百六十六、曹洞二百四十二となり、滋賀縣にては眞宗一千六百十七にして曹洞は僅に二百十、臨濟は百五十八と算せらるゝに至る。もとより之れのみを以て萬事を律することは出来ないが、東西風化の厚薄は之れによつて略ぼ其の一斑を卜することが出来る。

古來東海道といふものは伊賀、伊勢、志摩、尾張、三河、遠江、駿河、甲斐、伊豆の九國の外に關東に屬する相模、武藏、安房、上總、下總、常陸の六國を加へたのであるが、關東は既に之れを説きたれば、こゝに説く所は前述の九國即ち靜岡、山梨、愛知、三重の四縣に屬する地方で、東山道も、亦奥羽の七國(岩代、磐城、陸前、陸中、陸奥、羽前、羽後)關東の二國(上野、下野)を除きたる近江、美濃、飛騨、信濃の四國、主として昔の中仙道方面を探るのである。東海道五十三驛の中、日本橋、品川、川崎、神奈川、程ヶ谷、戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根の十一は關東に屬し、三島(伊豆)、沼津、原、蒲原、由井、興津、江尻、府中、鞠子、岡部、藤枝、

島田(以上駿河)、金谷、日坂、掛川、袋井、見付、濱松、舞坂、新居、白須賀(以上遠江)、二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、池鯉鮒(以上三河)、鳴海、宮(以上尾張)、これより七里の渡を越えて伊勢に出で桑名、四日市、石薬師、庄野、龜山、關坂の下(以上伊勢)、土山、水口、石部、草津、大津、京とし、渡海を好まざるものには宮より岩塚、萬場、神守、佐屋の四驛(尾張)を経て桑名に出づる佐屋廻りあり。中仙道又木曾路といひ六十九驛、其の中、日本橋、板橋、藤、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻巣、熊谷、深谷、本庄、新町(以上武藏)、倉ヶ野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本(以上上野)は關東に屬し、信濃に入りては輕井澤、杓掛、追分、小田井、岩村田、鹽奈田、八幡、望月、蘆田、長窪、和田、下諏訪、鹽尻、洗馬、本山、贊川、奈良井、簗原、宮ノ越、福島、上ヶ松、次原、野尻、三戸野、妻籠、馬込の各驛を過ぎ、美濃に入りて落合、中津、大井、大久手、細久手、三嶽、伏見、太田、鷲沼、加納、合渡、御影寺、赤坂、垂井、關ヶ原、今須、を経て近江路となり、柏原、醒ヶ井、番場、島井本、高宮、愛知川、武佐、守山を過ぎ、草津に於て東海道に合し、大津を経て京に入る、東海道百二十四里八町、中仙道百廿七里十一町と算せられて居つたのである。

**英雄勃興の地** 東西交通の要路に當れる東海東山方面は早く王化に浴して史は僅に日本武尊が東征の際駿河の浮島ヶ原に於て東夷の爲に圍まれたまひ、寶劔を抜きて草を薙ぎて之れを追ひたまひしといふ事蹟を傳ふるのみにして、西京畿に近き伊勢は早く五十鈴川の川上に内外兩宮の鎮坐せられて

我が民族が崇敬の中心となり、奈良朝に入りて分道巡視の制定められて五畿七道の別、明かに、帝都の所在地より東は此東海東山の兩道に屬し、一は伊勢なる鈴鹿の關を越て尾張より漸次東し、他は近江より不破の關を過ぎて美濃より信濃に入り、此兩關は近畿と東國との境界となり、後には此の關の東も美濃、尾張、三河は近國の中に算せられ、其の他は遠國の部に屬し、王化は近國より遠國に及び、この地方の最も東なる伊豆は配流の場に充てられたほどであるが、中央政府の威令は夙に此地方にも行はれたれば、平安朝の初め坂上田村麻呂が東夷征定の時、夷酋高丸の西上して駿河清見ヶ關に進みしと傳へらるゝ、清水寺緣起）外に異民族の跋扈を聞かず、先住民族の跡を尋ねべき石器時代の遺物も此地方に發掘せらるゝものは比較的少なくして、海道六國に於ては近國に屬する三河二十三、尾張十八、伊勢に五ヶ所あるのみにして稍々東して遠江には濱名湖畔を中心として五十三あるも、駿河は僅かに三、甲斐は三十、伊豆は二十五にして之れを合すも、山道方面に於ける信濃の百九十五に及ぼず、美濃は四十九、飛驒に百三十八、大日本地誌以て山道と海道との差を見るの一端とする

ことが出来るが、兩者を合しても關東遺蹟數の半ばに達せないのであるから我が大和民族が早く此の地方に發展したことを推察することが出来る。此の地方の史上に活躍を初めたのは源賴朝が平氏の爲めに伊豆の蛭ヶ島に流されてからで、彼れが以仁王の令旨を奉じて平氏追討の旗を擧げた時には、其の監視の任に當れる北條氏却て之れを援け、土肥、仁田、宇佐美、狩野等の豪族皆之れに與みし、次で關東の諸豪風の如くに應じ、甲斐の源氏も亦來り援け、遠く奥州にありし弟義經も來り會して旗鼓堂々平氏の軍を駿河の富士川に破りしを第一着として源氏興隆の氣運は此地方に成り、山道なる信濃にありし源義仲も亦遙かに應じて兵を擧げ、平氏に與みせし城長茂の軍を信濃の横田河原に一蹴し、之れを越後に追ひ、連戦連勝、北陸を定めて賴朝に先ちて京都に入り、平氏を西海に追ひしも、其の疎獷にして專横なる舉動は朝廷の忌む所となり、終に義經等のために伐たれて權力は獨り賴朝一家に集り、此一家の力を以て終に平氏を亡ぼして天下の權は關東なる鎌倉に歸してより此地方は兩中心たる京鎌倉の交通要路となり。鎌倉時代を経て南北朝となるや、京方なる

新田義貞の東征も、鎌倉方たる足利尊氏の西上も、皆な此地方を通過せざるを得ざりしを以て屢々兩軍の會戰地となり、駿河の手越河原、美濃の青野ヶ原等は著名の古戰場として傳へらるゝのであるが、更に下つて足利氏の末に及びては豪族所在に割據し、中に就て甲斐の武田氏は新羅三郎義光の後裔甲斐源氏の嫡流として久しく同地方に雄視したりしが、信虎の時に至りて略ぼ甲斐一國を整へ、其の子晴信入道信玄、英邁の資を以て兵を信濃に進めて、其の大半を略し、こゝに北越の雄將上杉謙信と川中島に戦ひ、一勝一敗、爲めに鹿を中原に争ふ能はざりしも、其の先足利の一族たる吉良長氏に出で、長氏の次子國氏の居る所の庄名を以て姓としたる駿河の今川氏は、範圍の時に至りて駿遠兩國の守護となり、世々威を海道に振ひ、義元出づるに及びて東相摸の北條氏、北甲斐の武田氏と和して後顧の憂を絶ち、西上して覇を中原に争はんとし、先づ三河の徳川氏を服し、進んで尾張の織田氏を倒さんとし、駿遠三の大軍を率ゐて尾張の桶狭間に陣せし時、織田氏に英傑あり、信長といふ、疾風の如くに突撃して之を破る、織田氏はもと斯波氏の守護代として尾張にあり、漸次權力を得

來りしもの、今や今川氏を倒し、更に徳川氏と結びて後顧の憂を絶ち、鋒を美濃の齋藤氏に向け、其の居城井口を陥れて之れを追ひ、域名を岐阜と改めて之れに居り、南の方伊勢の北畠氏を滅し、西しては近江の六角氏を倒し、後、淺井氏を亡ぼし、近畿を平定して中國に向はんとし、天下統一の曙光は此地方に崛起せる此の英雄の力によつて認められんとせしも、背後に於ける甲斐の武田信玄も亦鬱勃たる覇氣を有し、大舉して駿河に出で、今川氏眞を追ひしが、相摸の北條氏康は今川を援けて武田を卻けんとし、三河の徳川家康も亦北條今川二氏と和して遠江の地を併せ、以て武田氏に備へしが、後、信玄は北條氏政と和し、更に越中の推名氏、常陸の佐竹氏と應じて多年の好敵手たりし越後の上杉氏を牽制し、兵を進めて徳川家康の軍を遠江の三方ヶ原に破り、これより馬頭を西して宿昔の志を成さんとせしが、不幸、中途にして病歿し、其の子勝頼遺業を繼ぎ、徳川氏に屬せる長篠城を圍みて猛威中るべからざるの勢ひなりしも、織田氏の徳川氏と聯合して來るに當り、終に破れて甲斐に退き、聯合軍の急追に遇うて勝頼天目山に自刃して、武田氏は亡び、家康は功によりて駿河を得、相摸の



北條氏も亦款を織田氏に容れ、信長の威望は隆々とし、此地方は全く其下に服せしを以て更に西して中國を伐たんとして既に兵を出し、自ら京師に入りて本能寺に館せし時、其の部下たる明智光秀の弑する所となつて、覇業終に空しく消えしも、尾張中村なる微賤の家に生れて夙に信長に用ひられ、屢々戦功を立て、今や中國征伐の途上にありし當年の羽柴筑前守後の豊臣秀吉あるあり、急に軍を斑へして、明智光秀を山崎の一戦に破りて、主君信長の讐を復し、こゝに天下の形勢は一變して、秀吉其の主腦となり、北の方織田の老臣柴田勝家等の軍と賤ヶ岳に戦ふて之れを破り、東の方徳川家康と尾三の野に戦ひて之れと和し、更に中國を定め、四國を征し、九州を平げ、最後に小田原の北條を伐つて終に天下統一の大業を爲した。此秀吉は日本が産み出せる最も偉大なる人物で、此地方が此人物を産み出した事は以て此地方の誇りとすべきである。秀吉薨じて世嗣猶ほ幼未だ諸侯歸仰の中心となる能はざるに、關東の徳川氏の威は漸次關西を壓せんとし、こゝに關東關西分け目の戦争は此地方の西部たる美濃不破郡なる關ヶ原に決せられ、關東終に勝利を得て、天下兵馬の權こ

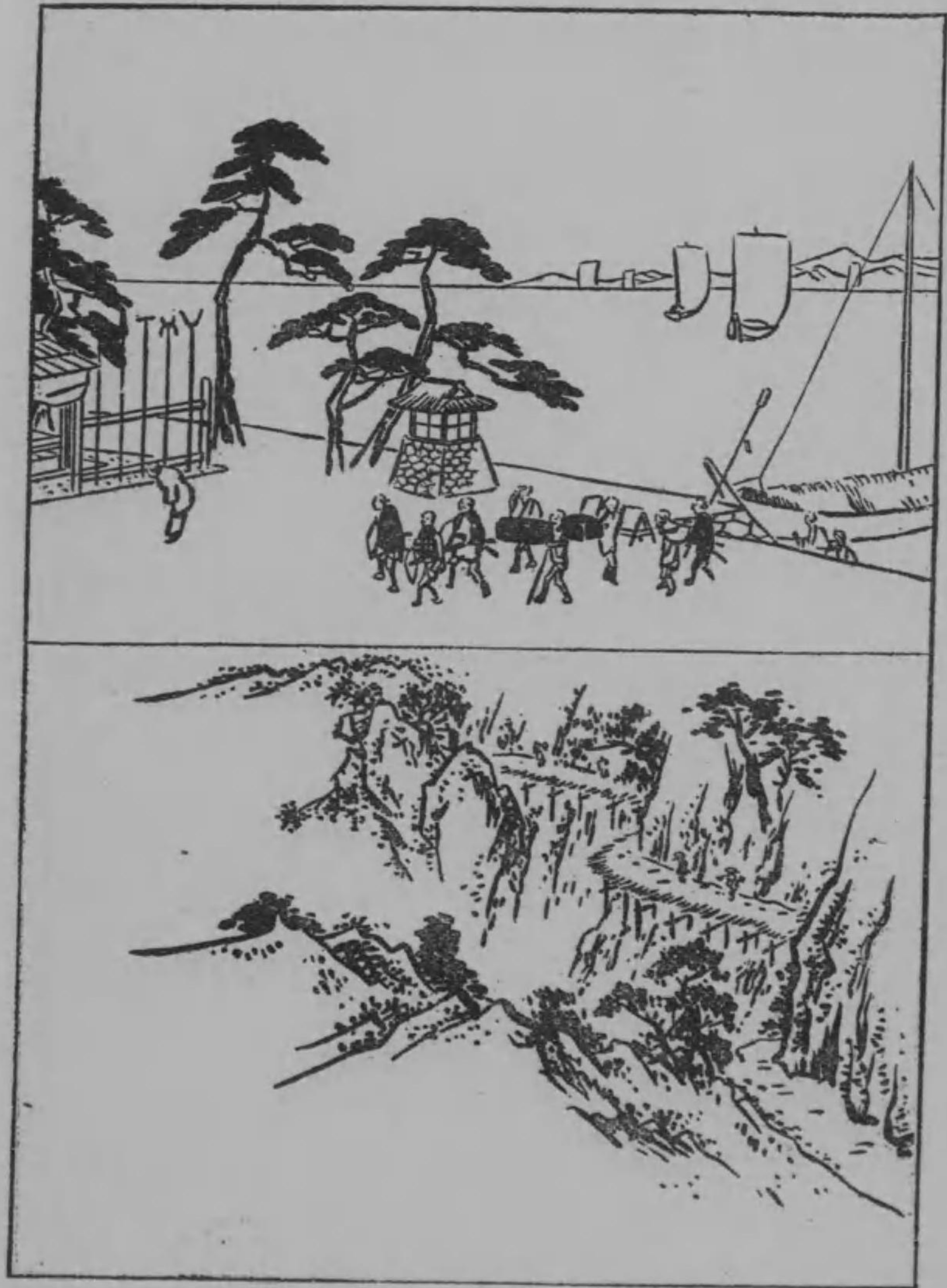
豊臣秀吉

關ヶ原の戦

平原と英  
雄

れより徳川氏に歸するに至つた。此徳川氏も亦此地方の産出したる傑物である。これら織田、豊臣、徳川等の英雄は皆な此東海道の沿線に當たる平原の地に出で、山嶽起伏して、谿間に小區劃を爲せる東山道方面に於ては、大志を抱ける武田信玄の如きを出せるも、交通の不便は之れを阻害して進むに利あらしめず、統一の英雄は皆な海道殊に尾三の平原に出たのである。平原は統一混融に便にして兼併行ひ易く、山間は防ぐに利あるも、進むに便ならざるを以て終に大業を樹つるに至らざりし地理的原因が其の主要の事情たりしを逸することは出来な。

**海道と東山** 東海道五十三驛、箱根の嶮を除きては概ね平坦なるに反し、中山道六十九驛、關東平原を離れ、碓氷峠を越えて信濃路に入りてよりは、山又山、命とからむつたかづらと吟ぜし木曾の棧道を経て美濃に出づるを以て、道路嶮惡、一は平原にして耕地多く、他は谿間にして樹林に富み、後者は川の上流にして急湍玉を吐き、前者は其の下流にして汪洋として海に入る。海道は平原的氣分に豊かにして、山道は山國的氣分に富む、志賀重昂氏曾て山國的氣分を



昔の東海道と中山道

山國的氣分

評して、山嶽にある人民は性質豪健にして高邁に、且つ自ら恃み、自ら頼るを以て最も獨立心に富めり、且つ何事につけても遲鈍なるが如きも、確固にして堅く信義を守り、古風を守りて輕佻翻々の様なく、婦女は貞操にして男子は勤王心將た愛國心に富み、財産能く平均して土地兼併の傾向なく、隨て地主と小作人との軋轢少く、隣保和睦し、郷黨相扶け誠に愛すべきの氣風多し〔人生地理學〕といひ、平原的氣分を評して、平原は運輸交通に便利にして人の往來、物品の交換に便利に、上の思想文物の交換に便利に、かへ、加へて人民此處に集中し、村落都邑多きとて人情は敏捷なり、伶俐なり、寛大なり、實行的なり、文明の先驅者を爲すなり。以上の長所あると共に敏捷伶俐は時に輕薄軟弱となり、事物に便利なる餘り、奢侈贅澤となり、實用實利に走るの餘り、貪慾となるなり〔同書〕と、山道に出でたる木曾義仲と、海道に起りたる源賴朝とを較し、山道に雄視したりし武田信玄と、海道に勃興したりし織豊二氏並に徳川氏とを比せば、兩者の性格の上にも山國的氣分と平原的氣分とを見るべきではないか。平原的なる海道は國を區劃するもの其の多くは川なるが故に、對岸の風化相異なるも

平原的氣分

文化と地形

の少き上に、交通の利は相互に往來せしめて風俗上の差を見る少なきに反し、山國的なる山道は山嶽縦横に區劃し且つ交通便ならざるを以て、信濃と美濃とは同じからず同じ信濃にあつても南信と北信と其の俗同じからず、北信の中にも上田平と善光寺平とは稍々趣を異にし、南信の中にも木曾の谿谷(西筑摩地方)と天龍の谿谷(伊那地方)とは其の風少しく異り、同じ美濃にあつても東濃と西濃と其の氣を一にせず、且つ海道地方の風俗好尚の變轉甚しきに對し、山道地方は古風の殘留するもの多き如き、確に兩地方の色彩を別つべきものである。

若し其れ他の方面より觀察せんか、物貨集散の地たる平原には大都市ありて人口稠密し、山國は自然の障壁之れを杜絶するが故に小都邑に分れて人口も亦稀薄である、即ち東海道方面は人口四十五萬二千を有する名古屋市を最とし、静岡(人口は六萬四千)甲府市(同五萬四千)濱松市(同四萬三千)豊橋市(同四萬四千)津市(人口四萬七千)宇治山田市(同三萬八千)四日市(同三萬三千)なるに對し、東山道方面は長野市(同四萬一千)松本市(同四萬)岐阜市(同五萬二千)大津市(同四萬四千)を有するに過ぎざるに徴しても明かて、山道各市を集むるも一名古屋市の半ばに達せず、更に人口の密度

を見んか、長野は一方里一千六百九十七人、岐阜は同一千五百八十六人、滋賀は同二千五百九十七人、山梨は二千〇二十一一人なるに静岡は二千九百〇一人、愛知は六千二百七十四人、三重は二千九百二十五人で、平均に於て山道は一方里につき一千七百八十六、海道は同三千四百十九である、人口の疎密の此の如きと共に米の收穫は山道なる長野は面積八百七十八方里、岐阜も亦七百方里餘なる其の産額は各百萬石餘なるに海道なる愛知は面積三百二十六方里即ち岐阜の半ばに至らざるに其の收穫は兩縣を合せたる如く二百萬石以上を得て居る。併し養蠶の業は山道は海道に優り、繭の産額長野は約七十萬石、静岡は十七萬石、愛知は三十五萬石内外にして之れを合するも一長野に及ばざること遠き有様である(統計年鑑)其の他海道の漁業を誇るに對し、山道に林業あり、これら職業の差も亦兩道の氣風に影響すること少からざるを忘れてはならぬ。

**徳川時代の所領** 東西交通の要路に當るこの地方は徳川氏が所領の配置に尤も苦心したる所にして、先づ關東に近き駿豆二州は大部分幕府の直轄とし、伊豆韭山に世襲代官江川太郎左衛門を置きてこの地方より關東方面に亘りて八萬四千餘石の地を管轄せしめ、駿河には府中(静岡)に城代を置きて軍事に備へ、別に駿府代官をして八萬餘石の地を支配せしめ、外には田中の本多氏

(四萬石)小島の松平氏(一萬石)沼津の水野氏(五萬石)の如き譜代の小藩を配し、武田氏の故地を収めたる甲斐も亦直轄地として勤番支配を置き、軍事を管せしめ、代官を甲府(支配高八萬四千餘石)と市川(同七萬九千餘石)とに置き、民政を掌らしめ、遠江には中泉に代官を置き(同六萬三千餘石)其の餘は濱松の井上氏(六萬石)掛川の太田氏(五萬餘石)横須賀の西尾氏(三萬餘石)相良の田沼氏(一萬石)とし、三河は岡崎の本多氏(五萬石)西端の本多氏(一萬五百石)新谷の土井氏(二萬三千石)吉田の長澤氏(七萬石)西尾の大給氏(六萬石)拳母の内藤氏(二萬石)皆な譜代にして外に西太平の大岡氏(一萬石)田原の三宅氏(一萬二千石)あり、尾張の名古屋には御三家の一たる親藩徳川氏(六十二萬石)の雄視するあつて伊勢には外様大名たる藤堂氏(三十二萬三千餘石)を津に置き、其の南には紀伊に親藩徳川氏ありて、外様久居の藤堂氏(五萬三千石)長島の増山氏(二萬石)薦野の土方氏(一萬千石)あるも、譜代には桑名の松平氏(十一萬石)神戸の本多氏(一萬五千石)龜山の石川氏(六萬石)并に志摩の鳥羽に稻垣氏(四萬石)あり。山道方面には關東に近き信濃には中ノ條支配高六萬九千石并に中野(同五萬四千餘石)に代官

諸藩の配  
置と代官

を置き信濃并に上野の一部を管轄せしめ、其の他は多く譜代の小藩を配して大藩を置かず、外様には松代の眞田氏(十一萬石)高島の諏訪氏(三萬石)須坂の堀氏(一萬石)飯田の堀氏(一萬五千石)あるのみにして他は松本の松平氏(六萬石)上田の松平氏(五萬三千石)高遠の内藤氏(三萬三千石)飯山の本多氏(三萬石)田野口の松平氏(一萬六千石)小諸の牧野氏(一萬五千石)岩村田の内藤氏(一萬五千石)である。飛驒は幕府の直轄として郡代を高山に置き、同國并に越前美濃の一部拾一萬四千餘石を支配し、美濃も亦郡代を笠松に置きて拾萬石餘を管し、他には大垣の戸田氏(十萬石)を最とし、高須の松平氏(三萬石)大垣新田の戸田氏(一萬石)郡上の青山氏(四萬八千石)岩村の松平氏(三萬石)等の譜代の外に、高富の本庄氏(一萬石)加納の永井氏(三萬二千石)苗木の遠山氏(一萬餘石)を置き、近江に入つては譜代たる井伊氏(三十五萬石)湖東にあつて北國と近畿の關門を扼し、膳所の本多氏(六萬石)宮川の堀田氏(一萬三千石)の外は水口の加藤氏(一萬五千石)三上の遠藤氏(一萬二千石)山上の稻垣氏(一萬三千餘石)大溝の分部氏(二萬石)餘(西王路の市橋氏(一萬八千石)あり、別に近江の大津に世襲代官石原氏支配高十萬

昔の關所

石餘を置き同國并に近畿の直轄地を支配せしめ、同じく世襲代官たる多羅尾氏(同五萬五千餘石)を信樂に置き近江伊勢美濃等に管轄を有せしめてあつた。仔細にこれらの配置を點檢せば、如何に幕府が東西交通の要路たる此地方に於て西より來る勢力と外様大名の監視に心を勞せしかを見る事が出来る。

徳川時代に東西の交通の關門たりし箱根の關所の嚴なりしは人の知る所、同山脈には箱根の外、仙石原、矢倉澤、川村、谷ヶ村に關所ありて別道を取るものに備へ、小田原と熱海との間には根府川にも關所があつたのである。東海道には遠江の今切井に氣賀に關所あり、甲州街道に小佛、中仙道には碓氷にあり、信濃に入りては木曾の福島井に贊川にあつたので、其他、今國伊那方面には浪合、心川、帶川、小野川、清内地等にもあり、近江は主として北國との交通に當る山中、劍熊柳ヶ瀬にあつたのである。

社寺と宗教

早く天孫民族の勢力範圍に歸せる海道地方の畿内に近き所に有格神社多くして先きに擧げし伊勢内外兩宮は別として近江には滋賀郡坂本村に日吉神社、栗田郡瀬田村に建部神社以上官幣大社、夫上郡多賀村に多賀神社、官幣中社あり、美濃に入つて不破郡宮代村に南宮神社(國幣中社)あり、海

有格社

道方面に出で、は尾張の熱田神宮(名古屋市駿河の淺間神社(富士郡大宮町)伊豆の三島神社(田方郡三島町)の官幣大社、伊賀の敢國神社(阿山郡府中村)甲斐の淺間神社(八代郡一櫻村)の國幣中社、尾張の眞清田神社(中島郡一宮村)三河の祇鹿神社(寶飯郡桑宮村)遠江の小國神社(周智郡一宮村)駿河静岡市の神部神社、同淺間神社(大歳御祖神社)の國幣中社に列するあり。歴史的活動の名残として見るべきは南朝の宗良親王を祀れる井伊谷宮(遠江國引佐郡伊谷村)の官幣中社と結城宗廣を祀れる結城神社(伊勢津市)並に徳川家康を祀れる東照宮(駿河安倍郡久能村)あり。山道信濃の方面には出雲より此地まで追はれて終に降伏したまひし建御名方神を祀れる諏訪神社の官幣大社に列せらるゝの外に國幣中社に生島足島神社(小縣郡鹽田村)小社には戸隱神社(上水内郡戸隱村)あるのみにして飛驒には僅かに國幣小社に水無神社(大野郡宮村)あるのみである。

諸國一の宮

諸國の一の宮は大抵右に擧げたる中にて伊賀は敢國神社、伊勢は都波岐神社、志摩は伊射波神社、尾張は眞清田、三河は祇鹿、遠江は己等乃麻知神社、駿河は淺間、甲斐も

總説

浅間、伊豆は三島、近江は建部、美濃は南宮、飛騨は水無、信濃は諏訪である。

寺院數

神社總數は境外無格社を除きて海道方面は六千〇六十八、山道方面は五千六十八、寺院總數は一萬四百九十五で、其の中最も多きは曹洞宗の三千四百二十六にして、之れに次ぐは眞宗の一千九百八十八、臨濟の一千五百〇二、淨土の一千三百七十一、日蓮の一千十三等にして關東に於て第一位を占めたる眞言は七百九十に下つて居る關東に於ては四千六百二十四、山道、寺院總數は六千九百十六にして眞宗の二千八百八十九を最とするも其の中一千六百十七を近江に有して居るのであるから之れを除けば一千二百七十二となる。しかも尙ほ最多數にして之れに次ぐ曹洞は九百九十三、淨土は九百十三、臨濟は八百二十四、天台は六百十四、眞言は四百二十八、日蓮は百二十二に下つて居る。此地方に於て畿内に接せる近江には天台宗(山門派)の本山延曆寺の日本各宗の淵源ともいふべき比叡山にありて多大の勢力を有する外、寺門派本山園城寺、同眞盛派本山西教寺、臨濟宗永源寺派の本山永源寺、眞宗木邊派の本山錦織寺あり、伊勢には同高田派本山專修寺あり、東海道方面には遠江には近く獨立せ

佛教の本山

る臨濟宗方廣寺派の本山方廣寺、甲斐には同向嶽寺派の本山向嶽寺あり、駿河には日蓮宗富士派の本山大石寺、本門寺、伊豆には實成寺あるも皆な少數の末寺を有するもののみにして、海道にあつて名實並に本山たる勢力を有するは日蓮宗の本山なる甲斐の身延山久遠寺にして、山道にあつて威を振ひ、宗の何たるを問はず日本佛教徒の渴仰の中心となれるは天台の大勸進と淨土の大願とによつて守らるゝ信濃の善光寺である。

此地方に於ける國分寺は伊賀は阿山郡三田村、伊勢は河藝郡河曲村、志摩は國府村、尾張は中島郡國分村、三河は寶飯郡平幡村、遠江は磐田郡光明村、駿河は安倍郡安東村、甲斐は東八代郡國立村、伊豆は田方郡三島町、近江は滋賀郡石山村、美濃は不破郡青野村、飛騨は大野郡大名田村、信濃は小縣郡神川村に其の遺址を見ることが出来る。

基督教

基督教は東に多くして西に少く、教會數は静岡に四十六、山梨に十六、愛知に三十九にして三重には十一、長野には三十、而して岐阜には十一、滋賀には九と示されて居る。

## 第二章 伊豆

行政區劃

伊豆の國 伊豆は出づなり、東は相模、西は駿河の中間にあつて長く太平洋に突出し、三面海を帯びたる半島國で、其の餘勢は蜿蜒として海上に點綴して所謂伊豆七島となり、更に小笠原島にまで連つて居る。其の中、半島を加茂田方の二郡に分ちて静岡縣の管轄に屬し、七島並に小笠原島は東京府に屬して居る。此の半島並に島とは富士火山脈の餘波を受けて居るのであるから全國悉く火山岩になり、所々に溫泉を噴出し、其の數七十餘所の多きに達するか、ら伊豆の名に就ても伊豆は出づるなりとの外に伊豆は出湯いづゆの義なりとするほどであるが、(州名起原)國名の起原はアイヌ語の岬を指してエツといへるに基くとするチャンパーレン氏の考證を正しとせざるを得ない(伊豆新誌)伊豆は出づるなりとある風土記の説も、伊豆はエツ即ち岬なりといへる考證も之れを示すが如く長く海に出づるが故に、古來の傳説も多く海よりし、上古天孫瓊々杵尊の此豊葦原中つ國に降臨したまふに對し、夙に此國を經略して出雲に居

國名

國神の傳説

事代主命

りたまひし大國主命の國を天孫に譲りたまふに當り、大國主の子事代主命は出雲の三種崎にあつて釣魚を樂みたまひしが、此事を傳へらるゝと共に天の逆手を青柴垣に打ち成して隠れたまひしと古事記にある後、史は其の到りたまふ所を明にせねど、此命に關する傳説は此國に多く、或は四國九州方面より東北に向ひて流進する黒潮に乗じて此國に渡航したまひしか(伊豆七島)と想像せらるゝほどで、此神の迹を垂れたまひしといふ三宅島には此神並に其の眷族隨從者を祀れるの祠多し、かくて神は大島に羽分の大后並に二王子を遣し、利島は此神の御子阿豆佐和氣命を始祖とし、新島神津島等も亦此神の御子達を祖とし、半島に入りて現に當國の一の宮と稱せられ、今、官幣大社に列せらるゝ三島明神は此神を祀り、初め島にありて、後半島の南部たる加茂郡に在し、更に北して田方郡なる田中村に遷り、それより又北して國府の所在地なる今の三島に遷し奉りしと傳へられて昔は地、田方郡にありながら三島明神の神域のみは加茂郡に屬し、田中村には此神の妃たりし溝織みぞおり姫命ひめのみことを祀り、神代紀に所謂事代主神、化して八尋やっつの鰐となりて三島溝織姫に通ずとある故事を偲ばし

伊豆

めて居る。(此祭神に就ては異説あり後に出づ)出湯の義とするに就ては國名を冠する伊豆山神社を逸することは出来ない。此社走湯權現と稱し、火神火矣須比の命を祀り古は關東並に七島を一眸の中に收める日金山にありて、山を伊豆の御山といひしが後に矣須比の峰に遷し、承和三年甲斐の國八代郡の賢安上人此處に來りて東岸より清淨の湯の涌出するを見て走湯權現垂迹の所として(會我物語)今の處に遷し其の本地を千手千眼廣大圓滿觀世音菩薩とし、鎌倉の代に入りて武將の崇敬厚く、終に關東の總鎮守とし、別當走湯山東明寺は上下の二宮三千の僧坊を有して榮え、これを伊豆山權現と稱し、伊豆の名も亦此の出湯に基くといふ説も出たのであるが、半島たる此國には此權現に就ても、海外渡來として應神天皇の時、高麗の國より相模の唐の濱の磯に至り、松葉仙人といふもの祠を立て、安置し、仁徳天皇の時、今の處に遷すといひ、藻鹽草には同じく韓人として船夫の祖王辰爾を祀るといふ説もある(豆州志稿)殊に船夫の祖とせるに就ては三面海なる此國の早く造船術の開けて居つたのを想ひ合すことが出来る。史の示す所によれば應神天皇の五年十月、此國に科

して船を造らしめられ其の船長さ十丈、之れを海に浮ぶれば軽く浮び、疾きこと馳るが如し(日本書紀)とある。半島の文化は一面大陸より溢れ來ると共に、又海より入り來る。狹長なる一半島であるが、我が本州の最も膨脹したる部分にあつて、しかも本州を横斷せる富士火山脈の餘波を受けて、最も長く太平洋上に斗出せる國であるから、内外の交渉點となつて我が文化に關係すること頗る多い。

此國人の氣風に就て、例の「人國記」は「當國の風俗は強中の強にして、氣を稟くる所すべて清きなり、しかれども一花の氣にて少しの違ひめにても又親怨を變ずるなりとぞ」とあり、「伊豆新誌」には概して平凡であるが、正直と質朴とは其の取柄であらう」とある。

**配竄の地漂流の地** 聖武天皇の神龜元年三月配流の關係より日本國を遠國と近國とに分ち、此國を以て遠流の地と定められ、殊に半島に尤も近き大島は地理的關係上流刑に適したるを以て古來名門權貴の此地に謫せらるゝもの多く、天武天皇の四年三位麻績王罪あり、因幡に流し其の子を伊豆の島に流



役小角

されしを初めとし、奈良朝に於ては役小角、村田史名倉、多治以三宅鷹、小野東人、鹽燒王、僧專住、平安朝に入りては氷上川繼、下つて保元の亂には源爲朝等此の地に流され、就中本邦修驗道の祖たる役小角は此島にあること三年、晝は皇命に隨ひて伊豆の島に居り、夜は練行して富士山に往き、身海上に浮びて走ると陸を踏むが如し（扶桑略記）とあり其の居所たりしと稱せらるゝ岩窟は島の東岸なる山の麓にあり、島民の信仰今も絶えず、といふに見ても、精神的感化を遺したるを見るべく、源爲朝は大島より更に八丈島に渡り此地に遺蹟を止め、更に琉球に入りしとも傳へられたれば武力を以て島民を服したるを察すべく、其の他文化開けたる中央名門の來住は直接間接に地方文化の開拓に資したるべく、源賴朝の流されしは海島にあらずして狩野川の夾流して昔は島の形を爲せる蛭ヶ兒島といふ本國の一地方なれど、名門の出たる賴朝は終に此地方人の後援を得て天下の大勢を制するを得たので、流謫の地たりし此地方は終に覇業の搖籃となつたのである。

此地方を覇業の搖籃としたるものは源氏のみではない。源氏に次ぐ九代の太平

蛭ヶ兒島

覇業の搖籃

を保つた北條氏も此地に出て、後年關東に覇を唱へた伊勢新九郎長氏後の北條早雲も亦此地に流寓し、一舉函嶺を越えて小田原を略して其の礎を爲したのである。

かく中央より此地に謫せらるゝものあると共に海外より此地に漂着し來るものも亦少からず。推古天皇二十八年秋八月には夜玖人二人流され伊豆の國に來る（日本書紀）とあり、古今著聞集には、承安元年七月八日伊豆の國奥の島の濱に船一艘着きたりけり、島人ども難風に吹き寄せられたる船ぞと思ひて行き向ひて見るに、陸路より七八反ばかり隔て、船を留め、黒繩を下して海底の石に四方を繋ぎて彼の鬼人は船より降りて海に入り、しばしありて岸に上りぬ。島人粟酒をたびければ飲み食ひけること馬の如し、鬼は物いふことなし、其の形身八九尺許にて髪は夜叉の如し、身は色赤黒く眼圓くして猿の眼の如し、皆な裸なり、身に毛生ひず、蒲を組み腰に巻きたり、身にはさまざまの物を彫り入れたり、各々六尺ばかりなる杖を持ちたり。島人の中に弓矢持ちたるものありけり、鬼乞ひけるに島人惜みければ、鬼賊を作りて杖を持つて先づ弓持ちたるを打ち殺しぬ。凡そ打たるゝもの九人中、五人は死ぬ、四人

鬼の漂流

伊豆

は手を負ひながら生きたりけり。其後鬼、脇より火を出しけり、島人皆な殺されんずと思ひて神物の弓矢を申出して鬼のもとへ向ひたりければ、鬼海に入りて底より船のもとに至りて乗りぬ。乃ち風に向ひて走り去りぬ。同年十月其の事を書きて落したる帯を具して國司に奉りけり、くだんの帯は蓮花王院の寶藏に收められけるとかやとあるは遠き昔に南洋土人の漂流し來れるの事蹟で、近く最南なる小笠原に於ては我が國に於て無人島として放擲せる間に英米人によつて啓發せられ移住し來るもの、漂流し來れるものありて現に本邦に歸化せるもの、中には英吉利人、米國人、伊太利人、西班牙人、葡萄牙人并に黒人種に屬するものあり、(南進策と小笠原群島)といふほどであるから此の太平洋上に點在する島々が海外の風化を受けたことも否定することは出來ない。否、これら極南の島のみならず、我が大日本國人が鎖國の惰眠を打破したる米國水師提督ペルリとの交渉は實に此の半島の南端下田に於て開始せられたのである。これより先き英船も此地に來り露船も此地に入つたので、終に此下田を以て外國交渉の地としたのである。當時外國人との取引は下田

小笠原島  
の人種近代文明  
と伊豆人

の人民のみに許可せしを以て、江戸其他四方の商人は此處に集ひ、下田人によつて交易したから、頗る貿易の機宜に通じ、後横濱の開港せらるゝや、辨天通五丁目、下田長屋を設け横濱貿易の開祖と目すべきものとなつた、(續世界山水圖説)其他幕府が貿易視察として商人より擢んでて海外に派遣した橋本屋辨藏も下田の人であり、日本寫眞術の祖下岡蓮杖も亦下田人である、(同書)安政元年十一月、露西亞軍艦の下田に於て船底を損し駿河の宮島沖に沈没するや、艦長プチアチン伊豆の戸田灣を以て天然の船渠とし村民を備ひて造船に従事せしを以て同地方人は外國形船舶の建造に通曉し、後年幕府の横須賀に船渠を開くに當り、造船所最初の工長となつたものは戸田人上田寅吉であり、其の使用せし職工は多く伊豆人である。其他初めて西洋形造船所を私立せし緒明菊三郎、大坂灘波島に造船所を開きたる佐山芳太郎も戸田人である、(同書)若し其れ新文明に多大の貢獻をなせる江川太郎左衛門英龍を見んに、こも亦伊豆斐山の代官にして、此人によつて本邦の兵術は改められ西洋流の使用せられたので、江川氏は其の心血を濺いで成れる反射爐を使用して頻りに大砲を鑄

造し終に今日陸軍砲兵工廠の礎を爲したのである。かくて配竄の地、漂流地たりし伊豆は新文明の光を放ち近世史上忘るべからざる國となつたのである。

三島明神其他

先きにいへる如く三島明神は今事代主神を祀るとなつてをるが、これには異説があつて「東關紀行」には

伊豆の國府に至りぬれば三島の社のみしめ内を拜み奉るに、松の嵐木暗く音づれて、庭のけしきも神さびたり。此社は伊豫國三島の大明神をうつし奉ると聞くにも、能因入道伊豫守實綱が命によりて歌よみ奉りけるに、炎旱の天より雨暴ヒレカにふりて枯れたる稻葉も忽ちに縁ミヅに返りける。あら人神の御名残なれば木綿たすき掛巻くもかしく覺ゆ。せきかけし苗代水の流れ來て

またあまくだる神ぞ此神

とあり、伊豫の大三島は大山祇命なれば此神も大山祇とするにて「丙辰紀行」には「凡そ三島といへるは豫州攝州、此國と三所に現れなしたりとし、且つ此神は

久しく富士山と父子にましますといひ傳へたればとて、扱ては大山祇神、木花開耶姫と定め申さば日本紀の心にも協ひ申すべきなり」とあり、されど廿二社本據に「葛木の賀茂は都波八重事代主の神にして伊豆賀茂郡に坐する三島の神同體にてまします」とある由なれば、今はそれに據りて事代主神を祈るとしたのであらう。その何れを正しとすべきかは暫く専門家の考證に任すも、此神の海より來りたまひしとの説は共にこれを傳へ且つ伊豫三島の神と同じく祈雨の神として尊崇せられ、三島龍雷傳とて神道に神祕ありと傳ふ（東海道名勝圖會）。此社に今は絶えたれど、昔は一月六日に御田打祭とて農民等思ひく（地誌）の服裝を爲し、假面を被り鋤鍬を肩にして町内を踊り歩くの風ありたり（日本名勝圖會）。これを又三島祭といひ、頗る盛なるものなりしと見え、東海道名所圖會は次圖の如き畫を挿んで居る。

三島明神の本體に就て「北條盛衰記」に「永祿十二年武田信玄の先手のものども、三島明神の社壇を打破り、斗帳を盗み取り、神殿を見るに神鏡の外、本尊なし、諸勢も申しけるは、三島は海道に聞えける大社なるに何とて本尊のなきならむ、かくの如き神もなき宮に何の罰あらんとて寶藏も打破りてけり」とある。

三島明神  
と川魚



川魚は此神の愛したる所と信ぜられ神社には今も鯉の澁瀬として跳上り三島の宿内を流るゝ小川には鯉充ち満ちて之れを神の使命として崇めた爲め鯉も人を恐れず手を拍てば寄り来るほどであつたが維新後これを捕へ始めてより今は全く其の跡を絶ち一尾も見ること出来なくなつた。

三島祭りは今昔の面影なけれど此の國の祭祀奇風として傳ふべきは、源爲朝が臂筋を斷たれて大島に配流せらるゝ時其の恢復を祈りて驗ありしといふ大瀬明神は

大瀬の舟  
祭

尻摘み祭

來宮の物  
忌

大瀬崎にありて手力雄命を祀り、毎年四月四日、近郷より盛装したる幾百艘の船、いづれも老若男女を満載して赤禰袴の若者、舳先に立ち笛や太鼓の囃しにつれて踊り、掛け聲面白く明神さして船を漕ぎ伊東町なる音無神社は源頼朝の八重姫と參會したりと傳へらるゝ音無森の傍にありて神豐姫命を祀り、毎年十一月十日夜の例祭には神前の燈明の外、一切燈火を用ひず、村内總て歌舞音楽を禁じ、村人社中に集り、こゝに神酒を興へらるゝも、あやめもわかぬ闇の中なれば尻を抓摘り無言にて土器を次へ〜と廻すを以て之れを尻摘祭といひ、頼朝と八重姫との故事に因んだのだと云はれて居る如き類であらう。

(伊豆新誌) 其他加茂郡田中村なる來宮明神の祭典たる十二月七日より二十四日までには村民一同酒と肉を忌むの風の存するも亦奇とすべきである。

三島曆井に龜ト 三島明神を中心として神道並に陰陽道の遺風の此半島の附近の島々に残留したりと思はるゝは古來三島には一種他と異なる三島曆なるものあり、専ら關東地方殊に伊豆相摸の地に行はれて居つた。これは三島宮町の曆師河合氏の傳ふる所で、邸内に曆神岩永姫を祀り且つ天文臺を

設けて曆を算して之れを頒布し、朝廷並に代々の將軍にも献じて明治初年まで繼續したので(伊豆新誌)其の由來に就て「北條盛衰記」には「關東の曆は伊豆三島と武藏大宮と兩所にて造り出す、然るに一年十二月に大小の相違あり、其頃安藤豊前守といふもの博學才智ある故北條氏政此義を尋ね給へば、豊前守曰く、寛喜中靈龜算木を負て伊豆三島に上る、里人、奇異の思ひをなせども其のいはれを知らず、乃ち宮寺に藏む、其後新羅國より一老翁三島に來り、此算木を取り出し善く曆法を説くとある。本土には三島曆のみ久しく傳はりたれど、島には古くより太卜ふとくの占法傳はりて之れを職とする卜部の家の今に遺るもの少からず。海南風俗史は參照とすべき古記を擧げて

三島明神末世の爲めにうら方といふ者を壬生實正に教へ給ひて曰く、雨つめの龜の甲にて焼くべし、雨つみといふは龜の内にあるなり。それを取りうらかたのやうにこしらえ、櫻の木つばきの皮に火をつけてうらかたのやうに焼くべしとてうらかた焼し文を授けたまふ。(三宅記)

凡そ宮主、卜部の事に堪ふる者を取りて之れに任ず、其の卜部三國卜術優長

者を取る、伊豆五人云々(延喜神祇式)

伊豆國大島の下人は皆な龜卜の占を爲すなり堀河院の御時、くだんの島の下人三人を召してトせらる(古事談)

夫れ龜卜の義は尙書及び春秋傳これを載す、然れども中華其傳を亡滅す、以下傳ふ所は八丈島なり、吾頃日龜卜秘訣對州醫師平田榮庵の口授、又卜部兼俱の傳、又萩原家の傳、又四の宮神主の傳、之れに續く、而して後八丈島の傳日用盛なるを覺ゆるのみ(園翁交語)

龜卜の法

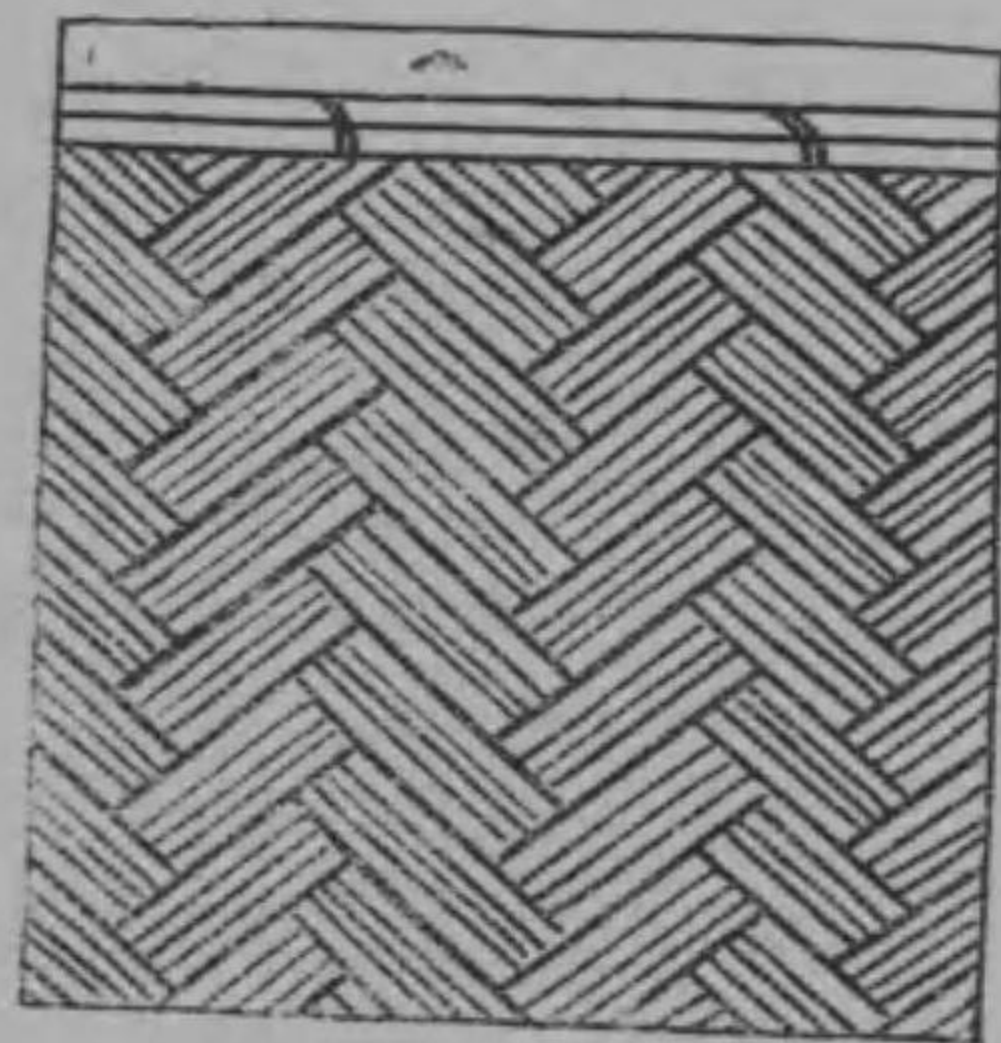
正月七日、龜卜のはじめなり、之れを七日のつげうらといふ、十五日龜卜を燒き之れをうらかへといふ、正月の月事なければ、右の燒初の例となす、事あれば吉日を撰みて燒く、八丈島卜部湯の本の唱歌

- 一、イヤ、湯笹を手に取りてまねごうに何の袖も御坐りけるよ。
- 一、イヤ、天竺もこしも、高天原も禮なしに神湯の言者こゝへ集め。
- 一、イヤ、此笹はよき劍つるぎに似ける惡事咎めを祓ひなしけるよ。
- 一、イヤ、此笹は何方の笹ぞ、山越ての山越て富川の笹よ。

と南方海島志には「一村に一人宛龜トを爲すものあり、卜部殿といふ、神祭に四方を射る」と、島には古風の残留するもの多し、請ふ先づ本土を見て更に島に移らん。

半島の風俗

相摸、駿河の兩國を根として長く海上に斗出し、中に半島を横



垣 竹

断する天城山ありて、口伊豆と奥伊豆とに分れ、其の風俗も稍趣を異にし、且つ其の相摸に向へる方面と駿河灣に向へる方面とは其の風の同じからざるものありて、駿河に接せる方面は箱根の西となり、相摸に接せる方面は箱根の東となり、前者には東京の風化の及ぶこと多けれど、後者には及ぶこと少く、後者に属する三島より南、修禪寺に至る街道に於て見受くる女竹を編みて圖の如く爲して籬とせる家の如きは前者に属する伊豆山、熱海の方面には見るに少きが如きは一例である。口伊豆と奥伊豆との差も亦此の如く、交通の便開けたる口伊豆地方は史蹟と名勝とに富み且つ温泉多くして都人士の來往絶

東伊豆、西伊豆、

口伊豆、奥伊豆、

三尊の彌陀

昔の風俗

えざるに反し、交通の便なき奥伊豆は下田の一時海外との互市場として傳へられたる外、中央との交通少く、人情も亦質朴にして口伊豆の如く浮華に流るゝの弊なし。奥伊豆の南端石廊崎に一つの巖窟ありて、其の奥深く三尊の彌陀を刻したるあり、此事に因みて橋南谿の「東遊記」には此邊の風俗を叙して

「いつの頃よりか、奇異の靈跡ありと問ふに、昔は此穴の中恐ろしとて入る者なかりしが、七八十年前、蟹なる者ふと鮑榮螺など撰りて入りしに、人探らぬ穴の事なれば夥しく得物ありしより、段々奥深く入りて終に此佛體を見出せしなり。此邊昔は甚しき惡風俗にて人の心おそろしかりしが、此靈異を拜みしより佛法の有難きことを知り、自然に人の心柔和になり、今にては温淳の風俗となれりとぞ。昔の物語を聞くに、正月年禮に來る者、先づ唱へて「イナサ參らふ」といふ、あるじ答へて「寄せて御座れ古釘で祝ひませう」と、これを年始の祝言とす。これを如何なるわけと問ふに、イナサとは此海上の惡風なり、此風吹くときは此邊の者ども手に手に松明を持ち、或は背に戸を負ひ、火を燃して濱邊を往來す、沖に行きかふ船、難風に苦みて入るべき湊やあるとらるつき居る時、此火の光りを見て人家やある船やあると馳せ來れば海底の岩に船碎けて破船に及ぶ、翌朝浦々より船を出し彼の破船せる荷物道具を取り掠む。さればこそ今に至りても此邊の古き家は天井板敷なぞ多くは船の古板もて作りたり。かゝる惡風俗のならばしも佛法の恵みによりて柔

伊豆

和の心に變じたるは誠に太平の徳化、山の奥海のはてまでも及びて、よき教の行き  
わたりたるゆえにこそ。

奥伊豆と  
美人

此の書は寛政年間の上木なれば、こゝに七八十年前といへるは今よりは二百  
年にも及ぶべき昔物語である。今こそ温厚なれ、昔はかゝる悪風俗もありし  
か。此の地方には海を隔てし島々にて見る如き美人少きに就て一の傳説があ  
る。奥伊豆の南端なる下田の北口にある下田富士と駿河の富士山とは姉妹  
であつたが、姉なる駿河の富士山は容姿悪く、下田の富士は容姿が優れて居つ  
たものだから姉なる富士山は之れを妬みて一生顔を合せないと誓はれたか  
ら、こゝに天城山の屏風が出来て、奥伊豆からは何處よりも富士山の姿は見ら  
れず、且つ此地方には今に美人が生れないのであるといふ。

塞の神

歳時風俗に就ては、口伊豆各地より奥伊豆へかけて、正月には塞の神の祭り  
ありて、小車に朱塗の小祠を載せ之れを曳きて群兒の戸毎に錢を集め、之れを  
以て達摩、おかめ、扇幣等を買ひ求めて大竹枝に吊し、其の下に各家の松飾を集  
め十四日を以て焼き棄つるの俗あり、又此の塞の神は神無月の留守神として十

熱海の節  
分

月十四日には、戸々團子を藁苞につゝみて之れを祀る（風俗畫報一四四號）熱海地方  
にては節分の豆を茄子の枝を燃料として炒るときは、豆で働き借金をなす、  
とて縁起を祝ふ俗あり、且つ此の夜鰯の頭を炙リヤツカッシとて茅の莖を五  
寸ほどに切り、其の先を割りたるものに挿し常の年は十二本、閏ある年は十三  
本、

ながくもそろ、やつかゞもそろ、隣の婆さん屁をたれて、やれくさい、それ  
くさる。

夷子

と唱へて之を戸口に挿す（郷土研究二ノ六）此の地方一帯先きにいへる事代主神の  
因縁にや夷子を祀ること多く、且つ此神は西より來りたまひたれば西面せし  
むれば逃げ去るとて之れを西面せしむることなき、如きも他邦には見ること  
少き習俗である。（風俗畫報一四四號）

日蓮上人

源頼朝以後の流人として伊豆には日蓮上人がある。其の流されたまひし地たる  
伊東には弘長元年五月上人の川奈崎に着したまひし時、伊東朝高の之れに歸依し  
て自邸を以て寺としたといふ佛光寺并に赦免の時、朝高に與へたまひし曼荼羅や

除厄日蓮の像などの存する佛現寺并に此地方なる柏峠に於て夜なく旅人を惱ます怪物を日安上人が修法の力によつて鎮めたまひし時、天狗の樹上より落したといふあやま謝り證文なるものが藏されて居る。

日蓮上人に關して付記し置くべきは、葦山の江川太郎左衛門の家の棟には上人の親しく書したまひし火伏の符ありと傳へ、其の家屋依然として今日に存し、同家にて之れを上梓して一人一枚を限りて施與せしに來り請ふもの今に絶えずと、日蓮宗の此地方に於ける勢力も亦逸することが出來ない。

伊豆に於ける史蹟に就て更に付加すべきは弘法大師が獨鈷を以て石を穿ちて開かれたといふ温泉の所在地なる修禪寺は、弘法大師を開基として、もとは眞言宗なりしが、後臨濟に轉じ、更に曹洞に轉じたが、今尙ほ眞言の祖師たる大師を祀つて居る。此地には源範頼并に頼家の史蹟に伴ふ幾多の傳説が遺つて其の古墳は懐古の料となつて吟節の客をして、

山空兀立川空流。往事茫茫何處求。一片孤碑千古恨。豆箕露滴滿林秋。

(三島中州)

の情に堪えざらしむ。

産小屋 今熱海町に屬する伊豆山地方は先きにもいへる走湯山権現の在す所なるを以て敬神の念殊に厚く二十年前までは我が國古代の遺風たる

江川太郎左衛門の家

修禪寺温泉

古代の遺風

かこひ

月經時

伊豆

四一

産小屋の俗存して、婦人が産をすると直に保護者に伴はれて同所宇東谷及び峯谷に設けられたる小屋に入り、家族縁者は米其他の食物鍋蒲團などを之れに運び、産婦は五日の間此處に居て安靜にして居る。小屋は一間半四方の艸葺平屋建て、周圍に竹垣を繞らし、箭竹を立て、惡魔除けとし、夜間は夫が來て之れを警護するが、夫妻は同棲することは出來ず、其の入口も別々で夫の居る一疊敷と産婦の居る一疊敷との間の一疊は中の半分に爐を切り、他の半分に胞衣を埋め、胞衣には時々水を掛けて早く腐らせる。夫婦は此爐を隔て、相接せず、萬一起臥を共にし又は女の入口より男が入りなどすれば神罰あると信ぜられて居る。小屋を出る際に汚れた衣類は海濱で焼き棄て湯瀧に浴して身を淨める衣服を改めて家に歸り、其の後はベヤ(別家)又はかこひと稱し、三十日の間は庇ひさしの椽に假住居して其の間は家の者と食事を共にせぬ。若し四ヶ月以下で流産でもした場合は神慮に合はぬ不淨なりとして百日乃至七十五日の間夫婦とも所拂ひと稱して家の近所に居住するを許さず宇金原といふ所に居らしむる風があつた(郷土研究二の六二四)月經の場合も亦ひまや小屋に



入りて家屋敷を穢さぬやうにし、飲食も此小屋の内でしたのであるが、後には庭の内、軒端（のき）底下などに居る此風を守ることゝなつたが、それも今は亂れたやうである。海を越て大島に於ても此風ありしが、幕府時代に之れを禁ぜしより漸く廢れたれど、今も猶ほ大家には稀に此の遺風の存して、よこれ屋（よこれ）と稱し、四疊餘の板敷の別室あり、閉居の一週間は一切職を取らしめざるより又ひま（ひま）やの稱あり（海南風俗史）以て古風を偲ぶことが出来る。

**島の風俗** 島は古風の残留所なり、四面繞らすに海を以てし、他の文化を受くること少く、見聞する所其の小區域に限らるゝを以て遠く海に航して他に  
出づるものは格別、内に止るものは對岸の大陸の状況をも知らず、今は熱海の町に屬して僅か海上三里餘を隔つる初島の婦女の如きも、昔は本土へ渡るもの稀なれば熱海へ來りて馬を見てデツカイ猫とて一驚を喫せしといふ噂さへ傳へらるゝほどで、限りある地面に生活するなれば、人家殖へれば困難を生ずるとて古來決して四十一戸より殖さず又減らしもせず、若し不幸にて災害其他にて貧困に迫れば互に補助して恢復せしめたるほどにて一島の人民恰

よこれ屋

初島風俗

も一家の如く睦み合ふの風あり（風俗叢報一三八）初島は僅に東西七八町南北四五丁の小島であるが、周廻十里に達する大島にしても家族主義は行はるゝので、**續世界山水圖説**には

大島人

大島の人民の祖先は、昔西南地方若しくは紀伊、伊勢沿岸の人民が、黒潮に隨ひて漂着將た移住したものである、其後各地より漂着したるものも多かるべしと雖も、かゝる一部落の各戸の祖先は、相共に同時に漂着將た移住し、且つ男子は成年に達すれば別戸となるの風あるを以て、一部落の各戸は恰かも一家の如く、人と相親しみ相睦じく、祖先を崇敬し、墓所は掃除を怠らず、極めて嘉みすべきの氣風がある。加ふるに島は海中に孤懸し、一般世界より隔離するを以て、島人は各相頼り相衛るの觀念を生じ、自から島を擧げて一家の如く思ひ云々

といふ。大島のみならず、各島皆な此の如くの状態なると共に、いづれの島も其の土壤は多く火山の噴出物より成るを以て、稲田に適するの地少く、現に大島の如きにては、差木地（さき）、泉津野増村（いづのま）の人は人を相見れば、あさけいくはつたか

か飯食つた

伊豆

即ち朝飯を食ひ了りたるや否やの語を以て挨拶とする風が今も古老の間に遺つて居るほどで(續世界山水圖説)魚類には豊かであるが穀類並に野菜に乏しく

大島の女風俗



し、用材は杉松等なり、屋根は一般に茅葺なれども、近來天水利用の關係と、火災

食物

家屋

男女風俗

島と金錢

豫防の關係より亞鉛葺、瓦葺を用ふるものもあり、間取りは大同小異にて總建坪の約三分の一を土間に、三分の一を爐、戸棚、神棚、佛壇の間に、残部を納戸とす、屋敷は多く冬季防風に備ふる爲め石垣上に薪木を積むを常とせり(同書)といふ。島は古風の殘留する所、島の女は古代の風俗の儘、齒を染めず、眉を剃らず、男も近年までは頂髪を剃らず、髯を剃らざりしと、こは主として最も本國に近き大島に就ての見聞で、更に南して新島に至れば更に多くの古風を存し、三宅島は新島よりも三百年以前に遡るべく、神津島の如きは殆んど神代の面影あり(海南風俗史序)といふ環海の孤島、遠き昔の流風遺俗を辿るべきこと多く、此島巡りに於ても優に本書の全紙數を費すほどの資料は存するであらう。

古風の殘留する此の如きを以て島の人々は近年に至るまで金錢の通用を知らず、物物交換の古風を存し、内地に至りて物を賣買するもの、外は皆な物品を以て交易を爲し、内地に出でざるものは畢竟金錢を見ざるほどにて(南方海島志) 御藏島の如きは黃楊を伐採して得たる所を以て之れを日用品と交換し、全人口に配分し、島費を以て醫を聘し、藥價其他を島費にて支辨する(海南風俗

小笠原風  
俗

島の風ありといふ。

更に南なる小笠原島は父島、母島、兄島、弟島、姉妹嫁舞等の島を合せて六方里で其の中父母と南の硫黄島とを除いては今以て無人島で、其の人の棲む所も父島の二見、母島の沖港北港などの外は邑落なく、所々に孤居して居るが天然の産物豊かなるが故に他人の侵害を受くることなく、農等に出るにも別段戸締りもせず、家は檳榔樹の柱を用ひ、シヌロツバを葺き、土間に卓子を置いて食事をして居る。これは邦人の移住する以前に此地へマリヤナ群島のカナカの女など伴ひ來つた外國人の遺風であらう(郷土研究二ノ三五四)といふ。先きにもいふ如く此島は各國人種の入込み來たる所未だ特殊の風俗を形成するには至らぬが、婦化人の雜居せる風俗は他に見られない風習である。

島の女

海南の島に入つて先づ目に着くは女の美しいことである。北條

女尊男卑

五代記は初めに此島を紹介し板部岡江雪入道の物語を記して、  
女房色白く、髪長くして黒く形類ひなし、手足爪はづれいとやさしく顔容口元あい／＼しく、上々の絹を重ね着、立居振舞尋常に愛敬ありてむつまじきを一目見るより云々

扱又男は女に替り色黒く姿賤しき瘠人形に小袖を着せたる如し、日本人も

之れに少しく心をなぐさみぬ。女房絹を織り北條家へ貢絹とて納むる故にや昔より家主は女にて男は入聲なり、佛は五障三從を説き給ひて女は三界に家なしとあれど、此島は世界に替り、男は三界に家なし、さる程に女子を持てば喜び、親の家財跡式を渡し、男子を持てば捨物に思ひ、入聲に爲す萬事皆な女房のさし引なり、

とて女尊男卑の風あるを説き、更に、

此島へ日本の船着きぬれば島の長、肝煎先きに立ち、國衆を伴ひ、其の好みの家に入り、其の家の女房を其の妻と定むる故に、女房共、天道へ祈りをかけ、我が家へ國衆いらしめ給へと願ふ。國衆とは日本人をいふ。國衆の入らざる家の女は天道を怨み身を啣ちあへるばかりなり。國衆入りぬる家は悦ぶ事たとへに唐天竺に住みていたる子が親が不慮の仕合ありて歸朝しふたゞび逢へる心地、さも又及びなき人を年月戀ひ詫しが、之れに逢ふが如し、と、幾分の誇張は之れあるべきも、内地人の眼に女のみ映ずるは、男の多くは漁獵に従事して海に出で女の主として島に残れるにも由るべく、又生業の關

島の女と  
内地人

係上波濤と戦ふ男の死亡多くして女の殘留多きにも由るべきか、いづれの島も比較的女子多く、殊に八丈島の如きは古來女護の島の稱ある所にて、之れに就て「海南風俗史」は、

「鋸屑譚」には八丈島古は此島を女護島といへり、今も男あれども女子多くして且つ容色ありといへりとなり。傳説の益、擴大して停止する所を知らず、一轉して女子南風に向つて姪ひと稱せられ、再轉して源爲朝の英雄傳説と相結び、男島と女島とあり、爲朝の來島するや、一年南風の交をして此兩島を交通せしむると語るに至り、遂に動かすべからざる説話となれり、近時具眼の士と雖も、尙ほ且之れを信じ、伊豆諸島は男子少くして女子多く、髪長くして、色白き美人生れ、女系を重んずるを以て古の女國にあらずやと云ひ、(愛山の爲朝論)又新島の女子の海岸に於ける晚餐會より論及して、島の事情を知らざる漂流者が、初めて此奇景に對しなば女護島は此所と見誤るも無理からぬことと海岸に脱ぎ捨てし藁屨履は男の上陸を待つ越の錦木とも見るべく、又食に飽き語るに倦みたるものどもが脛も露はに沙上に眠る有様は

彼の南風を受けて懐胎すとの俗傳の出所此所にありと想像するに難からず(伊豆七島圖會)とて其の前提を動かすべからざるものゝ如く信ぜるものさへあり

といふ、女護島の出所は明かならねど、島の女の容姿の美しきことは「南方海島誌」に「色白くして髪黒く長し、起つて髪を垂るれば地に委すること一二尺あるなり、常に紅粉を粧ふことなけれども體格優に容色美し」とあり、且つ其の女尊男卑に就ては「女護島考」に「八丈島は古來より女尊男卑の風習の存せしものならむ、況んや女子紡績紙織の利、男子遊漁の利に勝るに於ては女尊男卑は其の勢ひ自ら當に然るべきのみ、故に見聞集に女子は戸主にして男夫の姦淫を戒むるさま猶ほ内地の男夫が女子を制するが如しと見えて其の女子の牧を取り以て島に名つけたるも亦未だ知るべからず(如蘭社話)とあり。島の女の主として紡績機織に従事せることは大島紬八丈縞等の産出せらるゝにても知るべく、其他運搬耕作等の勞動も女子これが主力となり、古來道路其他の關係より車馬の用ひ難かりければ悉く之れを女子の頭に載せて運搬したるを以

て結髪は前髪鬢等を付けず、鬢は之れを後方に結び、既婚者は内地のイボジリ巻に似未婚者は前後の大きさを同じ位に幾重にも折り疊み、根を黒又は紫の細紐の両端を中央に結びたる島田髷様のもとし、老幼ともに、そうめん絞りと稱する手拭を冠りて珍客に接する時又は寢に就く時の外は之れを外さず、襷も之れを裝飾用とし、前掛けの紐の幅廣さを二重に廻して前に結ぶ、(伊豆七島)新島の女は衣と裳とを別ちたる古風にや、上半は絹又は麻を用ゐ、下半は黒木綿を縫合せて膝を蔽ひ、脛も露はに往來して居る。

結婚と葬儀 八丈島にては草履を以て艶書に代ふるの風久しく遣りしと見えて、伊豆日記には

島人、女を戀ひわびても大方は物書かねば文おくることはせず。小く作りたる草履に色々の染糸をそへたる紙にて包みて贈る。女その心に従はんと思へばそれを取り收む、従はざれば、そのまゝ戻すとなん。此事陸奥の綿木の古事に似て又草履を添ふるは女わらへの昔物語にする女護島へ男渡らば草履をかすく、出して男のはきたる草履をしるしに妻に定むとやら

草履の艶書

む其風俗の残れるにや

とあり。今は此事廢れたれど、神津島にては結婚の印として男より鉢巻に精緻なる刺繡したるを贈るの風あり(海南風俗史)と、其の結婚は利島あたりにては新婦は赤色の鉢巻を爲し持參品として鍬一挺其他二三の小農具、二斗乃至三斗入の水桶と木拾繩とて長さ六七尺の麻繩二條を携へ大島にては中等以上の家において、兩親の間に先づ子女の婚約を結び其の後掣となるべきもの常に女の家に出入し其後機を見て婚禮の式を擧ぐ(全書)新島などにては寺祭り墓参り等には盛裝するが結婚の時は平素着のまゝにて鉢巻を新にし對丈の衣服を着し、水桶と肥桶と天拜捧外二三品だけを携へ、新夫は只茶を煮又酒一升を買うて待つて居るだけである(郷土研究四ノ二三九)此結婚に關して面白きは夫婦が出來ると舅姑は隱居所に別居し、若し別居し能はざる事情あるときは新夫婦は寢宿と稱する村内の宿へ泊りに行く(全誌)風のあることである。

七島各、七島の風ありて、結婚風俗は必らずしも同一でないが、いづれも簡單にして神津島の如きは近隣も親戚も關知せぬほどであるが、之れに反して葬

嫁入道具

簡易なる結婚

葬儀風俗

儀は頗る鄭重にて近親の女などは紫縮緬の鉢巻を後に結びて長く垂らし、普通の丸帯を擴げたるまゝ、巻きつけて前に結び、紫淺黄紺の紋付、花笹の裾模様にて縮緬又はお召の類を着し、忌中はエミと稱し棺を結びたる白木綿を帶として、謹慎して外出することなく、已むを得ず外出するも他家を訪はず、且つ海濱に下らず、共に山間に喪屋を造りて喪を勤めしにて、(伊豆七島)此の喪屋は村中より造り、其の間喪主は唯だ佛事を修するのみにて、村中にて食物其他の給養を爲す、其の期間は、大島、三宅島、御藏島五十日、新島は四ヶ月なりと(海南風俗史)其他葬儀に就ては支那の泣き女の如く近親の者棺側にありて慟哭する風あり、これに就て「海南風俗史」は「只だ大島の一分泣き二分泣きと稱する泣き女に至りては九州北陸の僻地に行はるゝと等しく支那の弊風を移入して精神を遺忘したるもの」といひ、伊豆七島には「これは支那の所謂泣き女の類にあらず、眞に悲哀の情の流露する所」といふ、されど已に一種の儀式たる以上支那の泣き女の如き弊に陥りしは是非もなきことか。

傳説と俚謡 七島を通じて謠ふ歌に、

喪屋

泣き女

島巡りの歌

島の始り大島原で利島つまんで新島まで、袖を式根の泊島親はなけれど、神津島、三本岳のあふぎばこ、御藏島をば上にきて、八丈丹後をつゐにきて、目出度納る三宅島

大蛇傳説

と、新島の差地山并に三宅島の躑躅ヶ岡の躑躅は花咲かずとて、一種の神話が島々に傳つて居る。昔、箱根の芦の湖の漁夫が獵の多からんことを湖の主に祈り、報賽として二人の娘を奉らんことを約して大漁を得たが、漁夫は娘を遣るに忍びず、二人の娘は父に献策して鳩に化して富士山上に飛び、恰も此山に居られた事代主の神に頼むと、神は親子のものを大島に逃げさせられしに、湖の主たる大蛇は之れを追ひて大島に來りければ、更に飛んで新島に行き、次ぎに三宅島に着いたが、此處までも大蛇の追ひ來りしに、二人の娘は大蛇に酒を饗し、其の酔ふて眠れるを差、其の明神劍を抜いて之れを三斷せられしに、其の頭は八丈島に飛び、尾は大島に落ち、それから三宅島には蛇は居らず、八丈には蝮多く、大島には青大將が多くなつたのであるといひ、其の娘が大蛇に追はれて躑躅の岡に逃げた時、目を刺されたから、つゝぢあつても花咲くなといふた

伊豆

から今も阿古村には花の咲かぬ躑躅があるといひ(郷土研究二ノ五五八)新島にも之れと似た傳説があつて、白鳩が大蛇に追はれて差地山の躑躅の中に逃れ、目を傷けられて飛べなくなつた所を大蛇が喰ひ殺して此島を逃れんとするを大三皇子と母神と兄神とが之れを退治せられ、骨は八丈島、胴は三宅島、尾は新島とに分られたから新島の蛇は人に喰ひつかぬ(全二ノ三二九)といふ。已にこれ島而して火山、海より起る海嘯あり、山より起る噴火がある。此の海嘯に就て八丈島には昔大海嘯があつて此島の人蓄悉く覆没して死んだとき、唯一人其の名を丹娜婆といふ妊婦が、楡の樹を抱いて居た爲めに死を免るゝことが出来、其の後生れた男の子と通じて子孫次第に繁殖したといふ傳説があり、噴火は之れを神火とし、

わたしや大島御神火育ち、

胸に烟は絶へやせぬ

の俚謠となり、此火山を神視し、山を御山といひ、其の噴出せる熔岩をがんどといひ、火山灰を御灰と名け、三宅島の如きは之れを以て事代主の神が島を焼き

たんな婆

神火

・擗げたまふのであるといふて居る。

一月廿四日は如何なる因縁にや各島に忌まれて居つて、大島の泉津村には「日忌み様」と稱へて祭事を行ひ、夕刻に至れば家畜類を山間其他に隠蔽し、戸締りを嚴重にし、入口に切れ物を列べ、屋内に餅二十五個を供へ、徹夜して番を爲し、家人一語をも發せざる奇習がある。(伊豆七島)これは利島、神島並に新島にもあるので、此日は海難坊又はカンナンボウシが來るとて、かくは慎むので、昔、泉津の代官、暴戾にして村民を苦めたが爲め、村民二十五名、夜中之れを殺して利島に逃れしも上陸を許されず、更に神津島に上つたので、其の代官の亡霊が來るから、かく戸を鎖すのであるといひ(郷土研究四ノ二九六)三宅島にては此島の舊家にして神の如く島民に崇めらるゝ壬生氏の妻女、いつの頃か神着村の首山といふ所にて馬に見込まれ、汝の頭に角が生へたらは望みをかなへやると戯れしに、忽ち馬の頭に角を生じ、妻女は終に取り殺された。其の馬を祀つたのが首神社といひ、女を祀つたのをこばし神社といひ、今も正月二十四日は戶外に出でず、子供を嘸すにも首様が出るといふ(全二ノ五五八)

日忌み様

海難坊

首様

更に此島の傳説として著しきは源爲朝にして、爲朝大島に配せられ代官島三郎太夫敏定の女婿となり、新島、神津島、三宅島、御藏島等にも傳説を遺し、八丈島には其の名の八丈をさへ島語八郎を八チヨウといふに基きしといふ説もあるほどにて遺跡あり、(海南風俗史)こゝにて疱瘡神を退治せしとて、俚語に

爲朝の弓手の力に恐れてや

いもせぬさきに落つる疱瘡

とありて、今日我が國各地に於て「鎮西八郎爲朝御宿」と書きて疱瘡の感染を防ぐの咒符としたるは此の傳説の生み出せる名残である。

島の方言も亦多く古風を存し、大島八丈のメナラベは女童、他人を呼ぶにオミは御身、他の妻をオゴセはお御前、亭主をグテは御亭、寝るをハツプスは這ひ臥す、女子の通稱をアツバといふは陸奥石見にも存する方言にて古語なり、居るをヒサヅクは跪なるべく、戯れをザレは勿論古語なり、タモウレは賜はれ、鼠を嫁御どの、云ふまでもなく雅言なく、三宅島の女子の名の下に子の字をつけて呼ぶ(海南風俗史)伊豆七島には八丈島に於ける俗語を擧げて俚言を繙譯してある。

ボクリナフシテ(下駄を隠くして)ソデヒツチカアメーテ(袖引きとめて)オミヤナ

ワツドワカ、コノアメニ(主は歸るか此の雨に)

オミトコゲーニマツバラ、オゲヤリヤ(主と別れて松原行けば)マツノツユドウ、メ

ナタドウ(松の露やら涙やら)

ヘルニナラロバ、ユメサラシラレ(春になつたか夢更知らぬ)ナイテキカセルホト

トギス(啼いて聞かせる不如歸)



第參章 駿河、甲斐、遠江

富士見十  
三州

富士山 東海道を旅行するもの、最も目を樂ましむるものは駿河甲斐に跨る富士山である。富士は我が國を代表すべき名山にして又實に我が鳥國の脊梁をなせる東西兩山脈の相合して凝成せるもの、即ち西南より走り來れる崑崙山系と、東北より走り來れる樺太山系とは此に相會して巍然として衆峰に抽んずる此の富士山となつたので四面向背の所なく、八采の芙蓉天空に開き、東北は關東八州並に甲斐信濃を下瞰し、南は駿河より伊豆の島々、西は遠江に及ぶの十三州を睥睨して、東海の雄鎮となり、詩人をして、鍾め得たり、東海秀靈の氣、築き成す東海の灣、天工此に盡きて、復た名山を出さず、(石野雲嶺)と謳はしめたる此富士山は國民崇敬の中心となり、幾多の傳説幾多の口碑は之れに附隨し、諸種の風俗は之れに關聯して醸成せられて居る。彼の新年の初夢に一富士、二鷹、三茄子を描くの風俗も此東海の名山を慕ふの心より出たので、(上卷七八頁參照) 富士は目出度もの、縁起のよきものとして喜ばるゝも其の爲めて

赫夜姫

フジの語

富士と甲斐

ある。我が國最古の物語と云はるゝ竹取物語は此山を材として竹取の翁の拾ひたる赫夜姫は帝の召に應ぜずして此山より上天し、其の立つ煙は不死の靈藥を焼きしに由るといひ、富士を不死にかよはせ、帝の姫を追はせたまひて、士ども多く山に上りしを以て富士と呼ぶ由をも傳ふれど、専門の研究によればフジはアイヌの語にて、火の女王の義にて、富士といひ、不死といひ、不二といひ、不盡といひ、又福慈といふも皆な此意に當てたのに過ぎないが、此音は諸種の意味を付會して多くの傳説を産み出したので、國名風土記には竹取の翁のことを載せ、その娘を鶯姫といひ、事に怒りて富士山の峰に登りて岩を蹴破り、湯を走らし、田は皆な焼石となり、件の老人は逃げて白根が峰に行き、其の田を作りし馬は走りて信濃なる駒ヶ嶽に赴き、其の馬、主人を忘れず、其の主も亦馬を愛して之れを飼ひし故飼ひの國といふを今は甲斐の國と書くとあり、詞林採葉抄には此の山の麓なる垂馬村の老翁、鷹を愛し、老媪は犬を愛し、共に竹の間に生れし容貌端麗なる少女を育てしが、桓武天皇、諸國に美女を求められし時、坂上田村麿、東國の勅使となりて此の女のことを知り、之れを帝に奏せしに、

駿河 甲斐 遠江

少女は之れを聞いて般若山の巖窟に入り畢り、帝之れに幸して終に此山に留りたまひしと傳へ、翁は愛鷹明神、媼は飼犬明神なりとの傳説を掲げ、疑ふらば之れ天智天皇かなどと考證して居るが、いづれにしても附會の傳説である。尙ほ此山の出現に就ては孝靈天皇の五年、近江の琵琶湖の陥没と共に隆起したと傳へ、史には、孝安天皇二月三日より數月に亘りて、天地震動風起り、雲霧深く、四方晦冥なり、其の十月三日富士山出現すとあり、延暦十九年には、晝は即ち烟氣暗冥、夜は則ち火光天を照らし、其の聲雷の如く、灰下ること雨の如しとありて畏敬の情は終に之れを富士淺間大明神と崇め、正三位を贈り、此に駿河の淺間神社は成り、下て都良香（貞觀年中の人）の「不二山の記」には

貞觀十七年十一月五日、里民舊によつて祭を致すの日、午を過ぐる天甚だ美晴、仰て山峰を見るに白衣の美女二人ありて山の巔上に雙び舞ふ、巔を去ること一尺餘、土人共に之れを見る。古老傳へていふ山を富士と名くるは郡の名を取れり、山に神あり、淺間大神と名く

とあり、甲斐の方面には貞觀十一年に八代郡に暴風雨あり、同郡の伴直眞貞に



駿河 甲斐 遠江

託宣ありて、我は淺間大神なり、此國に祀られんことを思ひて、しばしば災厄を下すといへども、民覺らず、神社を定め、禰宜を任じ、祝を定めて、清く奉祀せば、災厄止まんと仰せられしかば、伴秋吉を禰宜とし、此の人を祝として同郡の南に社宇造營して、其の言の如くし（三代實錄）こゝにも淺間神社は祀らるゝことゝなつたので、祭神は大山祇の神の女たる木花開耶姫とし、本地は大日如來、淺間權現と稱して山中女人に縁ある名を付するもの少からず、甲斐の吉田口よりの登山の途中には胎内寶なるものありて、洞口六尺、入るに従ふ

安産の信仰

て漸く窄く、歩むこと能はざれば膝頭に草鞋をつけ匍匐して入る、初めを肋わきもとといひて岩石肋骨に類し、漸く進みて臍石へそいしあり、それよりいよ／＼狭く僅に洞を潜るを腹帯といひ、潜り出で、漸く廣きを子宮といひ、此處より歸り來るを例とし、此窟に入りしもの、櫛を以て懐胎婦人の腹帯とする時は安産すと信ぜられ、古來安産の神として祈られしは、淺間神社に納められたりといふ武田信玄の祈願狀によつても推測することが出来る。文に曰く、

信玄、息女、北條氏政、簾中也。今時當妊懷之氣候、六七月之頃。抱胎必然歟。臨其期、而產平安。子母共無毫末之禍、獲者。歸富士淺間之神功。若夫禱祝不空。於中空、集二百之桑、斷門。而令誦法華經。加之可奉納神駒矣。感應之一件。刻日俟之。仍願狀敬白。

奉納淺間大菩薩御寶前

德榮軒 信玄

人穴

と。此胎内寶と共に有名なのは人穴である。此の穴は遠く江の島の辨財天の岩窟と通ずると傳へられ、仁田四郎忠常が之れに入つた記事は、東鑑建仁三年六月の條にあつて、

仁田四郎忠常、人穴より出でて歸參す、往還一日一夜を經たり。此洞狭うして踵を

廻らす能はず、意のままに進み行かれず、又暗うして心神を痛ましむ、主従各、松明を取る。路次の始中終、水流九足を浸し、蝙蝠顔に遮り飛ぶ幾干を知らず、其先途大河あり、逆浪、流を渡らし、港らんと欲するに據を失ひ、只迷惑の外なし、爰に火光、河の向ふに當つて奇特を見るの間、郎徒四人忽ち死亡し、忠常のみ彼の靈の訓に従うて恩賜の御劍を件の河に投入し、命を全うして歸參す、(中略)古老曰く、これ淺間菩薩の御在所云々

富士行者

と、已に窟中にあり、此に於て此の神を蛇體としたので、此の山に初めて登りたまひしと傳へらるゝは聖徳太子で、次に此山を開き山頂に勤行せりと云はるゝは役の行者で、其の後、久安年間僧末代なるもの登山して經文を埋めて世に富士上人と稱せられたが、此山を中心として一種の宗教を形成するに至つたのは長崎の角行東覺が天文年間、亂麻の如き天下を憤慨し、大願を發して此山に上り、人穴を居所として修行二千日満願の夜、淺間權現の示現によりて一派を開き、爾來登山百二十八回、行力自在、百六歳の高齡を以て人穴に死し、これを祖として富士山崇拜の信仰は立ち、終に富士講なる一種の宗教團體となつて所謂富士見十三州に蔓延して居る。

駿河 甲斐 遠江

富士講は右に述べた角行東覺を祖とし、大法、旺心、月旺、星旺、日旺、月行を経て食行身祿に至つて大に興隆したもので、身祿は鉅萬の富を致せし江戸の商人なりしが、老後悉く資財を散じて布教に従事し、享保十八年を以て富士山上に入定したものの(信仰叢書)にて仙元講又富士講と稱し、富士山を中心として教を立てたので、神佛兩道の混淆したるものにて此山を拜禮し、天一眞元を説き南無淺間大菩薩を唱へて居るが、或は基督教の混淆したるにあらざやとの説もあつて古人も富士講の先達の唱へる咒文は誠に不可解なもので切支丹の遺法ではなからうかとの説があるが、信仰叢書の緒言に「或は元祖書行(角行とも)は天主教徒なりと云へり、今も天主教にては書行の弟角チヨらが其の信徒にて富士に隠れたりとの傳説を有せり、天一眞元とは後よりの付會にて實に天帝を禮拜せしにもあるか、お申道を踏むといふも十字形に攀りて登山せる規定なるべく、罪懺のために斷食せることも彼の教の習ひなればかたく痕跡の指摘すべきなきにあらず」とある。此教今は神道扶桑教となつて造化の三神たる天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神の無量無邊の神徳を尊崇し惟神の大道を修め、此の三神の外に天照大神、月讀神、木花開耶姫命等を合祀して居る。

此外に幕府の末年に甲斐の國東山梨郡柴川の新左衛門なるもの富士山靈を尊崇し、三十歳より六十歳までに登山すること十五回、夢に神徳經なるものを感得したりとて丸山教會なる一派を起し、富士山によつて身心の練行を説き、造化の三神を

以て大元の父母とし天人合一を説くものがある。

毎年七月に入りては登山期に屬し、近年殊に股賑を極むるが、これら登山者の通語又は忌み語の主要なるものは登ることをさち、下ることをはしる、休むを行道雨をおたれ、風をおいき、山氣に中り或は非命にて死すことをお改めといひ、又南より上り北口に下るを山を裂くといひて忌み、扇を以て上るを風を招くといひて忌み、山中にて風雨烈しき時は、近江のくといへば止むと信ぜられ、登山者の草鞋は瘡疾を落すに特効ありと云はれて居る。

富士は姿美しき女神であるから姉神たる磐長比賣命の之れを妬みたまひて、富士の見える地方には何處にも美人が出ぬとの傳説もある。

國名と國情

富士は東海を代表し、日本を代表す。此富士を有する駿河は東海道中名勝の地にして南は三保の松原、田子の浦、長汀曲浦の海に沿ひ、北は千秋雪を戴く此山を負ひ、山麓を迸りて海に走る富士川、駿奔の義に取りて此國名を得、舊事本記には珠流河といひ、類聚國史には舜河と書き、萬葉集に薦河又は須流河と書く、土性黒礫にして茶麥によろしけれど、甲斐に接するの邊は

菽麥育たず、海に瀕するの地稍平曠にして魚鹽の利あり、其俗は和易にして惰慵に流る(地理志料)の風あり、例の「人國記」に

當國の風俗は遠州と替り人の氣狹くして、しかも實寡し、氣狹きが故に伸る意少し、氣の屈する時は取り直すことを知らずして、命を終るものあり、故に其の氣堅くなし。されども常に諂る氣質あるものは多く、義理を思うて身を立つるものは少し。すべて威嚴多く、互に人をいやしめおとす、更にしまりなき風なりとぞ、

遠江人

とあるは稍酷に失すれど、氣候中和にして地は交通の要路に當れる平原浮薄の俗は免れざるか。之れに隣れる遠江に就ては、「同書」に、

人の氣何事につきても怯む氣なし、ざるによつて死すべき所と心得ては節に中らずといへども願みず。といひ、更に

物を頼みにする氣あり、これによつて諂ふ氣あらはれて見ゆるなり。唯だ已れが知を以て下より上を計り、自らを知らずして上を誹謗して諫めとい

教遠の宗

ふことなくして黨を立て他を求むる風あり。智慧ありて氣尖なる故に善に近づくこともあり、何ごとにつきても明日と延ばすことならざる風なり。と評す。一時的現在の文化交通の要路に當れる地方の常習なる上に、駿河に於て富士安倍大井の三急流あり、遠江に入りて天龍の急流あり、殊に此地方は太平洋上より突進して日本海に出でんとする暴風の進路に當り、其の一たび中央脊梁山脈に觸れ雨を帯び來るや、暴風家を倒すの外、河川汎濫して橋梁を流し、田圃を浸すを以て定着の思想に乏しく、其の宗教も多く現世的に福利を祈るものにして、未來往生の思想の如きは殆んど見るべからず。隣縣愛知に入つて漸く盛んなるべき未來信仰を鼓吹する眞宗の如きも此の地方に於ては勢ひ頗る微弱にして、禪、日蓮等の最も勢力を得て奥山の半僧坊、秋葉の三尺坊等攘災祈禱を主とするもの、盛んなるに於ても推知することが出來る。遠江は「舊事記」に遠く淡海に作り近く淡海なる近江と區別す、淡海は即ち湖にして近江に琵琶湖あり、此國に濱名の如き大湖あるに由る。「地理志料」にいふ「瀕海衍沃、川澤多く時に漲溢を憂ふ、風俗樸陋、居民専ら茶楮を以て業とすと。

遠江駿河の二國は伊豆半島と共に静岡縣に屬し、静岡縣は本邦第一の茶業地にして其の産額實に全國茶園の五分の一を占め、其の大部分は外國に輸出せらるゝが故に商業地との往來頻繁に、従つて都會文明の感化を受くること多く、地理志料にいふ如き撲陋の俗は漸次痕を絶つゝの傾きがある。

民俗此の如きを教養して一面に殖産工業を奨励すると共に他面に勤儉の風を鼓吹するに與つて力あるものは當縣下に於ける報徳結社である。報徳教は相摸人二宮尊徳の神儒佛三道を咀嚼し、至誠、勤勞、分度、推讓の四を綱領として經濟と道徳との調和を計りたるものにて、伊豆地方に於ては並山村多田彌次右衛門の尊徳を聘して家政を整理し、漸次村民を誘掖したる多田報徳社に初り、駿河地方に於ては庵原郡庵原村の人柴田唯作の尊徳の教を受けしに起因して駿河東報徳社、支社三十一、社員二千二百四十三名、安倍郡大里村の石垣治兵衛、尊徳の教を實行せる安居院庄七の指導によりて一村を恢復せし駿河西報徳社あり、支社三、社員五百三十五、外に此西報徳社員某に就きて一家の再興を計りし多々良某の同志を集めて結べる報徳社あり、支社六、社員百十三を有す、遠江地方は先きにいへる安居院庄七の指導によりて諸方に結社を生じ、終に岡田佐平治の之れを總括して遠江報徳本社を創設して支社を監督し、其の數二百七十九、社員九千九百七十九人に達し、外に報徳遠讓社の支社七十七、社員二千三百七十二を有すると、報本社の支社三十三、社員九

静岡縣と報徳教

甲斐と馬

百四、を有するあり、(静岡縣報徳社事蹟)其他此種の團體所在に存して矯風に注意するが故に、浮華に陥り易き此地方に堅實の風あるを見る。

甲斐の國情

駿河の背後にありて四面山を以て繞られたるを甲斐の國とす。

山峯の間に夾る國なるが故に山の峽の義を以て名く(州名起原)といふ、別に甲斐は飼ひなり、馬を飼ひしに由るといふ前に擧げたる如き傳説あり、古く史にも甲斐の黒駒のこと見え(日本紀雄略天皇十三年)續日本紀には聖武天皇の天平三年、甲斐の國神馬を献ず、黒身白髮とあり、類聚三代格に、此國牧する所、信濃の國と同じく頃年蕃息漸く多しとあり、四周山なる此國の牧場として恰當のものなりしならんも、之れによつて國名を解かんとするは肯ひ難し。此國北に寒國たる信濃を負ひ、南に暖國たる駿河に接するが故に、寒暑の變甚しく、甲斐國志には、本州の氣候は大山高嶽、四維に間斷なく、疊立したる國なれば瘴氣内に變黷して陰陽を包み運動すること常に晚しといひ、壬生忠岑の足曳の山のかひより霞みきてはるしりながら降れる白雪

甲斐の氣候

駿河 甲斐 遠江

甲斐と武田氏

を以て其の實を得たりと説く、斯く山を以て圍まれたる國なるが故に駿遠二國の興亡常なきに似ず、新羅三郎義光より歴代綿々として甲斐源氏の領土となりて武田氏に至り、信玄出るに及びて恩威並び行ひ能く民心を得たるを以て一國は即ち一個の金城鐵壁となりて之れを守り、織田信長の武田氏を亡ぼし河尻秀隆をして守となし武田氏の遺制を改むるや國人恨みて之れを殺し、徳川家康の悉く武田の制法に循ひ聊かも革むることなく撫民の政令を施し、多く武田の家人をして舊職に復せしむるに及びて諸民悦服したるが如き以て武田氏の如何に人心を得たるかを察すべし、頼山陽はいふ、昔吾が父嘗て行て甲斐を過ぐ、甲斐の民飲食必らず館君を稱す、館君は信玄なり、信玄の悖逆を以て而して能く強敵に抗する數十年、而して相下らず、豈に其の民を教ふる素あるを以てにあらずや、(日本外史)と。武田信玄は甲州人の中心人物である。而して信玄の能く閩國の民心を一致せしめたる所以のもの亦此四周山なる國情に由來するもの多きを逸することは出來ない。山國に古風の殘留することは已にもいへり、此の國は、他國と異り甲州金とて都留郡を除き一國限り通

甲州金

甲斐人

用する金の久しく行はれ、武田氏が軍陣の法を以て國を治めて遺風の絶えざりしと見え、甲斐國志には、武田治國の法とも稱せらる、國法は即ち軍法なり、軍陣の法は甲州流又武田流と稱し、禮典には小笠原流と稱す、當今海内に湧流せり、今に於て他州の制度に異りたるは小切大切、三升榭、甲金、分銖の四等、銀四十八匁等なり、家造り切破風、四角箸、山折敷、飯櫃、曲物、藁籬、蒲簀の類、民間日用諸具に至り古風見ゆること猶多しと、例の、人國記は

當國の風俗は、人の氣尖にして不宜に死することを厭はず、傍若無人の事多し、上は下を苦め、下亦上を敬はず、下部に少しの科ありとても、主人甚だ之れを罰し、主人非道に下を使へば大身は早速之れに反き、小身は怨みを含みて禍をかまふ、惣じて道理を辨へざるなり、しかれども甚だ強氣にして死を顧みず、戦場の働き健氣なりとぞ

と、精銳にして潔癖、しかも頑強にして容易に服し難きをいふか、改正人國記は付記して

されば武田信玄公の曰く、最明寺殿の人國記を見るに丹後不見の風俗千人萬人の

駿河甲斐遠江

中にも善人稀れにて不直なりと説かれしが、余が領國甲斐の民も、これに異りたることなき宜しからざる風なりとぞ  
と、しかも一たび心服するに於ては容易に變ぜざるの美風は此國に於て見るべきか如し。

甲斐絹

甲斐の名物「甲州みやげに何もらうた郡内しま絹ほし葡萄」と絹は甲州の一名産にして甲州絹の名は古來喧傳せらる、景行天皇の朝東國を巡檢せし武内宿禰の子波多八代宿禰の後と傳へらるゝ波多の臣に初るか、甲州國志には波多は秦に同じ、古語拾遺に秦氏貢する所の絹、肌膚に軟かなり、故に秦氏を訓して波陀といふと見えて機織の事に通ず、本邦又蠶絲に名あり、古歌に  
駿河なる富士の蠶の新綿は

高根の雪の色に似るらし

と咏みたる如く富士郡都留郡共に産する所の綿絲、富士の雪を以て賞美せりと、甲州絹の由來頗る遠く、今も當縣下は本邦屈指の養蠶地にして繭絲の取引は長野群馬に次で福島と拮抗して居る。これ其の地富士火山帯に位して地

甲州葡萄

味尤も桑樹の培養に適すると共に氣候の性質も亦其の養蠶地たるに恰好なるに由る。葡萄も亦本州の名産にして其の初めは今を距る七百餘年前、文治年間に東八代郡岩崎の雨宮勘解由なる人、偶々同村の石崎宮に參拜の際、路傍の蔓草植物を見て栽培したるに出で、其後元和の頃、甲州の徳本、これを獎勵したるに由る（郷土光華號）といふ、甲州國志には、蜀都賦に蒲桃は亂潰し粟は鍊發すとあり、本州の蜀に似たること物産に至るまで然り、又蜀人釀して以て酒と爲し、富人酒を藏する千斛に至る、十年敗らずといへり、徂徠が館に還る作に、

甲陽美酒綠葡萄

行露三更濕客袍

可識良宵天下少

芙蓉峰上一輪高

と賦せしも即ちこれなりと、晩秋、峽中を旅行すれば何人も累々たる葡萄と、錦染め爲す其の葉とに興趣を惹かざるはなからう、其他梨、栗、柿等の果物に富む。之れを外にして水晶のあるあり、精銳なる甲州人の美しき一面を標示す、巨摩、山梨の各郡より之を産出し、特に東山梨郡竹森村は無盡藏と云はれ、同村玉宮明神の神體は周圍五尺高さ七尺許り、地中より生じたる黒水晶なりと傳へ（甲斐國志）此水晶に加工して精巧の品を各地に出すは甲府市である。其他甲州印

水晶



印傳

傳なるものあり、其の使用の久しきに耐え、俗に所謂命知らずなるは又以て甲州人の他の一面を象徴して居る。往時武田氏の臣上原某が主君より印度渡來の虎の皮を拜領して試みに武士用の印籠を造りしに初り、印度傳來なるが故に印傳の名を得たりといふ(郷土光華號)こも亦逸すべからざる一名物である。

身延山

土屋夏堂氏は「郷土光華號」に於て「我が國の自慢」と題し以上の名物たる菊、葡萄、水晶、甲斐絹を挙げたる外に、人として武田信玄を挙げ、寺としては日蓮宗總本山身延山久遠寺を挙げ、全寺は文永十一年六月宗祖日蓮上人が相摸鎌倉より此地へ來られし時、國人南部重長及(或はいふ波木井實長と)が深く之れに歸依して身延山を寄付し、上人も亦此地の風光を愛し、西谷に草庵を結びて讀經したまひしが、弘安四年初めて一字を建て、久遠寺といひ、文明六年十一代日朝上人、寺を今の地に移して大伽藍を建立したまひしにて、毎年十月十二三兩日を以て本寺に大法會を行ひ、遠近の信徒群集し、題目の聲は國扇太鼓の音と合して山谷に漲ふ、山頂に奥の院あり、西には七面山の峻嶺屹立して七面大菩薩の法華を擁護したまふあり、近方日蓮宗の寺院多く、諸種の傳説を有す、中にも南巨摩増穂の妙法寺は上人が身延に到らるゝの途次此地を過ぎ石に躓して僧善智なるものと大に佛法を論じ、善智終に其説に服して徒弟となり名を日傳と改めて草創せし所と傳へられ、其の石を法論石といひ、境内に蛭石なるものありて、上人が此地方の住民の蛭の害に苦しみて之れを殺す

日蓮上人

を戒め、蛭に咒して血を吸ふを禁じ、其の頭に一黒子を付せられてより蛭あるも人の血を吸はずとの口碑を傳ふ。

**甲斐の風俗と俗信** 峽中の風俗、駿遠と異り諸種の傳説は山嶽四周の此地に残留し、原始的なる俗信も亦此地方に行はれて居る。今其の四五を紹介して甲斐の風俗を察する菜とせむ。

しはぶき

しはぶき 中巨摩郡有田村八田といふ所に目方二貫目もあらうと思はるゝ三角形の石がある。俗に之れをしはぶき婆さんといひ、子供が風邪に罹つた時、煎り胡麻と茶とを供へて祈ると全快疑ひなしと信ぜられて居る、何でもとは行倒れをした老婆を埋めた跡へしるしに石を置いたのださうだが、これを掘ると崇りがあると傳へられて居る(文藝俱樂部九ノ七)

西行傳説

西行傳説 昔、西行法師が諸國を巡りて此國に來り、一人の山賊に遇ひ、此國にも歌咏む人があるかと問ふと、其の山賊が、私も少しは歌の心得ありとて、いきつちな、つぼみし花が、きつちなに、

ぶつびらいたる桶とじの花

と咏んだが、西行は其の歌を解しかね、甲州には山賊でさへ、こんな歌を咏むかと驚いて引き返した。今其の所を西行峠といひ、南巨摩郡にある。此歌の意は「往く時に蕾みし花も歸る時には咲いて居たといふので、桶とじの花とは櫻のことである。

駿河 甲斐 遠江

穴切と職

此傳説は安藝、廣島、羽前、鶴岡、上野新田邊にもある(日本傳説集)  
 穴切神社、職、裂明神 甲斐の國は、もとは一面の湖水で、民は四方の山側に住むて居つたのを養老年中に行基菩薩遊化して此地に來り南山を開かれたれば湖水涸れ落ちて今の如き國となつたといふ傳説もある(甲斐國誌)が、それよりも神話的なるは甲府の地の一面に水なるを地藏菩薩が見て二人の神に相談し、一人は山の端を蹴破り、他の一人は山を切り穴を開きて一條の水路を開き富士川へ落された、それを見た不動明王は河瀬を造られた。山を蹴られたのは職裂明神、穴を開かれたのは穴切神社、瀬を造られたのが瀬立不動、初めに云ひ出されたのは今甲府東光寺にある穂積地藏である。(全)

梳貸傳説

梳貸し傳説 諸國にあると同じ形式で洞の前に必要な品物の名を書いて置くと地藏から貸して呉れたが、或る時一枚不足のまゝ返したから貸さなくなつたといふのが西八代郡雁狝津向村の廣前寺の竹籤の中にあり、北都留郡岩尾村の杵木岩の下の淵は龍宮へ通ずると傳へられ、昔、或る男此所より龍宮に至りて姫に會して一つの玉を得、これを誰にも見せねは欲しい物の名を紙に書いて淵に投ずれば必ず得られるといはれたので其通りにして居つたが、女房に其の玉を見られてから得られなくなつたといふ傳説がある。今も其の淵は早魃に雨を祈る所となつて居る。(全)

小豆洗傳説

甲府の新紺屋町より愛宕町へ掛けたる土橋を鶏鳴の頃通れば橋の

小豆洗と大太法師

下にて小豆を洗ふ音聞え、又壘町の橋の下も其の通りであると「郷土研究」四の二に裏見寒話を引いて示してある。

大太法師 東山梨郡加納岩村石森では昔レイラポッチといふ大力の坊主が芋柄の棒で二つ山を擔いで來たが、此邊で其の棒が折れて一つは石森、一つは鹽山となつたといふて此土地では決して芋麻を作らない、若し作れば必ず悪いことがあると信ぜられ、其のレイラポッチの腰掛石といふのが諸方に傳へられて居る。(日本傳説集)

厄除と福の神

厄除地藏 西山梨郡大宮鹽澤寺の地藏尊にては毎年正月十三四の兩日除厄の祈禱ありて信者は各、其の年齢と同数の圓子を携へ來り、之れを供へて厄を除くの風がある。

福の神 中巨摩郡穴山村の穂見神社にては毎年陰曆十一月一日に大祭を執行し、信者に護符を渡し、又望みの者には資本金を貸し、翌年にはそれを倍にして返すことを祈れば必ず福運來るといふので、一錢を百兩、二錢を二百兩と唱へ、參拜の時に之れを借用し、翌年倍にして返すので、其の借り受けるのも持つて行つた賽銭の中からであるが、かくすれば福運疑ひなしと信ぜられて其の日には満山頗る群集すと(風俗畫報四五二號)

道祖神

道祖師 此地方にも道祖師の信仰は生殖器に付隨し、北巨摩郡方面の山間にては石櫃の中に〇〇を刻したるものを祀つたものを見受けることが少なくない。其

駿河 甲斐 遠江

他道祖神の信仰は一般に亘りて正月十三日より三日間道祖神と大書せる纏行灯を高くさゝげ、太鼓を打鳴らし天狗の假面を被り頭に馬の草鞋を戴き小さき夜着を着したるものを道祖神とし種々の假面を被れるもの之れに従ひ、五穀の豊饒を祈るの状、他國に比ひ少なき奇觀を呈することである。

此他歳時に關する風俗等は駿遠二州と共に章末に掲ぐることにする。

## 三尺坊

天狗と龍と天女 遠江の秋葉山は古來天狗の棲所として著る。天狗名は

三尺坊、信州の産にて其の母常に觀世音を信じ普門品を誦すること幾百回なるを知らず、或夜夢に觀世音三十三身の中の迦樓羅身を現したまふと見て托胎し、臨月に至りて福徳圓滿の男子を産む、此男兒後出家して越後國藏王堂十二坊の中なる三尺坊といふに住し、不動三昧の法を行ひ、一七日に八千枚八千度修行して滿坐の曉、燒香の火烈々として燃え上り、鳥形兩翼にして左右に劍索を持ちたる靈相現れしかば我が行法成就せりとて尙も一心に觀念して忽ち飛行自在の神通を得たるに、一匹の白狐忽焉として現れしかば、之れに乗じて何國にても止らん所に我れ住むべしと飛行し終に此山に住まひしを威徳大權現として秋葉山秋葉寺に祀りしを、明治六年同寺廢せられて秋葉神社の

## 半僧坊

み残り、同社は火神軻遇突智を祀り、毎年十二月十五日火災防護の祈禱を行ひ、翌十六日神輿の渡御ありて同夜弓の舞、劍の舞、火の舞ありて防火祭を行へど、大威徳權現は今移されて周智郡可睡齊にあり。半僧坊も亦天狗にして引佐郡奥山方廣寺にある。寺は後醍醐天皇の皇子無文元選禪師の開基で、坊は禪師入山の時、忽焉として現れ出でし山翁で、後禪師の弟子となりしが、一山を守護せんとして天狗となられしと傳へ、毎月十六十七の兩日及び十月の大祭には賽客山に滿ち、鎌倉の建長寺にも其出張所ありて、矢張火災鎮護として祈られて居る。

## 櫻ヶ池

此地方にて龍の傳説にて有名なるは櫻ヶ池である。昔淨土宗の宗祖法然上人の師なる源皇阿闍梨が佛道の修行は我が一生にては源底を探り難し彌勒の出世を待つべきなれど、それまで命を保つは龍身を感得するの外なしと、弟子を四方に走せて龍の棲むべき地を求めたまひしに、其の中に並枝の註記といふ僧返りて、遠江笠原の莊に櫻ヶ池といふあり、南は蒼海洋々として、北は青山峩々たり、其の間に池水湛へまことに龍の棲むべき所なりと告げれば、

阿闍梨大に喜びて或る夜坐禪して一滴の水を掌中に盛りて風雨を起し、雲に乗じて此所に來りて入定せられたので、後法然上人此國に來りて此池頭に立ちて師弟の別れを嘆じ、稱名したまへば大龍浮び出でて落涙し、師弟の縁にて、もとの姿を現はしてさま／＼物語りありて後波に入りたまひしと(纏池の由来)傳へ、今も春秋彼岸の中日に、願望あるものは強飯を桶に入れて池中に投げ込み、しばらくして其の桶の汀に寄りしを見て、其の桶の中になかりし時は龍の食ひしにて願望成就のしるしにて、若し強飯其儘なれば願ひの叶はぬしるしなりと信ぜられて居る。

天龍川

天龍川にも亦龍蛇傳説がある。遠江磐田郡二俣、鹿島、有玉あたりは天龍河口の入海で東西三四里、南北五六里の大湖となつて居つて東西に往通ふ渡船は一日に二度しか出すことが出來ず、強て出さうとすると水中に赤蛇が居て忽ち暴風を起すと傳へられて居つたのを坂上田村麿東征の時、君命なればとて強て舟を出して此川を渡られしが、大蛇も其の勇氣に畏れて仇をも爲さず、却て美人と化して將軍と結びて子を姪み、將軍の東征して歸らるゝ時には早

や臨月となりたれば、今より二十日の程は來り見玉ふなかれとて産屋の中に入りしを將軍産屋を覗かれし爲に正體を現はし子育てと潮干との二の珠を授けて我が命も是迄なりと淵に入りて死したるを神に祀られたのが今の推河脇神社で、此地は潮干珠によつて陸となり其の子は此珠によつて育てられ、後に此社に詣で、母なる龍女の示現を受けて一字の堂としたのが巖水寺の子育觀音であるといふ。

**駿遠の傳説と俗信** 富士山の背後にある甲斐の傳説と俗信とは己にこれを見た。東海沿道に當る駿遠二國も亦傳説の人口に膾炙するもの少からず。其の殊に名高きは駿河國安倍郡三保の松原の天女傳説と遠江榛原郡金谷より日坂に越ゆる所にある小夜の中山夜泣石の傳説である。三保の海濱一抹の翠雲、白沙の上に横はる中に幹の高さ九丈、周圍一丈一尺の古松がある。これを羽衣の松といひ、昔、天女、此の松に天の羽衣を掛けて海濱を逍遙せしに、一漁夫の爲めに奪ひ去られ、飛揚して天に歸る能はず、終に嫁して漁夫の妻となり、りとして其の漁夫の名を伯龍と名け、謠曲にも作られて居るので、これは同所

羽衣の松

夜泣き石

御穂神社に合祀してある大己貴命三穂波姫に因みて神代に大己貴命が天の羽車に乗りて妻を求めたまひし故事より付會せられたのであらうとの考證もあるが、此種の天女傳説は他方にも存し、特に海岸他方に多いから漂流外人に就ての傳説ではなからうかといふものもある。羽衣傳説の優美なるに反し凄慘なのは夜泣石の口碑である。傳へいふ古、日坂に妊娠せる女ありて其の情夫の金谷にあるを訪はんとて、夜深く此山を過ぎ山賊の爲めに殺されしも、女の一念胎内の子を産し、夜々飴を買つて之れを養ひしが、里人其の女を埋めし石の下に赤兒の泣聲するを怪みて之れを發さしに兒の恙なかりしを見て、これを手助けたりとて其の石を夜泣石と名け、それを助けしは同所久圓寺の觀世音の化身なりとて、之れを子育觀音といひ其の子の成長して前きの山賊を討ちしといふ小説的因縁談は、こゝに一條の迷信を生じ、今も峠の茶屋にては飴を齧き、病身の小兒に與ふれば驗多しとせられて居る。其の他此地方に行はるゝもの四五を擧ぐれば、

虎の涙雨 駿河國富士郡上井田村に俗に曾我の宮といふがあつて曾我兄弟を祀

虎の涙雨

つて居る。陰曆五月廿七日の夜は兄弟が仇工藤祐經の狩屋に討入せし時なれば、今も宮の周圍四五町の内には必らず降雨ありと信ぜられ、之れを虎の涙雨といふ。虎は大磯の遊女にて曾我十郎祐成に契りしものにて其の魂の夜々飛びて此所に來りしとて全町福泉寺なる兄弟の墓の附近に玉渡宮とて虎の魂を祀つた所がある。

大太法師と梶貸

大太法師と梶貸傳説 何れの國にも散在する大だら法師の傳説は此遠江の國にもあつて、磐田郡磐田原に雨水の溜つたほどの小池のあるのを大だら法師の小便壺といひ、袋井邊には大だら法師の足跡といふ凹地が田の中にある(日本傳説集)これも諸國にある梶貸傳説は駿遠の界大井川の川上、島田の宿より一里許りの笹ヶ窪といふ村の楠茂りたる森の中に楠御前といふ小祠あり、入用の前日此社に詣て、明日膳梶何人前貸し下さるべしと祈れば、翌朝其の品取揃へ宮の前なる岩の上に出しあり、使用し了れば右の岩の上に返し、其の謝禮として小き竹の筒二つに酒を入れて社前に捧ぐ(本朝俗誌)

人柱傳説

人柱傳説 も亦此地方に存し急流を以て名高き富士川の堤防(駿河富士郡加島村)が切れんとした時、領主が家老を集めて人柱を立てよと仰せらるゝと家老は一同口を揃へて進んで其の犠牲たらんとし、終に籤引を以て定むることとなり、領主の信任厚き一人之れに中りければ急ぎ用意の箱に入り人柱たらんとせし一刹那に忽然として一人の六部現れ、今御身失せたらば妻子の嘆き、領主の悲みも如何ばか

駿河 甲斐 遠江

リぞ、我れをして代らしめたまへと只管請ひて止まず、拙者土中に於て鉦を叩きて祈禱せん、此鉦の音の絶えし時は命絶えしと思し召して此の道丁に一基の墓を立てたまへといひ遣して土中に埋められ、十日ばかりは徹かに鉦の音聞えしが、やがて其の音の絶ゆると共に水勢退き堅固な堤防となり爾來三百年今に至るも切ることなしとて其の祠を備前様と崇め、此の堤を備前道丁と呼んで居る、其の備前といふたのは六部の生國が其の國であつたからである(日本傳説集)

先きにもいふ如く此地方の信仰状態は現世的にして攘災招福を旨とすれば、符咒の信仰頗る多く、スタール博士の東海道の見聞にも沼津より百原への途上にて

ある村では御札が家毎に貼つてあつた。大きく口を開いた犬の札はまだ見ることが出来たがほんの折々であつた。最もありふれたのは斑のある猫に似た獸の札であつた。目新らしかつたのは、八寸一尺二寸位の模様でうづまつて居た。咒の札も此所では當り前であつた。魚の尾も普通で時には三四も一軒に吊るしてあつて病氣除けであるさうだ。蟹も吊してあつて、色彩して人間の顔にしてあるのもあつた。ある家には草鞋が戸に打

スタール  
博士の見聞

ちつけてあつた。二ヶ村(カサハ梅屋敷)には白紙を切つた人間の形が貼つてあつた。これが一軒に二つも三つもある處があり、名前も記してなく、満足な解釋を求めるとが出来なかつた。ある老婆が蛇除けだと言つたが眞偽の邊は知らぬ、此等の村では寺院の札が澤山貼つてある。

といひ、静岡より藤枝までの所にては  
わし等が通過して行く村や町では無数のお札を見たが、多い所になると一軒に八枚も十枚も貼つてあつた。斑猫の繪は相變らず見受けられる。目新らしかのたのは紀州熊野の鳥の一群が翔んでゐる繪で、火難除けであるさうだ。お札の多くは繪のない題目ばかりのもので木製の杓子は殆んど姿を消した。小供の手形を捺したものも時に見える。普通には赤い紙であつた。本來は疱瘡除けに特效がある(お札博士の觀た東海道)

といふ。疱瘡に就ての俗信は種痘の行はるゝ今日まで持續せられて、遠州横須賀地方では始めて種痘をした子供のいる家にては、神棚や床の間へ赤い紙を布き、赤い煎餅や赤飯を供へ、花瓶には椎の木を立て、疱瘡神を祈り、又御湯

疱瘡神

駿河 甲斐 遠江

掛けとて種痘した小兒を箕の中に入れ、蒸籠の籠を其の頭に載せ、男親の日常使つて居る茶椀に鼠の持ち上げた土と鼠の糞三粒と熱湯とを入れ、其の湯を子供に注ぐ風がある(郷土研究三ノ七)これらの俗信は各地に尙ほ遺つて居るのである。

遠州の七不思議

七不思議 天然の異人事の異諸國に七不思議と稱せらるゝものは少なくないが、中にも遠州の七不思議は最も著名なるもので、其の第一は前に掲げた櫻池で、第二は遠州灘の波の音とて東方に當りて之れを聞くときは雨降るべく、西方に漸次鳴り止むときは必らず空晴るべしとて沿岸の人は之れによつて晴雨を下し、第三は同國金谷地方の土にて其の體いと粗雑なれど之れに穴を穿ち、其穿ちたる土にて、もとの如く填めんとするに必らず不足を生ずといひ、第四は見付近傍に多く見る片葉の芦にて徳川家康の馬の喰ひ遺したるに初まると傳へ。第五は天狗の火とて秋葉山を初め遠方の山上に火光を見、第六は小笠郡三澤村にある三度栗にて一年に三回其の實を結ぶといひ、第七は榛原郡大光寺の墓石にして住職の死せんとするや、必らず境内より墓石に適

京丸牡丹

當なる石を發見すといふ。以上は同地にあつて古老に聞きたる所なれど、郷土光華號には三度栗、大光寺の墓石を除きて先きにいへる小夜中山の夜泣石と京丸牡丹とを加へてある。京丸は濱名郡の山奥、三十里許りの所にて或は平家の落武者の世を遁れたる所といひ、又藤原氏の後裔の棲む所と稱し、今に七戸を出でずといふ、此の山溪絶壁の所に白牡丹の叢生せるを京丸牡丹といひ(或は石楠花ならんかとも)

醫者の藥禮と京丸牡丹

取りに行かれず、さき次第

静岡の七不思議

- 一 稻川田圃の陰火
- 二 乳母ヶ池
- 三 明屋敷田圃の蛙合戦
- 四 同牛田
- 五 梅屋敷四ッ角の狐
- 六 蚊てんぼ
- 七 彌勒町附近十三佛の松稻荷

と、の俚諺を生じて居る。郷土研究五の六には駿河静岡付近の七不思議とて

甲斐の七不思議

駿河 甲斐 遠江

があり、兎園小説には甲斐の七不思議を擧げて(一)甲府の善光寺如來、寛政三年

の春二三月汗かき寺僧二人づゝの夜拭ふ(二)石切村百姓八右衛門家の鼠猫の聲を爲す(三)同村より一里ばかり山に入る石畑村にて馬が人語を爲す。(四)八日市場村切石村荻澤村にて牝雞化して牡雞となる。(五)東郡一丁田中邊六月雹降り深さ三尺餘となる。(六)七面山鳴り御油の水濁る(七)遠州豊田郡月村百姓作十郎方の鍬に草を生ずとあつて一時的のこのみが擧げてある。これは稍他の七不思議と趣きを異にすれど事の序でにこゝに掲げて置く。

## 祭禮の奇習

駿河に於て祭禮の最も盛なりと云はるゝは志太郡島田町に

ある大井神社の寅己申亥と三年目毎に行はるゝ大祭にて十月十三日より初り十五日を當日として渡御の式を行ひ、金紋先き箱七八歳の小童先騎とし、次ぎに左手に日傘を持ち右手を前後に振り尻切半纏に金襴の前垂、六尺と四尺との大小二刀を帶し、女帶二筋を下り緒とし舊大名の行列を模し、小童を以て立てたる殿様の馬前には六七名頭に袷折笠を冠り、木綿白綿の浴衣を着し白扇を持ち一刀を帶し、所望の場所に至りてコムロ節といふを謠ふ、此の文句は一子相傳にして他人の解し得ざる節付なりと、(風俗叢報六二號)此祭禮は東京名古屋

屋より第一流の藝人など呼び寄せ頗る盛大なりといふ。しかも其の奇抜なるは遠江見付町の鎮守矢奈比賣天神社の鬼踊である。例祭は舊曆八月十日の夜にて其の二日前より神官は町内の所々に櫛を立て、土地を淨め、氏子一同は濱垢離と稱して船にて海に出で、遠州灘の荒濱で身を淨め、當夜は日の出るを待つて男は大人小人の區別なく、皆な腰に簑を引き廻はし、白の鉢巻赤の揮にてヨイシヨイシと掛聲して押し合ひ次第に天神山の拜殿に繰り込み、此所にて押し合ひて暫時休息し、月の入るを待つて又押し合ひ、丑の刻に至りて町内一時に燈火を滅し、其の間に神輿は十町許り隔つたる總社淡海國靈神社に渡御せらるゝので神官輿丁が烏帽子白丁である外は悉く裡體である。土地の口碑には太古は毎年祭りの夜に一人づゝ處女を人身御供として白木の櫃に入れて神前に供したのを、或る年回國の六部が、そは神慮にあらず、必らず怪物の所爲ならんと白木の櫃の中へ犬を入れて供へしに、怪物は犬に噛み殺され、それより人身御供の習慣は止むだが、裸男の押し合ひは其の時の遺風であらうといふ、此傳説は信濃國の早太郎傳説と關聯して居る、尙ほ同國横須賀



に鎮座せらるゝ三熊野神社に田遊の神事といふがある、これは三月九日神輿渡御の式終つて後に行はるゝので、昔は正月の九日に行はれたので、頗る古雅のもので、郷土研究三卷三號には詳しく其の歌が載せてあるが、今は其の中の弓の口上だけを紹介しよう。

田遊神事

竹の弓、この處へ來りまじき者は天中地中にかしほ風、さかされく、惡魔洪水、外ヶ濱、ときつにぎく、大々福々した豆にかよふなよう、木の弓そもく、御神の祭には、御神豊かりしも安き、天中地中、降り雨土くれ動かさず、吹風枝を鳴らさず、さかされく、惡魔洪水外ヶ濱、ときみつにぎにぎ大々福々した豆にかよふなよう、

其の他鱒藁巻御供献じの詞に、引いたりやく、西も東もごみいわしを引いたが、大淵まへでは千駄引いたぞよう、玄米御供を献じる人の詞に、田植衆く、今年のやうな世の中に、玄米飯でもまいたく、等の素朴なのが傳つて居る。

甲斐の祭禮に就ては傳ふべきもの更に多いが、其の中有名なのは大神幸、火祭、天津司、船祭等である。曾て之れを略記したことがある。

大神幸

由來甲斐國は四面山を以て圍まるゝが故に水害を蒙ること少からず、淳和天皇の天長二年可司文屋秋津此國の水難を朝廷に奏せしかば、朝廷使を當國一ノ宮二ノ宮三ノ宮の三社に下し、水災防護として宮祠を赤坂山の麓、釜無川の東岸に造營し、こゝを神輿行幸の行在所とし、毎歲其典を行ひ、その日には三社の神官祝詞を神前に奏し、河の東岸に立ちて各小石一顆を水中に投し、河伯を祀るを禮とするにて、武田信玄の時に至り一層此祭典を盛んにして水難を祈禱し、且つ諸臣の軍容を衆庶に示さむとて、此神幸に軍容したるものを従はしめしが、徳川氏の時に至り祭式を一變し供奉警衛として三社并に武器兵仗を與へ、祭資料其他總て公費を以て支辨することゝし、毎年四月十五日を以て祭日と定め、一の宮、二の宮、共に神輿にて渡御し、三の宮は神馬に乗り皆な古道を過ぎて行くにて、其路を三社の御幸路といひ、當日は氏子等奇異の服裝を爲し五里餘の間供奉警衛に托して、虚威を張り喧嘩口論をなしつゝ、過ぐこれを喧嘩祭といひ、維新後祭日を四月十五日と改め、神幸路も官道によることゝなれり、社は玉諸神社と名け、西山梨郡國里村に

駿河 甲斐 遠江

あり大己貴命を祀る。

吉田の火祭



其筒先に火の點き易きやういろくの仕懸をなし、その頂上より火を點く

吉田の火祭は甲斐南都留郡吉田にて毎年陰曆七月二十一日の夕方より徹夜これを行ふものにて一年中の流行病を退散せしむるとして各戸一ヶ所づゝ薪木を繩にて束ね下より積み重ねて上層は漸く窄く其形筒を立てたる如くにて太さ一丈位より最も大なるは一丈七八尺もあるべく高さは二間より三間以上に及び、晩景に至れば

るにて火は上より下に燃え夜半に至りて盡くるとか他村より見物に来るもの多く、所の神官は神前に於て祭典を行ふと他に稀なることなり。天津司は同國山梨郡山城にある雑社に祭神は男女の二躰にて本村諏訪神社の前に竹にて周圍をかこひ幕を張り古風の舞を爲し舞終りて楊枝を參觀者に撒布す、この楊枝を用ふるものは口に果報ありと傳へらる、本社神躰はじめは十二躰なりしが、中古二躰は天上し、一躰は西油川の釜池に入りたまへりとして今も其祭日には釜池に釜をなせりと、其他東八代郡北八代の熊野神社は年中七十五度の祭禮あり、今は其數大に減せられて十五度となれりといへど、三月三日の船祭は尤も奇異なるものなれ、馬場の左右に四輪の大車各一輛を据へ左を地頭船、右を百姓船とし、車上に櫓を構へ、幕を張り、異様の偶人一個を櫓上に立せ、壯丁數百人左右二隊に分れ一條の大繩を車前に繋ぎ號令を待てこれを引かしめ、双方相競ふて進む、其先きに神庭に入れたるを勝とし、以て其年の豊凶を卜すといふ。(拙著日本宗教風俗志)

其の他神事に關係せざれど、東山梨郡檜尾村の善禪寺の薬師にては陰曆四月

藤切祝

十四日に藤切祝といふ風俗ありて四五人の僧侶山伏の姿にて薬師堂に護摩を焚き、午后三時過ぎより境内に三丈餘り大木を立てそれに藤蔓を以て巻き上げたる檜の葉をつけ、蔓を足代に頂上に登りて藤の環を掛け、夕景に至り同寺の住職の其の環を切り落すを勝沼岩崎兩村の者争ひて之れを得んとし、此の藤環を得たる村は一年間、兩村界なる三日川河原の草を刈り取るの権利を得るの習俗がある。(風俗叢報六四號)

雑煮なし

歳時に關する風習

何れの國も元旦に雑煮を祝はぬはないが甲斐東山梨郡地方では元日に雑煮を祝はずして屠蘇を酌みながら麵類を食し、二日に至りて初めて雑煮を食ひ、中には三日間麵類のみを祝ふ所もある(家庭の友樂園號)先きにも擧げた三保の松原の御穂神社にては毎年正月十五日に筒粥の神事として大釜にて粥を煮竹の筒に五穀其外芋蕪大根等種々の名を書きつけたるを入れ、之れに粥の満ちたるを豊作とし、満ちざるを半作又は不作とする俗がある(本朝俗誌志)遠江濱松邊にては節分の夜、格子に赤鯛の頭一つを枝豆の軸へ挿し、枯れたる葱と髪の手とを以て縛り、門邊に挿し、小聲にて

筒粥

紙鳶揚げ

やゑかゞしのになか／＼とお見舞申し、隣りの婆さん尻をだいて、しやらくさいく／＼ふん／＼

と云ひつゝ、唾を吐きかけたる後に豆を撒く(風俗叢報六四號)

此濱松の風俗として全國に知られたるは紙鳶揚げである。四月の下旬より景氣づき五月に入りていよ／＼盛んに、練兵場内に於て互に紙鳶を絡み合せて晴れの技を戦はすので市中は踊屋臺などを出して非常に賑ひ、確に同地年中行事の一に加ふべきものである。これは濱松を中心として東は相模の藤澤附近までも行はれて、端午を期して大に紙鳶を揚げるのである。

七夕祭

七夕祭は各地とも漸次衰退の觀ありて色紙短冊形の五色の紙に歌俳諧等をしたゝめ笹竹に結びて戸外に立つるの俗は大都會には見ること少きに至りしが、駿河の江尻にては近年まで此風存し、殊に同地の妓樓に於ては遊女各自に不相應の金を醸して大なる笹竹を立て且つ各種の燈籠を挑げて盛觀を極むと、十三日より行はるゝ盆は諸國と異なること少けれど、十六日夜は巴川にて川施餓鬼を行ひて赤紙の燈籠を流し、各町の若者は大臺として土俵を方二間位に集合し、七夕祭に用ひたる笹竹を其の上に一面に立てたるものと川中

大念佛

に押し出し、火を點じて其の火焰の立つを合圖に川中に飛び込み、抜手を切つて上下するの稍、異なるものがある（風俗畫報一四四號）遠江國中部以西に於ては盆などには大念佛とて一村の若者相集り直徑二尺に近き大鉦を中心とし大太鼓、小太鼓、笛、摺り鉦等にて左の如き唱歌につれて念佛を執行するの風行はれ、徳川家康が布橋ぬほしを架して甲州勢を欺きて谷底に墮せし亡魂を慰めんために初められしなぞ傳へて一時は盛んに行はれたが近年は殆んど廢絶に歸したと。（同一九二號）

極樂の外の御門は何で明く。南無阿彌陀佛の六つの字であく。

極樂の玉の簾をまき上げて。拜みたいぞ彌陀の淨土を。

甲斐東山梨郡中牧村の盆踊には、他の地方の如く、囃はやしを用ゐず手を拍ち足を廻はして巡り踊るを踊といひ、白扇を以て踊るを尻隠しといひ、

盆が來たそだ、お寺の庭へ、切子燈籠に火がついた。

の如き唄を手又は扇に合せて踊るにて頗る素朴なものであるといふ（同二二號）

遠江濱名湖の西部地方では送り神といつて陰曆十二月二十日と二月八日とに特

盆踊

送り神

ヒヨドリ  
ヲドリ

殊な、歳時、風俗である。前日即ち十二月十九日に鎮守の山の神に集り、松の枝と竹とで舟の形を造り、其の上に御幣や御札を束ねて藁にて包みたる人形二つを載せたるを鎮守に供へ置き、翌曉村内の小兒、太鼓を打ち鉦を鳴らして「送り神を送れよ」と歌ひつゝ、鎮守の森を出でて村内の家々を歩き、夕方に其の人形を擔ひて村境まで練り行き之れを棄て後を見ずして歸るので、二月八日にも矢張同じ風で「二月八日の事始め、送り神を送れよ」と歌ふといふことである（郷土研究一ノ一）

結婚風俗并に俚謡方言

此地方の結婚風俗として逸すべからざるは歌垣

に於て婚約を結ぶ遺風の存することで大井川の上州なる遠江榛原郡川根地方并駿河志太郡伊久美の地方には、ヒヨドリオドリとて正月七日の夜から八日の朝まで男女相集り

心よく持て峯の松、心わるいと風にあふ、心悪くはござらぬが、立場わるくて風にあふ子持ち姿で子のなきは、鳥の巢殺しなされたか、鳥の巢殺しわしやせぬが、殿さしたかもそりや知らぬ、

などと唄ひて輪になつて踊る風があつて、昔は男が結婚の申込をすれば先方の親からヒヨドリオドリで約束したかと問ふたといふことである（郷土研究四ノ

六 「遠江風土記傳」にも山香庄西手其他に此踊のことを載せて、比興ヒキョウは則ち嬾ヒナシの歌なり、歌垣なりとある。今は女子を雜へず男子のみの踊りなれば婚約の風は廢れたであらうが、山間に此風の存するは面白きことである。駿河静岡附近の農村には、女子むすめ見るなら豆時見やれといふ諺があつて農家大豆の取入れ時は、尤も忙しく又女の殊に汚れるものなれば、其の時に見た女は後に見劣りせぬとて花嫁の下見は大概島である。甲斐國北巨摩郡の山村にては花嫁は美しく飾れる馬に乗り當座入用の品物のみを持ちて行き、衣類調度は三日目の實家まこと歸りの後に送る風があるといふ。

名所づく

俚謠の地方的色彩を帯びたものには駿河に名所づくしがある。

駿河名所の宿盡くし、沼津くはずにはら吉原と、富士川蒲原由比さげん、倉澤薩埵を洞を吹く、興津江尻の巴橋府中二丁まちや安倍川餅まんく、鞠子のとろ、汁、宇都の谷名物十圖子、岡部で見たらをかしかる、松の茶屋藤枝女郎衆はしとろ、焼島田の娘で今宵はしつぽり大井川。というがあり、

下田流れて三島は焼ける。

沼津地震で地が割れる。

製糸工女の多い甲斐に、

心甲州で身は長野縣、

落つる涙は釜の中

などといふ哀愁を帯びたのもあり、方言の唄に

是は甲州言葉の名寄、はんで度々をせる、わにるのと戯れ戯るゝと、出ると出來ぬの言葉違ひや、どこからどこまで、まうしやんしよ申しますさうでございしよう御坐いますそのいすら、かとをによまわれ夥しく叱られのぶいやつ、お旦那聴いておくんなちよ此のぼこ子供すでこで、ごちちまで手數困ります。

の如きがある(俚語集拾遺)、方言として著しきは甲斐の東部地方では小溝をトビツチャラ、物置小屋をナガチョウ、松の落葉をゴクモ、嬰兒をオポイヤ、西部地方では小溝をマダギク、ヨウ、狡猾をチャクイ、愛子をオンノ、俗に郡内地方とい

駿河 甲斐 遠江

甲斐の俚語

静岡の方

ふ南北都留郡では雷雨をオカンダチ、兄をセナ、五月蠅をセーマヂツタイ、態々をオーナといふの類、(風俗書報一〇號) 遠江引佐地方では行くをイカズエ、行かうかをイカスカ、苦しいことをセツナイ又コンキイ、何をいふぞをナニコロクなどといふがあり、駿河静岡地方にては清潔きんじやくとなることをゴセツポイ、頂戴しますをイナダキヤス、取込事をヒマツセといふ、此處にても行くといふことをイカズニといふ風がある。

### 第四章 尾張、三河

名古屋の感化

名古屋城

名古屋氣質 駿遠二州を過ぎて尾三の地に入れば、山いよく遠くして平原は廣く美濃、伊勢に及び、悠々たる大河其の間を流れ、運輸、交通に利便なるが爲め、物貨の集散頻繁にして、關東關西の文化は此の中部平原に渾融す、而して其の中心を爲して此地方一帯の風俗の源泉たるものは尾張の名古屋である。名古屋は今愛知縣廳の所在地にして、其の行政区劃は尾三の二州に限らるれど、其の風俗の感化は東は遠州の西部、西は伊勢、志摩、北は美濃を経て信濃の南部に及び、山海兩道に跨り多大の勢力を持つて居る。名古屋、古くは那古屋、又那古野、或は名護屋に作る、しかも其の著しく現はるゝに至りしは名古屋築城後にして、此城は實に徳川氏が關西の勢力を美濃路と伊勢路の相會する咽喉の地に扼せんとして、關ヶ原役後の威力を以て加藤清正を御城御築惣大將役とし、豊臣氏恩顧の重臣を使役して築きたるものにして、結構雄大特に其の天守閣上、日光に輝く金の鯨は總高さ八尺三寸廻り六尺五寸、これが鑄造に費し

尾張、三河

たる黄金一千九百四十枚、小判にして一萬七千九百七十五兩を要したりと(名古屋史要、金城温故錄)いふ。尾張名古屋は城で持つ家康の第九子義直これに入國して御三家の首班となり、尾張大納言の名は諸侯を畏服せしめたものである。かくて名古屋は六十萬石の城下として漸次股賑を加へしが、名古屋をして今日の如く商業の都會たらしめ、名古屋の風俗をして今日の如く奢侈ならしめたのは七代宗春の時である。宗春は六代繼友の弟にして繼友は入つて宗家を繼ぎ征夷大將軍たるべしと擬せられしも、紀州家より吉宗の出で、將軍たりしより不満の中に薨じ、嗣なきを以て奥州梁川より入りて此大國を領し、平生慈忍の二字を體して自ら謙抑したりと雖も其の濶達なる性は藩祖以來の嚴肅質朴なりし施政を一變し、盛んに江戸、大坂等の風俗を輸入し、自ら華美の姿を爲して諸社に參詣し、且つ遊藝音曲を獎勵し、遊廓を公許し、總じて人といふものは老たるも、若きも氣にしまりとゆるみなくては萬事勤めがたく、中にも好色は本心の眞實より出る故、飯喰ふと同じことなり、夫れ故其場所なければ男女しまりなし、平生召仕候女も却て遊女の如くなり、おのづから不義も多

徳川宗春

實利主義

く出來、家の内も齊はず、國の風俗までも悪くなり行くとなり(御咄書)とて萬事に自由解放の主義を執り、豪奢を學びしを以て風俗日に頽廢し、さしもの宗春も後には従前公許せるものを禁止し、土風の刷新に心を潜めしも、謹嚴なる將軍吉宗は行跡宜しからずとの理由を以て之れに蟄居を命ずるに至つたのである。宗春の風俗上に及ぼせる功罪は相半ばするも、名古屋をして今日京坂に拮抗するほどの繁華の地たらしむるに至つたのは確に其の力であると認めねばならぬ。(名古屋史要)名古屋は商業の地である。従つて利を見るに敏にして、尾張不仁義、伊勢乞食の俚諺を生ぜしめ、何事も打算的にして時に仁義を没するに至らんとせるは、彼の旭日の輝く金の鯨の之れを代表するが如く、實利は彼等の標榜であり、拜金は彼等の主張であるかの如き觀がある。或は曰ふ、中京は日本に於ける實利主義、寧ろ拜金主義の最大都會也、所謂上方贅六なるものと雖も、此點に於ては則ち中京に及ばずと、蓋し中京趣味が極端なる實利主義に傾けるは事實なり。書肆其中堂の店頭に左の揭示あり、

時は金

尾張 三河

店先にて雑談又は長がびやかし御断申上候

此の如き實利主義の揭示は決して之れを京都の店頭に見るを得べからず(新  
人國記)と、其中堂主人は名古屋に於ける變り者、之れを以て全市を代表せしむ  
るは穩當ならざるも、同市の實利主義、拜金主義に傾けるは蔽ふべからざる事  
實である。しかし名古屋人は決して我利く主義ではない、尾張風流伊勢子  
正直と前の俚諺の辨明せらるゝ如く、風流を解するに於ては關東人の及ばざ  
る所で、坐敷の飾り、庭園の裝置、さては茶の湯、生け花の流行は名古屋人の風流  
を示す、蓋し茶道は藩祖義直の時より盛んに行はれ、茶祖千利休の門人織田有  
樂の流は尾州の茶道となり、其後藩主齊莊千家裏流を學び、上の好む所下に及  
びて民間の茶事頗る盛んに飛驒の領主金森長重の子によつて傳へられたる  
宗和流は有樂千家の兩流と共に行はれ、其他遠州流、石州流等あり、生け花も亦  
諸種の流派此地に入り俳諧も亦早く芭蕉の來遊に初り、其の後藩の重臣たる  
横井也有的あるあつて名古屋人の爲めに風流の氣を吐く、一面此の如き風流  
韻事あると共に、他面には豪華淫蕩の俗あつて、人をして、

一體に奢侈に流れた原因は外でもない、全く彼の金鯨の爲であらう、何ぜと  
いふに金づくめで製造した大い金鯨を、高い五層樓の上に、之れ見よがしに  
見せつけたので、今まで黄いものと思ふ黄金を惜氣もなく、雨晒し日晒しに  
しては、一文の價値もないと、泥土の様に考へたる結果、徒消するやうになり、  
隨て風俗も漸次奢侈に傾き、人情も浮薄になつて來たといふのも全く理屈  
のないことでない(風俗叢報四五六號)

と云はしむるに至つたのであるが、奢侈ではあり、淫蕩であるが、名古屋人はそ  
れほど無勘定ではない。實利と享樂、不仁義と風流、これ名古屋人の二面であ  
らう。

風流の地、豪奢の地、實利の地、商業の地と目せらるゝ名古屋は決して學者の無いで  
はない、藩祖義直、學問所を設けて學事を奨励し、藤原惺窩の高弟堀杏庵、并に明人陳  
元贊等を聘し、鴻儒深田正室盛んに朱子學を講じ、其の稍衰ふるや蟹養齋之れが再  
興を計り、後、藩主宗睦の時に至りて之れを擴張して明倫堂とし、細井平洲其の總裁  
となり、次で冢田大峰の朱子學を斥けて古學を舉揚するあり、後、本居宣長の門人鈴  
木朗の來りて皇學を加へ、次いで植松茂岳、大に斯學を舉揚し國學の點に於て一異



彩を放つたのである。此他尾藩にあつて我が國文學史上に多大の貢獻を爲したるものに天野信景がある。其の著「鹽尻」の如きは我が國隨筆の王と稱せられ、其の博識洽聞後代を資益すること眞に多大なるものである。

## 名古屋女

名古屋を説いて逸すべからざるは女のことである。甚しきは名古屋の産物とは問へば七寶燒よりも宮重大根よりも其の産出の多いは藝妓で金の鯨よりも本願寺の巨堂よりも有名である。今名古屋在住の藝妓は大凡五百餘であるが他方へ出稼して居る數は此二倍であらう。輸出は尾張美濃伊勢飛驒の大小都會は勿論、北は信濃の飯田、東は濱松静岡より遙に東京にまで及んで居る、新橋などは大分名古屋種が繁盛するとの事であるから數年の後には名古屋種が東京種を壓倒するかも知れぬ否、既に壓倒せんとしつゝある(文藝俱樂部部八ノ五)とまで云はれて居るほどで、名古屋は現今日本に於ける美人の出産地にして且つ供給地として知られて居るので、其の特色に就て黒頭巾氏は、中京美人は、京美人よりも猶ほ艶やかにして東京美人よりも尙ほ意氣なり、而して大阪美人よりも一層算盤に明かなり」といひ、又、中京美人の意氣なるものは其

の姿態動作の粹なるものにして其の精神は大に野暮なる所なきにあらずといひ、更に「吾輩が中京美人を以て野暮なりとする所以は、餘りに利害計算に明にして其の氣質に詩的美なければなり(新入國記)といふ名古屋の實利主義はこれにも顯現するか。新田靜灣氏は他の方面に就て、名古屋から地方へ賣飛ばされて藝妓になる者には藝より面を擇ぶので、一夜仕込の藝で仕立てたのもあるが、此の土地で稼ぐのは、それでは可<sup>い</sup>ない。名古屋はなか／＼遊藝の盛んな土地で、素人輩といへども専門家の壘に摩する輩も少なくないので、樓を持つ者は餘程の習練がないことには、へい妾は藝妓でございと大きな面は出来ないのである。如何はしき藝では却つて客の爲めに鼻を明かされることが往々にしてあるのである(文藝俱樂部「花と女」)と名古屋風俗の他の一面はこれによつても類推することが出来るのである。

名古屋の女を叙しては勢ひ今も此地方の特産の如くに云はれて居る説教源氏節に就て一言を咨むことは出来ぬ。源氏節の祖を岡本美根太夫といひ、初代は江戸の人にて新内節を業とし、之れに説教節を加味してこゝに別味の節を作り明治

## 源氏節

尾張 三河

の初年源氏節と稱して、之れを大阪にて試み、二代目も亦大阪にありて其の業を繼ぎしが、初め初代に就き後二代目に師事せし名古屋の人小久保太三郎三代目を相續し其他初代二代の門人も亦當地にあり、初めは人形を使ひしが明治十八年頃より美貌の婦女を集め身振を以て演ぜしめしめしより源氏節芝居なるもの起り一時隆盛を極めたのである。此源氏節は忠、孝、貞、戀、惡の五つを説教するを本意とし、忠は一谷一代記、孝は菊童石童九一代記、貞は小栗判官一代記、戀は八百屋お七一代記、惡は三莊太夫一代記を挙げたのであるが、名古屋市史風俗篇漸次雜駁となりて俗惡に流れ、今や其の影を消めんとするに至つたのである。

**尾張人、三河人** 名古屋は尾張を代表するのみならず、中部地方を代表すべきものであるが、此の名古屋を有する尾張は地勢坦夷にして山嶽少く土壤膏腴にして五穀菜蔬に富み、且つ海に瀕するが故に魚介の利多く、自然の生産豊かにして地は交通の要路に當るを以て古く國史に現れ、風土記殘缺には神武天皇東征の時、海部佩室臣、天皇を射奉りしを天の種子命、三角の石弓及び玉の大羽の矢を以て佩室臣を射殺し海部氏の妖を討ち終りたまひしより此國を於波里といふとあれど、肯ひ難し、寧ろ古く萬葉集などに小治田又小磐田とあるを本とすべき、小治田はもと尾張氏本據の地なる一郷の名、今春日井郡小

針の出でて國名となれるものとするを正しとすべきか（尾張志）若し此説によれば尾張の名も亦既に土地の豐饒を意味すといふべきで、名古屋に對しても和屋、熱屋、饒屋等の文字に配して、豐饒の地の稱としたるにあらずやといふものもあるほどで、（名古屋史要）平原國の氣分は充分に此の國に現れて居る。例の人國記は、當國の風俗は進み走る氣つよくして、善を見ても、惡を見ても、其の方へ移り染る事早し、人の上を判ずるにも、一向に我か親しみを難んじ、人の善を消し、我が惡を掩ふの類多し、又萬事根づよかる事なく、たゞ大凡洪水の俄に鳴り出づるが如く進むこと疾く、退くこと速かなり、しかれどもかたき勇氣にして、きびしき所もあれば伊賀伊勢志摩三ヶ國合せても及ばざる上てなり、古より秀づるものもありと見へたり。下劣の心底猶以てかたくななり、それゆゑ謀反一揆をおこすことも古今多し、また飾氣少き故に間々實義の人もあるなり。又惡を爲しても、早く之れを懲らして改る人もあるなり。然れば中の風俗の國といふべし、男の言語さはやかにしてよき國なりとぞといひ、補遺には、國民巧才なる所ありとある等、大體に於て首肯すべき點が多い。織田信長

も豊臣秀吉も此國に出で、二氏に従ひて勳功を樹てし前田淺野加藤等の諸英雄も亦此の地が産み出したのである。古より秀づるもありと見へたりといへる人國記の語は是等の人々によつて其の誤らざるを示し、志賀重昂氏が「平原は規模博大なり故に博大なる人物博大なる事等は自ら此間より發するなり」といひ、又「平原は境界をなさず故に識見の宏濶にして大體に通曉する人材は自ら此間より發し、隨て歴史に残るべき、最も大なる資料は常に此間より起るものとす（人生地理學）」と云はれし如く我が戰國一統の大人物二名までを此國に出し、他の一名を隣國三河に出せる如きは其の觀察の誤らざるを示し、人の尾張名物を何ぞと問ふものに對し、吾等は此の偉人の名を先づ第一に提出することを忘るゝことは出來ない。若し其れ物質的産物として喧傳せらるゝものには實質的なる尾張人を代表せしむべき宮重大根方領大根あり。派手好きの方面を代表せしむる七寶燒あり。人と物と相映發するの感がある。

瀬戸物

尾張の名物に就ては陶器を閑却することは出來ない。製陶のことは早く神功皇后の三韓征伐以後、彼の土の法を傳へ、雄略天皇の十七年には土師連等に命じて供

御の陶器を造らしめられしことあり、平城天皇の大同三年には宮陶司を大膳職に、土工司を木工寮に命ぜられし等のことあれど、我が製陶史上に一時期を劃し空前の進歩をなさしめしは曹洞の高祖道元禪師に従うて宋に渡りて彼の地の法を學び來りし加藤四郎左衛門景正である。歸來、景正は山城大和を初め諸州を歴廻りて適當なる陶土を求めて終に當國春日井郡瀬土村に瓦土を發見し、こゝに窯を築きしが今の瀬戸物の祖で加藤四郎左衛門略して藤四郎といひ陶祖として祀られて居るのである。

三河の人  
情

三河は舊事紀に三川とあり、風土記抄には當國に三つの川あり、一を男川といひ、二を豊川といひ、三を矢矧川といふ故に三河の國と號すとあり、三川悠揚として海に入る、北は山を負ふも南は海に瀕し、其の間境廣く平原曠野多し、例の人國記はいふ、當國の風俗、氣勝れて人の長十に七八のびず、言語はいやしけれども、實義多し、事を約して遂げざることなし。親子の間も互に恥らい虚談することなし、しかれども偏屈にして我を立て人の言を聞入れず、これによりて命を棄つるものも間々之れあり、武士の風義、善多くして女も殊勝に恥を知る所なり」と、三河武士の質素にして、しかも實義に富み堅忍の氣象を有し終に

三河武士

家康を助けて三百年太平の基を啓きしは人の知る所。農村の風儀も亦尾張の如く華美に流れずして朴實なるは、地理志料に風俗淳厚居民農に勉むといへる數語能く盡せりといふべきである。江戸の建設者の主要なるものは此の三河武士なるが故に、三河語と東京語とは其の初めに於て本支の關係を有せるを以て東京語と三河語とすべきほどで今其の言語の東京風なるは云ふまでもなし、其の風俗も亦東京の感化を受くること多くして、尾張の京坂の影響多きとは稍々趣を異にして居る。

三河萬歲

徳川氏發祥の地たる三河は萬歲の本場となりて年毎に領主より國郡村萬歲何某太夫、右年始御祝儀の爲め出府候間御關所相違なく御通し給るべく云々といふ如き文體の通行手形を與へられ、途中にて才藏を雇ひて江戸に出でたるもので、其の本國たる岡崎城にては毎年碧海郡別所村の者之れを勤むるを例とし、正月元且夜の將に明んとする頃、素襖風折烏帽子いかめしく装ひ兩刀を帶し、從者の才藏は同様の扮装にて一刀を帶び、城門の下にて「治りて戸ざさぬ御代のあけの春」と鼓に和して萬歲樂を節おかしく唱ひ、門卒は「若やぎ腰をのばす海老鏡」といひて門を開きそれへ、大臺所に入りて萬歲樂を舞ふを例とした(風俗畫報六三)此の萬歲は皆な太夫と稱し、鶴龜とか、若松とか縁喜よき名をつくるを例とした。今も新年に東京

に出るには地方のもの多しと聞く。

神宮の由來

熱田神宮 昔、日本武尊、東國を巡狩して還ります時尾張の連等の遠祖宮簀姫命を娶りて其の家に宿りまし夜、厠かほに向ひたまふとき身に隨へる劍を桑の木に掛けたるまゝにて殿に入り、驚きて之れを取らんとしたまふに、劍に光ありて神の如くなりければ、姫に命じて之れを祀らしめたまひしが熱田の神宮にして(尾張風土記)此の劍は素盞鳴尊の大蛇を退治したまひて得たまひし天叢雲劍にして、後、日本武尊が東夷を征したまひし時、艸を薙ぎたまひしより草薙劍と申し奉る、我が國の神器にして、祭神五座、日本武尊を中央とし、左右に天照大神、素盞鳴尊、並に宮簀姫命、建稻穗命を祀り、正殿の東方に土用殿とて寶劍を神體として奉祀する所あり、社宇森嚴境域廣濶、實に伊勢大廟に次ぐの大社で、神事の古式を存するもの多く、昔は年内七十餘度に及びし由にて中にも正月元日より五日間五社の行ひとて男女の雛形を作り、鍬鎌等の農具を持つて酒飯を供ふる式あり、十一日には踏歌の神事とて舞人十人冠に櫻の造花を挿し、陪從十人山吹の造花を挿し、笛を吹き、笏拍子をとり、催馬樂をうたふ式あり、同

尾張 三河

十五日には御射の神事として射手六人、あう木の弓に紙にてはぎたる白羽の矢を番ひて天に一筋、地に一筋的に一筋を射發ち、それよりの射の式を初む、尾張名所圖會には

或る説に昔は、内裏の御的中りと當宮の中りとを合せし事の由、都より告げ来る官使と當宮より奏問の使と江州にて行き逢ふ例あり、双方より矢の中りを申し合すとて其の地を矢走と呼び初めしとかや、此神事は七十餘度の間に殊に大祭なる故若し神慮に應ぜず射はづす時は社事を除かれ、即座に出奔することなり、古は腹をも切りし由いひ傳ふ。今も射はづせる家の赤飯など大地に捨つるに犬鳥などさへ喰はぬよし、恐るべし。又障りなく此神事濟む時は見物の諸人彼の射を奪ひ引き破り持ち歸りて家の守りとす

と、かくて此式畢りて後、射手六人の中四人を各々青竹にて造れる輦臺の如きものに載せ、氏子の若き男數十人にて昇ぎ舉げいづれも、あたつたりや、あたつたりと囃して熱田中を走り廻ることあり、且つ昔は此の射畢つて見物共の

的を奪ひ取り守りにせんとて争ひ、礮を打ち合ひ、名古屋及び在郷の者は北の方、熱田の者は南方に集り、下馬橋を中にして戦ふ、印地打の遺風があつたのであるが早く之れは禁ぜられたやうである、(同書)別に馬の塔として昔は五月五日端午に町々在々より其の所々の印持を先きに立て、棒を持ちたる子供長刀持ちたる若者之れに従ひ、走り馬を曳き出すことがあつた、これは此の社のみでなく、大須の観音其の他にも行はれたので、其の起源に就ては天正五年五月十八日田植終りて休日なりしかば、鹽屋治平といへるものゝ下人ども、甚目寺の観音へ馬を馳けさせて詣でけるを近郷のもの之れを見聞して面白き趣向なりとて年々馬を曳きて観音へ詣でしに初るといひ、又織田信長桶狭間の一戦に勝ちしと聞きて一國の郷村之れを悦び、即日清須の城へ馬を馳せて知るも知らぬも、祝し奉りし餘風なりともいひ、漸次隆盛を極めて怪我人をも生ずることとなり、明治六年一月縣は令して

一 献馬 馬之塔 棒の手、

右從來諸祭事に供し候趣を以て是まで、願出候處は無益の金錢を元費いたし加之疵傷を受け、或は終身廢人と相成候者も有之哉の趣以の外の事にて神事に付ては

鬼祭

外に供ふべき儀も可有之につき自今堅く相禁候事  
 とせるより今は六月廿一日に熱田に裸馬を出す外はみな廢せられた(市史風俗篇)其他本社に關聯せるものとしては社内木津山神宮寺大藥師に於て毎年正月五日の夜、修正會といへる祈禱を行ひ畢ると共に太鼓其他の鳴物につれ、鬼面を被れるもの松明を持ちながら堂外へ飛び出し三たび本堂を廻り、松明を池水へ投げ捨て鬼面を脱して裏堂に入る、これを熱田の鬼祭といひ、維新後一時中絶せしが、近く再興せられて陰曆正月八日の夜之れを行ふ。修正會の鬼形のものを追ふの式は既に東都淺草觀音にても擧げたる如く、他の神宮寺にも遺れる古風である。

熱田の蓬萊

熱田は古來蓬萊といひ傳へ、(本朝神社考)にも支那の諸書に蓬萊といふは日本に三所あり、一は紀州熊野、一は駿州富士、一は尾州熱田なりとあり、貞應二年の「海道記」にも熱田の宮の森の條に

蓬萊の島は見えずとも不死の藥はとらずとも、波の上の遊興は一生の歡會なりとあり、昔は境内清水社の邊に楊貴妃の石塔とて小五輪形石ありしが、貞享三年神宮修理の時廢絶して舊趾のみ遺れるにて、其の傳説には唐の玄宗皇帝、我が日本を侵さんとの志ありければ熱田の御神、假りに楊貴妃と生れ、彼れに仕へて其の心を

楊貴妃の傳説

明神と鶯

放蕩になさしめて其の事を防ぎたまひしが、楊貴妃、馬塊にて失はれしかば、忽ち本國此宮へ歸りたまひしといひ、「曉風集」には尾張熱田大明神則ち楊貴妃なりといひ、東海、蓬萊に上るとあるは之れ熱田を指すなりともある。  
 古來鶯を以て此社の使令とし「鹽尻」には熱田庄宮地花池村に三明神の社あり、土俗古へより鶯を白鳥と呼びて之れを食せずとあり、尾張の小牧山の如きは全山殆んど鶯を以て満さるゝも神の使令として何人も之れを捕へず、其の農作物を荒すこと甚しき時は空砲を放ちて威嚇するのみである。こは日本武尊が葦原白鳥と化せられたといふ傳説から出たのである。

百合若傳説

松垢姫

日本武尊の傳説と混ざるは百合若大臣の口碑にて熱田須賀町の西福寺は昔百合若大臣が此の寺の堂の上より鷹を放ちて鳥を捕へられしより鷹御堂といふと、尾張志には「こゝも彼の尊と百合若とあやまりたるかといはまほしけれどさはいひ難しとて豊後國に百合若大臣又其娘萬壽姫の位牌を安置しあれば有名無實の人にてもなけれど、六國史を初め公卿補任にも見えねば疑ひは晴れやらす」とある。  
 熱田の八劍宮の東松垢社は昔日本武尊が此松垢姫に懸想して夜毎に通ひたまへど、姫は戸を閉して應ぜざりしかば、尊は大に嘆じて姫は蟬になりしかと云はれしと傳へ、二三十年前までは此社に參詣するものは拜殿をトソクと叩くの例であつた。(郷土研究一ノ一一)

尾張の祭祀風俗

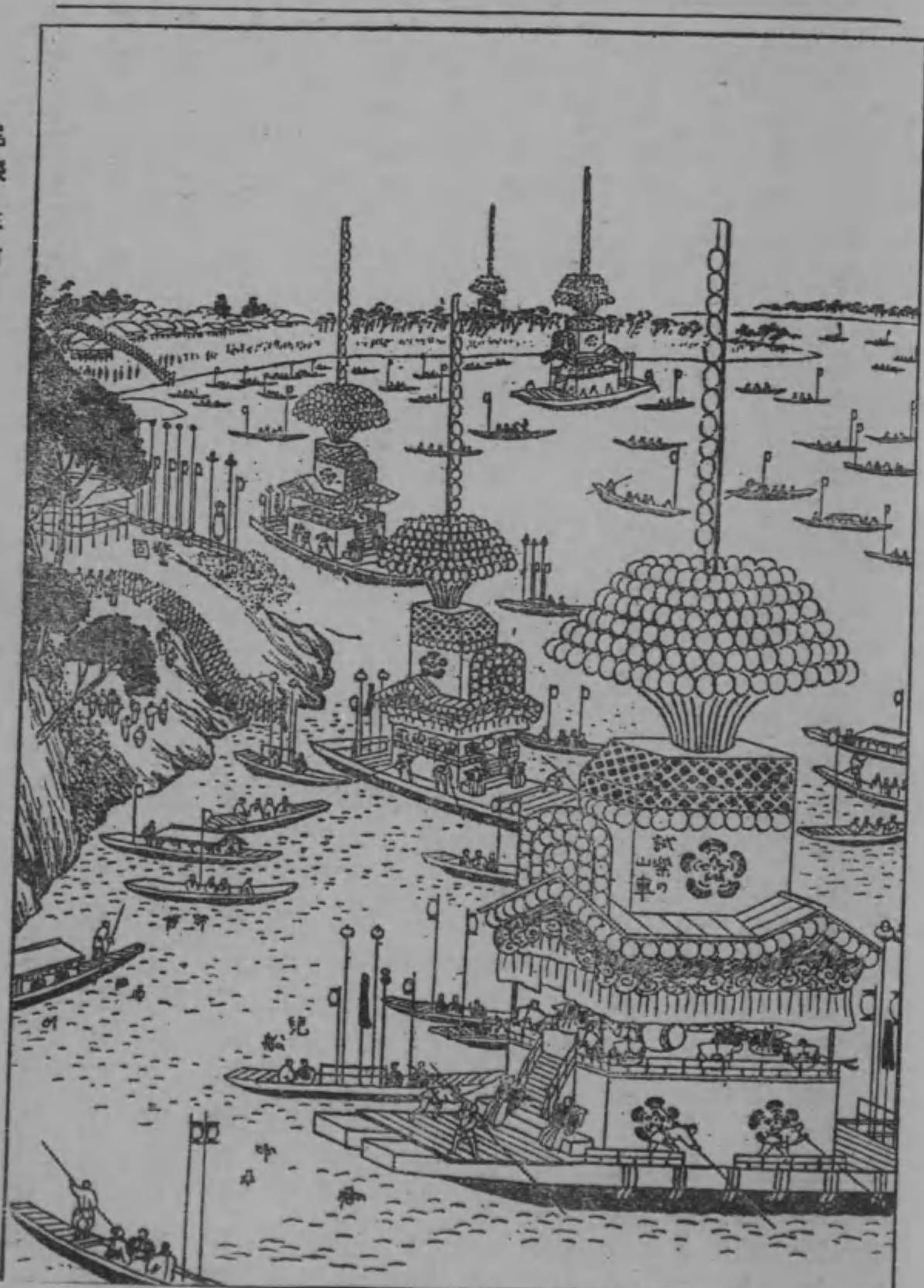
尾張 三河

尾張には著名の祭祀少からず、其の第一に數へらるゝは

津島祭

海東郡津島の天王祭である。昔は牛頭天王社といひ、今は素盞鳴尊稻田姫等八神を祀り、社傳には本社之神靈初め對馬の國に垂迹したまひしを後、此地に移せしを以て地名を津島といふと、祭禮は陰曆六月十四十五の兩日にて十四日の夜、二艘の大船を結び合せ、其の上に山車を載せ、其の上に卷藁を設け、白張の提灯三百六十個を竿に結び、其の中央より一本長き竹に十二の提灯をつけ、高欄の兩側には絹燈籠を點じ、數艘の山車天王川に浮び合奏しつゝ進行し、船は悉く錦繡を以て裝ひ、綵花を以て飾り頗る壯觀にて、相傳へて昔、後醍醐天皇の皇孫尹良親王の御子良王君、此地に忍びたまひしに、北朝の盛なる時とて臺尻大隅なるもの此君を討ち奉らんとせしを、君の臣下のもの神託に寄せて此の祭を初め、南朝の遺子大橋正元以下十一黨のもの十一艘の船を櫂して大隅を伐ちしに初るといふ。(風俗叢報三號) 同じ船祭に鳴海祭あり、祭神は熱田と同じければ昔は之れを東宮と名け、今も御旅所といひ、本社例祭の日には神輿必らずこゝに渡御したまふといふ。此社の御船祭は日本武尊東征の日、船を此地より出したまひしに因み、二片の木板に神號を書して村東の扇川に流す由

鳴海祭



津島祭

短冊祭

にて亦盛なる祭禮である。(尾張名所圖會) 當國一の宮たる眞清田神社にては短冊祭として昔は毎年陰曆三月三日には東西二輛の山車を出し近村の兒童短冊を竹の枝につけ、山車の上なる兒に贈り、車上の兒また短冊を投げ與へたることありしも今は絶たりといふ。(風俗畫報五一號) 諸國里人談には此社の直會祭のことを記して、

直會祭

毎年正月十一日に直會祭といふあり、神官旌旗を立て道の邊に出で、往來の人を一人捕ふ、さるによつて其の日は諸人外出をつゝしむ、旅人などは旅館にて此事を告げ知らせて逗留するなり。かく恐るれども自然とこのために捕はれたる者出來て、其の人を沐浴させ淨衣を着せて神前につれ行き、大なる俎板一器、木にて作れる庖刀、生膾箸を設け置き、又人形を作りて捕はれたる人の代りとして俎板の上に載せて、其の傍に捕はれし人を居らしめ、神前に備へ進ずること一夜なり、翌朝神官來りて件の供物、人ともに神前より下し、土を以て大なる鏡餅を作りて彼の人の脊に負はせ、青銅一貫文を首にかけて追ひ放つに、走り行て必ず倒れて絶え入り、少時にして正氣いでも

との如し、其の倒れたる所に土餅を納めて塚を築く此神事、社家の深祕とすとあり、今もとより斯の如きことあるまじけれど上總坂戸の奇習も思ひ合はざるゝ習俗である。

名古屋の祭禮

梵天

別に異風奇習の存するものにあざざれど、名古屋に於て全市に亘る大祭にして舊幕時代には天下第一の壯觀と云はれたのは全市の東照宮祭である。元和四年東照宮三回忌の法事修行の節より始り、後には京都の祇園祭と對抗する盛大なるものとなつて今に其の面影を遺して居るのである。其の他全市の天王祭、山王祭等皆な市人の華麗を示すに足る盛觀である。今は全く廢れたれど、名古屋附近の童女年毎に水無月の頃より初秋の中頃まで梵天と稱して銅形、箱鼓などを竿の先につけ、笛太鼓の囀子物をなすの俗の他國に例なきものあり、之れを梵天祭といひ、梵天王を祀り一切の災を除くの意であつたのであらう(名古屋史要)

三河の祭祀風俗 諸國祭禮の奇習に富むもの天王祭に過ぎたるはない。

三河國豊橋市の吉田神社も昔は天王と稱し其祭禮に就て、東海道名所圖會は

此日吉田五個の寺院より飾山を出す、至てひなびて古雅なる行粧なり、十四五歳の童、頼朝の出立にて金の立烏帽子直衣太刀を佩きて馬上、又十六人の殿原とて十六

吉田の天王

尾張 三河





所の花を見さいなと、くりかへしくうたふなり云々  
とあり、本社は遠く崇徳天皇の天治元年疫癘大に行はれしかば此地横地某天

吉田の鬼祭

人柿の素袍をかけ烏帽子を冠り城内にて走馬あり、中に畠山重忠と名乗るものあり、騎射笠に錦の陣羽織を着て背に幣を挿す同じく馬上なり此左右に編笠浴衣を着し、笹に饅頭を數百入れし、袋を結び付くる、かの重忠てふもの棧敷の前に至り馬上より禮をなし、袋の饅頭を多く投ぐる、これに當るを吉事とす、又笹をとり大太鼓一人、小太鼓二人同衣裳に塗笠被り覆面して錦の陣羽織小手脛當など着し至て古雅の鉢なり、囃子方は編笠浴衣を着し笹に提灯を結びつけ數十人同音に踊り、其唱歌にいはいはく、  
天王といふ人は何佛にてまします日本一の荒神あらむ橋本鹽見坂名所名

王を勸請し祇園會を行ひしに初り、六月十四十五の祭禮は頗る盛大を極め、十四日夜の烟火は天下第一と稱せられたほどで、此祭禮に笹踊として塗笠を戴き覆面して錦の陣羽織小手脛當にて、風流なる浴衣に編笠を冠れる囃方につれ天王は何佛にてまします。日本一のあら神、あらいはし、本鹽見坂名所くの花を見さいな

と唄うて踊ることありしと、(風俗書報一四二) 又其豊橋(舊名吉田)の藩中にては正月十四日に鬼祭りとして神前に白木の的を立て、烏帽子狩衣を着たるもの二人、神の自然木の弓と白羽の矢を持ち來り互に的を射て中れば神前に太鼓を打ち、此鼓聲を合圖に一人赤鬼に扮せるもの撞木を携へて神前に來り、後より天狗の假面をつけたるもの小具足にて長刀を携へ、これを追ひ來りて相戦ひ、終に鬼逃れ走り、袴を着けたるもの數十人追うて市中に出で、町々を追ひ廻りつゝ手に持ちたる飴袋を見物人に擲つ、之れを鬼の飴と稱しこれを食ふものは惡病を除くと、かくて天狗は鬼を卻けて神前に至り古雅の舞を爲す(同三十七號) 外に御衣祭といふあり、こは、令義解に、神服部等、齋戒潔清して三河の赤引の神

調の糸を以て御衣ミヅモを作るとある三河國服部郷赤孫の神います村より之れを出し遠江國濱名湖畔岡本村の神主神目代に送り、神目代の妻一日の中に織り爲して伊勢大神宮へ献ずる途を豊橋に取りしを以て同地附近にては十一日より十四日まで婦人は機織ること裁縫の業を休み、十二三歳以下の少女は花やかに着飾り列を爲し謠ひながらに遊び行く、其の歌に

御衣ミヅモヨイエイ、ヨイ／＼ふれ／＼六尺袖をナア、そでをふらねば踊られぬ、

と、老若男女は町の入口なる駿河稻荷といふに集り、こゝにて岡本との受渡を濟し、川岸まで奉送することがあつた（同四七號七〇號）これらの風は今全く廢れたといふことであるから現今にては祭祀の奇習として記るべきものもないであらうが考古の資として此に掲げて置く。

鳳來寺と豊川稻荷 三河の名刹は先づ指を鳳來寺と妙嚴寺に届す。鳳來寺は南設樂郡の東北、鳳來寺山の半腹にあり、昔は天台眞言二宗を兼ね三河第一の靈場と稱せられ、今は眞言宗に屬す、寺傳によれば白鳳の昔、利修仙人なるもの當山の巖窟に入りて苦修練行せしに、山中七本の古杉の下に天童の降り

利修仙人

來りて

相木醫王藥師佛。一步一見諸群生。

現世安穩得長壽。後生無量壽佛國。

と唱ふるを聞き、其の一本を伐りて藥師佛を彫みて之れを岩上に安置して禮拜したりしが、適々文武天皇御惱あり、草鹿砥公宣を勅使として仙人を迎へしめたまひしに、溪流横溢して前岸に至るを得ざりし時、數百の群猿忽然として現れ、互に手足を接合して橋を爲して渡らしめしとて、山中今も猿橋の名を遺す。仙人勅を奉じて加持を行ひ、さしもの御惱も一七日にて平癒せしかば、觀感の餘り伽藍を建立せられ、之れを烟巖山鳳來寺といひ、山中舊蹟多く、西方の谷間にあるを隠し水といひ、利修の加持水なりと傳へ、利修の石上に坐し法華華嚴の法意を説きし時、天より八人の巫女降り來りて之れを聽聞したりとて、高坐石、巫女石の名あり、又淨行尼なるもの利修を訪ひ來りしも、利修は其の女人なるを厭ひて會はざりしかば、尼は巖頭に立ちて七日間之れを待ちしも、出て來らざるに怒を發して岩を碎きて投ぜし谷を尼谷といひ、其の岩を碎きし

草鹿砥公

砥鹿神社

所を尼の行道といふ等枚擧に違あらず、徳川時代には徳川家康、當山薬師の靈應によりて誕生せりとて寺領八百五十石を寄付し、三代將軍の時に新に東照宮廟を建て寺領を千三百五十石として頗る優遇したものである。

妙嚴寺

當國寶飯郡本宮山の麓に砥鹿神社あり、大己貴命を祀る。こは勅使草鹿砥公宣が利修仙人を召さんとて鳳來山に赴くの途中、此の神を祀り、公の後裔これが神官として今に草鹿砥氏といふ、三才圖會には「文武天皇、勅使公宣をして建立せしめ草鹿砥氏を賜ふ、其の子孫相續して神職たり」とある。

柁枳尼天

妙嚴寺は曹洞宗に屬し、専ら豊川稻荷の名を以て知らる。傳へいふ昔、後鳥羽天皇第三の皇子、曹洞の高祖道元禪師に師事して寒嚴義尹禪師と號せられ、康元元年入宋して彼の地の禪刹を歴參し、歸朝の途に就きて乗船したまひし時、靈神、白狐に跨りて現はれ、吾は柁枳尼天なり、今より將に師の法を護らん」とありければ、歸朝の後手づから其の感見せる所の形像を刻み、法子法孫相傳へて五代義易和尚に至る、和尚當寺を創むるに當り別に祠壇を寺中に築きて柁枳尼天像を安置せられしに基き、神佛混淆の世、豊川稻荷の名を以て尊信せられ、來賽者の多き近國比なきに至つたのである。

平八郎狐

寺に二升入りの鐵釜を藏す、こは開山義尹和尚當寺草創の時、平八郎といふ一老翁隨侍して庫堂の土を掌り、常に此の釜にて米を炊くに幾十人かの食事と雖も、事を缺かざるに、和尚怪みて其の故を問はれしに、我れは三百一の眷族あり、事として辨ぜざるなく、望みとして達せられざるなしといひ、和尚遷化の後、此釜を遺して飄然として其の姿を隠くせしより之れを柁枳尼天の化現なりとて平八郎稻荷と唱へ尊信するに至つたのである。

雷と鬼

道場法師の傳説 敏達天皇の御宇、尾張國愛知郡の片ほとりにて農夫田に漑みそぎける時、雷鳴りて其の前に落ちたるを見れば、其の形小さき子の如し、農夫鋤にて打たんとせしかば、雷詫びて我れを殺すことなく、楠の舟に水を入れ、竹の葉を浮べて與へよ、其の報ひには善き男子を與へんと云ひしかば、其の如くせしに、雷は喜びて其の水を得て空に上り、其の後、農夫の妻は孕みて男子を生みしに、此子強力にて十歳の時方八尺の石を投げて其の足跡地に入ること三寸許なりしと、かくて南都元興寺の僧に仕へしが、其の頃、寺の鐘樓に鬼ありて夜毎に鐘つく人を食ひ殺せしを、童子、鬼と闘ひて其の髪を攫みて離さざりければ、鬼は髪を抜かれながら血を流しつゝ逃げしを、夜明けに其の血を辿りて

尋ねしに悪奴が墓に止りければ、其の魂魄の所爲なること知れて怪全く止み、髪は元興寺の寶物に收め、童子成長して寺田に水を漑かんとせしに他の農夫妨げて水を入れさせざるに大に怒りて五百人して曳くほどの大石を取りて他人の田の水口に置いて水を寺田に引きたれば、人々大に恐れて其の後は妨げするものもなくなつたと、此童後に彼の寺にて剃髮して道場法師といふと、(日本靈異記)此の法師の開基せる寺は、國豊山元興寺とて今は淨土宗に屬し名古屋市外にある。

傳説と雜信 上來散説せる以外に於ても傳ふべき口碑並に之れに付隨する俗信少からず。

山と山の争

山と山の争ひ、尾張國丹羽郡池野村の小富士山と全本宮山との間に春競べの争ひがあつて、何れが高しとも定められなかつたから兩山の間に槌を渡した所が、水が小富士山の方へ流れたから小富士山の負けとなつたから毎年陰曆六月一日の祭禮には裸體にて石を曳き上げる習慣がある。これと同じ俗信が「趣味の傳説」にも載せてある。そは三河國八名郡の石巻山と寶飯郡の本宮山との争ひで一は孤立し、他は小峰に取り巻かれて居るが、結局一分の差もないと判つたが、此兩山に參

馬方辨天

詣するものが石を持つて登れば少しも疲るゝことなく、若し誤つて山上の小石一つでも落とすときは神罰があると信ぜられて居るのである。

龍鱈塚と泉

馬方辨天 三河の豊川に近き所に三明寺の辨天がある。或る馬方が此の辨天より財布を貰ひ、辨天より貰つたときへ云はなければ財貨は無盡に出ると云はれて非常に喜んで使つて居つたが、つひ口をこらして實を吐いてから財貨は出なくなつたことがあるから之れを馬方辨天といふ(趣味の傳説)

血の池

龍鱈と泉 三河國寶飯郡長澤村に昔、田村將軍東征の時此の沼邊を過ぎしに巨鱈の僧と化して來るに遇ひ、射て之れを殺したまひしより此沼の水を汲むもの皆な惡疾に罹りければ一基の塚を建てたるを鱈塚といひ、全國野田の泉龍院は開山茂林上人の法を説きたまひし時、一美女常に來聽し、後、本形を現はして蛇體となり三鱗を遺して池に入りしを埋めて建てられたりといふ。

四觀音

野間の血の池 尾張知多郡野間の鶴林山大御堂寺は世に野間の大坊といひ、源義朝の墓あり、境内の血の池に就て「尾張志」に「血の池長さ九間横三間ばかり半月の形なる小池なり、水勝れて清冷なれど、天下に凶變あらんとする時は水色赤くなりて血を浮むるが如し、故に古く、紙に染めたるを大坊に藏す、平治の亂に義朝獄せられ彼の首を此池にて洗ひしとぞ」とある。

四觀音 尾張名古屋を中央として四方にありて其年の惠方によりて頗る賑ふと一は笠寺の觀音とて愛知郡笠寺村にあり、古く聖武天皇の時善光上人の開基なり

しも後堂宇頗る頽廢して本堂のみ現れたるを鳴海の長者の侍女某、雨の日此地を過ぎていたはしく思ひ自ら笠を脱して之れを覆ひしより此名あり、其の女後に藤原兼平の夫人となり大に堂塔を修繕せしと傳ふ。二は全郡荒子の觀音、三は海東郡甚目寺の觀音にて甚目龍磨なる漁夫海中より得たりと傳へられ、四は東春日井郡龍泉寺の觀音である。

知多郡新四國

知多の新四國 尾張國知多半島にては新四國八十八所とて全半島の各所に弘法大師を祀り名古屋地方を初め近國の參詣者の巡拜するもの多いが、それは今より百餘年前讃岐國香川郡安原村の竹田安兵衛なるもの大師の靈感によりて當地に來りて東浦は阿波に、篠島は土佐に、日間賀島は伊豫に、西浦は讃岐に似たるを思ひ、四國八十八所の砂を持ち來りて郡内各寺に納たるに基き、これを廻翁行者といひ、御詠歌なりとて「一筋に八十八と願立て、布土の縁となるぞはたせり」西浦や東浦あり日間賀島、篠島かけて四國なるらん」の歌を唱へ、且つ諸種の靈驗談を傳へ、四國巡拜と同様の功德ありと信ぜられて居る。

足止め不動

足止め不動、白雪稻荷 名古屋萬松寺には足止め不動とて家出人や駈落ち者を遠く行かぬやうに此の不動尊の石を縛つて置くこと動けなくなつて歸つて來ると信ぜらる、全寺境内の白雪稻荷は文政年間の勸請にて白狐の靈なりといひ、此狐當時しばしば少女に化して市に行きて餅菓子など買ひたりとて俗に「お小女郎様」といひ靈驗いやちこなりと傳へらる。

白雪稻荷

子孕み

蝮除け

犬御堂

子孕みの俗信 名古屋市の東部御器所に昔は七本松があつたが、今は枯死して一本のみ残つて居る。深夜婦人が一人行つて松の幹に抱きつくと妊娠す(郷土研究一ノ十一)といひ、全市白川町の十王堂の松にも同じ俗信があり、門前町の烏瑟沙摩明王殿は腰より下の病に効驗ありとして花柳界に多くの信者を有し且つ殿内にある梟の置物を抱くと子を孕むと云ひ傳へられてある。(全一ノ十二)

池鯉鮒明神 三河の知立神社にて蝮除けの守符を出し之れを懐中すれば蝮蛇逃げ去ると信ぜられ、若し途にて出會ひし時も、池鯉鮒さふげの明神と唱ふれば必ず逃げ去ると傳へられ、全社の手洗池は早敷には社頭に百八燈を點じ、深更に神寶蛙の面を出して此の池水に注げば忽ち雨降ると云はれて居る。

犬頭社 三河碧海郡に犬頭社あり、天正年中領主宇津左衛門五郎忠茂、獵して山に入り一樹の下に眠りしに手飼の犬を咬へて放さず吠え立つるに大に怒りて之れを斬りしに其の首飛んで樹上の大蛇に噛みつきたり、忠茂驚きて其の大蛇を殺し且つ犬の忠誠に感じて祀れるものにて、深更に及び青銅百疋を長く繋ぎて口にくはへ鳥居の邊より社まで四つ這ひになりて行けば必らず福ありと信ぜらる(諸國里人談)これと同じ傳説は名古屋市の犬御堂にもあるが、全寺のは開山無間和尚此地にて息絶えんとせし時、黑白の二犬、草の葉に水を浸して蘇生せしより其像を安置したるなりといふ(尾張名所圖會)

結婚風俗 水祝ひ石打のことの諸國にありしが如く、舊尾州藩にても此風

水祝

ありしと見え寛文十年の定に「婚禮濟の翌一年は申すに及ばず、たとひ二三年過ぎ候とも、或は江戸御國許の替達にて正月御近所に居り申さざるものは、或は三年五年迄は御前にて水あび申すべきことありしが、元祿十七年に至り、近年婚禮相濟み候者水振舞の祝儀として近所の者寄り集り作法宜しからざる儀之れ有る段相聞え候以後右の様なる族之れあり候はゞ急度御吟味を遂げらるべきの旨仰出され候向後相慎み云々」との廻文ありて此の頃より漸次廢せられ、町家にては石打ありしと見え、元文四年の令に「町々に婚姻ある時町内又は隣町の者集合、石を投げ、戸藪を打破りて騒動し、又輿入の際途中にて妨害を爲す由、縦ひ子供の仕業なりとも、其地の庄屋、町代、組頭、其外隣家の者共出でて制止を加ふべし、此事前々より令する所なれど今に嚴行せざる所あり、以後は吃度申つくべし、違背者あらば町役所へ申出づべし」とある(名古屋市史風俗篇)、今は東京と大差なく、近くは神宮奉齋會にて神前結婚式も行はれて居り、基督教徒は教會にて式を擧ぐるものもあるのであるが、三河地方に行くと古風の存して安城町附近にては花嫁は三枚襲オビの裾オビ前に紫の總オビを着け、兩袂を高く上

石打

三河の嫁入

オヤマ

げて車にも乗らずに歩るき、箆筒長持等は車に積み、牛に曳かせて、牛方等は嬉れし目出度の若松様よ、枝も榮ゆる葉も繁げると歌ひながら出で行く、と、花嫁方の人々途中まで出迎ひ、其處で花嫁の受け渡しを濟せ、双方一團となつて新郎の宅に入る(風俗叢報四五四號)、同南設樂郡地方にては婚禮の行列に狐の混じ入りて取り憑くといふ俗信があつて、其の行列が家に入ると共に鐵砲を放ちて狐を追ふ風習がある(郷土研究三ノ六)、更に古風の殘留せりと思はるゝは三河國額田郡山中村池金といふ村には毎年春季に「オヤマ」と稱し、未婚の男女盛裝して山に行き終日思ふまゝに遊び戯れ、盆踊やうのことを爲し、婚約を結び、後、父兄の承認を経て、大抵秋米の稔みつて後、祭禮の日、氏の神前で式を擧げる歌垣の遺風とも見るべきものがある(同ノ六)、

歳時風俗并に俚語 此地方の歳時風俗にて特に異彩を放てるは盂蘭盆にて後水尾院諸國盆踊歌尾張の部に

女すきなら八丈へゆかれ、八丈むかしはおなご島、  
山椒胡椒より猶からいものはならぬ世帯はなほからい。

尾張 三河

盆ならさ

などあり、「盆ならさん」として、

盆ならさんよ、盆が近いに帯かつておくれ赤いがよいか、白いがよいか、當世流行の縫の帯、縫の帯は誰がして見せた、おまん小女郎がして見せた。

向ふの山に何やらひかる、月か、星か、螢の虫か、月でもないが、星でもないが、大納言様のお江戸へお立ち、其の早やお馬の目が光る、其の早やお馬のお供はどなた、隼人、山城、左源太様よ、あとのお留守が甲斐様よ、甲斐様邸で鶉がなける、何というてなける、明日はてん、天氣もよかる、お江戸の細道、尙ほよかる。

法花踊

大納言様は尾張藩主、隼人は成瀬隼人、正山城は竹腰山城守、左源太は寺尾土佐守、甲斐は清水甲斐守のことにて皆な尾州家の重臣を詠み込んだのである。これらの歌につれて踊ることもあつたが、今は三都と同じく名古屋市には此風廢れ、三河の南北設樂郡の山村并に尾張知多の海邊に於ては盛んに行はれ、別に三河八名郡井代村にては法花踊として盂蘭盆の三日大團扇を挿し太鼓を

前につけ、笛太鼓鉦等に合せて、

おもしろの海道下りは、筆に書くとも、およばしや、小田原の茶屋を通れば、みめよき娘が茶をひくや、寄りて参れや旅人よ、旅人はお立あるとも茶わんなほすな、しつのがれは下屋の下、その藪の竹にはよあるふしか、四つそろひ、まづよひにとのをまつふし、夜中に待ちいてねるふしや、あかつきのはなれふしとや、夜明けて浮名の立ふしや、なにごと御代で納る。

コケコ  
虫供養

等の歌に合せて踊ることあり（風俗叢報五七號）尾張丹羽郡多加木地方にては盆の十三日より亡靈を迎へ十五日の夕、之れを送り出すまで夜も眠らぬ風ありて、往々寝に就く家を起さんとして子供連相集り大なる太鼓を打ち、石油鑪をがら、鳴らしコケコと云ひ、家の人は起き出で、お苦勞といふまで騒ぐことがある（文藝俱樂部九卷九號）其の他の風俗にて面白きは同知多郡地方の虫供養で、西海岸の十四ヶ村と東浦の十六ヶ村と一年毎に各村に當番を設け八月の彼岸に山又は濱に供養場を設けて三尊の阿彌陀佛を安置し鉦太鼓にて念佛和讃を執行し濱にて行ふを濱供養、山にて行ふを山供養といひ、三四丈の丸木を以て大塔婆とし之れを虫の塚と名づけ、常に田畠にて殺す虫を供養する風

があり、傳説には昔此地の領主英比丸歿して其の靈を祀りしに基く(尾張名所圖繪)といふ。

方言歌

終りに、俚語集拾遺載する所の方言の歌を紹介せんに、名古屋にては

名古屋名物おいてちやうでーも(頂戴すかたらんに(好かない)おきやーせ)お止しなさい(ちよつともらちあかん)はかどらぬ(つねるぞーい、そーきやーも

く(左様かい)なんだいも(何です)

買つて来い、さすが、おどかいおどい事(恐い)花にあらずにさうでやこうでや、

と、名古屋言葉は名古屋美人と共に擴がり其の勢力は中部地方に蔓延して居る。三河の方言歌には

おぐいそが(鶯啼)くで出て見ろ、さあお出でよ、おまや(お前は)だしよか、あゝ否だのい。

というがある。

### 第五章 伊勢、伊賀、志摩

伊勢津彦

伊勢の人 神風の伊勢の國は昔伊勢津彦なる神あつて此の國を領したりしを神武天皇東征の時、天日別命、此の國に入るに及び、國を譲りて此地を去り、命の子孫の世々相嗣ぎて國造となりたまひし古國にして垂仁天皇の朝、皇太神宮を此の國に遷したまひしに其封を神國といひ、孝徳天皇の朝に及び、國郡の制に基きて拾二郡に分ち度會、多氣の二郡を神郡とし、天智天皇の時には多氣を割きて飯野を置きて之れを神三郡といひ、宇多天皇の時、更に員辨、三重、朝明の三郡を加へて道前道後の目を置き、安濃を東西に飯高を南北に分ちて神封に列したれば神八郡の稱を得て、皇太神宮の御領となつて居つたが、平維衡、伊勢の國守となりて此地に來り、子孫繁榮して清盛に及び、神封も亦平氏に侵略せられ、(三重縣風土史蹟)伊勢平氏の名隆々たるものあり、鎌倉の世には平賀、大内等此國守護となり、南北朝の頃には北畠氏之れに據りて伊勢志摩を兼知し、幾多の擾亂を経て終に尾張の織田信長に亡ぼさるゝに至り、徳川の世には藤堂

伊勢平氏

神八郡



三國の關  
保

氏三十二萬石を以て此の國並に伊賀を領し南方松坂地方十八萬石は紀伊の徳川氏に領せられ、外に桑名十一萬石、龜山六萬石等あり、神宮神領には別に山田奉行なるものを置きて之れを管轄せしめたるが、今は此の國並に伊賀、志摩二國及び紀伊の南北牟婁二郡を以て三重縣の管轄に屬せしめて居る。伊賀はもと伊勢の一部にして後に分置せられたもので、上世猿田彦の神の女、吾娥津比賣命の所領といひ、又崇神天皇の皇女伊賀津媛の所邑ともいふ。孝元天皇の皇子大彥命の子孫伊賀の臣と稱し世々國造となると傳へ、志摩は伊勢の島の意で、地離れて海中に突出するからかくは名けられたのであるといふから伊賀、志摩の二國は共に伊勢に包有せられて居るのである。例の「人國記」は當國の風俗、南北各々別なり、南伊勢の人情は土にて作りたる器に漆を塗りて其の上に金銀の彩りしたるが如し。まことに言葉の體はしほらしく山城の人に同じと雖も、心底は甚だ慾深く、親は子を誑り、子は親を欺く、萬事につき穢き意地なり。武士も心入れ穢く、下人を情なく使ひ、下人も亦主人を當坐の渡世に頼みたると思へり、互に頼母しげなき風なり。北伊勢は人の意

人國記

地よき所も多し、これはたとへば下地を雜木にて造り、上を漆にて飾るが如し、然れば下た地の土にて造るよりは遙に勝りたれども、元來雜木の所あるなり、約を違へぬれば赤面するほどの事はあるなり、婦人の形装は上方にて京と當國とを第一なりとぞ

と、ある。之れに對して「勢陽五鈴遺響」の著者安岡親毅は、其の人情を盡くして記するは實に然りといふべし、故に忠烈孝廉の士を多く出すなきは其の人情の虚薄なるによれり、猶ほ婦女の形容は今時娼妓に倣うて卑俗なり、京師に比すべきにあらず、其の南北陰陽に據つて地勢風土人情の然る所は自然の造化にして一州に於て然り、天壤間の浩穽たる測り知るべからず、しかも其の一洲一邑に殆ど公然たる汚名の存するは萬世の遺憾とすべし」といふ、親毅は南伊勢の人、而して此言を爲す、以て此の國情の一端を察知すべきである。しかも既に之れ一世紀前の評言、必らずしも當れりといふ能はざるも伊勢の人の伶俐は偶々以て浮薄の俗を爲し、利を見るに敏なるは輕佻の譏を受くるに至りし古來「伊勢乞食」の俚諺あつて國人は伊勢子正直の誤りなりと辨解すれど、

伊勢乞食

伊勢 伊賀 志摩

尙ほ他國人の訂正せざるものあるは國人の大に鑑むべき所でないか。

此の伊勢を食に就て「伊勢參宮名所圖會」には世に知れる間の山、浦田坂の物を「世にいふお杉お玉なり」を南山の乞食といふ、大名家御參宮に鳥目を給へり、富有の參宮人も祝として施すの例なり、近頃までは絹布を着し、其の形非人に類せざれば參宮人見て怪しみ伊勢を食といひ傳へり」とあり、初めは伊勢人を罵るの語にあらざりしが、終に轉じてかくなりしか。

伊勢人は一面にかく冷評せらるゝと雖も、諸國參宮人常に來往するが故に文化風に開けて加ふるに先きにもいふ如く機敏にして商機に通ぜるを以て縣下豪商に乏しからず、而して店舗を東京、大坂、横濱等に有して盛大なる商業を營むもの少からず、又籍を縣下に有せざるも、其の出身本縣なるが爲め縣下事業に直接の聲援を與ふる者三井家を始めとし、其他枚舉に遑あらず、且つ清韓米、濠等に據て有力なる商業を企て成効したる人士、近來陸續として輩出せり、之れを要するに縣民の縣外に於ける商業上の勢力は得て侮るべからざるものあり、(三重縣案内)と伊勢屋の煖簾のんせんは江戸八百八町を風靡し伊勢屋の名は商人氣質の代表として喧傳せられたのである。更に農産に於ては伊勢米の名

伊勢の産業

伊勢人と文學

は優に市場を壓し、水産に於ては伊勢雄海士伊勢烏伊勢船伊勢鯉(鱒魚)伊勢海老伊勢熨斗伊勢鯉伊勢鯨伊勢海苔伊勢青海苔伊勢和布など水産等に關するもの亦多く、船舶の便に藉りて東海市場に伊勢人の名を擅にするもの其の沿革最も尙し(同書)と云ふあり、加ふるに縣下の林野面積は約三十萬町歩にして土地總面積の七割を占め土地肥沃にして氣候溫暖なるを以て頗る林業經營に適せるもあつて伊勢人は實に富めりと云ふべきである。伊勢人はかく物質に於て富めるのみならず、文學に於ても亦頗る誇るべきものがある。そは云ふまでもなく今、寶山神社として祀らるゝ鈴の舎大人本居宣長翁にして、著書五十餘部百八十餘卷、悉く後學の眞寶となり我が國學界の一大偉人にして、松坂町には翁の家居の址を保存してある。敷島の大和心を人間は朝日に匂ふ山櫻花の咏に感憤するもの此翁を想はざるはない、其他學識富瞻にして尊王愛國の至誠を發揮したる足代弘訓翁あり、漢學に於て津藩藤堂氏風に之れを獎勵し文化年間藩主高允鴻儒猪飼敬所を聘し、待つに賓師の禮を以てし文政三年藩學有造館を起すや、津坂孝純、石川之襲、齋藤拙堂、川村竹坡、齋藤彦誠

軒、土井聲牙等相繼で學を督し藩學より刊行せる書も亦少からず、海内文學の淵叢と云はれ中にも齋藤拙堂の名尤も著はれ、此點に於ても伊勢人の氣を吐くものがあつた。若し其れ桑名藩を見んか出で、白河に移封せられしといへども時の老中として文武の獎勵を以て名ありし樂翁公松平定信を有したのである。

伊賀と志摩 往古は等しく伊勢の一部であつたと傳ふるが伊賀は四面繞らずに山を以てし、志摩は三面海に瀕し、僅に西方朝熊山を界して伊勢に接するのみであるから伊賀と志摩とは頗る人情を異にし、一は山國的氣分に富み、他は海國の氣分に満ち、一の鮮魚に乏しきに反して他は漁獵を業とし、伊賀の風俗の京都に似て華奢にして町家の娘などが顔に白粉を塗りて行儀よく店番をするに引代へ志摩は海に飛び込むで鮑を捕る海女を以て名高く、殊に麥崎の西御坐岬に至る途上の一村落和具は純粹の漁村にて魚類を捕ふること志摩第一と云はれ海女に二種ありて一つは數十人隊を爲して一所の海に投じ一個の大桶を浮べ三四尋の深さに入り、獲物を之れに入れ、取り付きて休み

俗兩國の風

活海女の生

木挽唄と船唄

つゝ復た海に入るにて、他は夫婦にて一舟に乗り、夫は換を漕ぎながらヒシといへるものにて魚を刺し取り、妻は十尋乃至十二尋の深さにまで飛び入りて魚介を捕へ年中、水に入るを業として嚴冬にも休まず、(新撰名勝地誌)伊賀人の炬燵に寒を凌ぐ時も尙ほ志摩の海女は水に飛び入つて居るのである。試みに伊賀の木挽唄と志摩の船唄とを較し見よ、兩國の氣風を瞥見することが出来る。木挽唄、

木挽くゝと米の飯くらうて、松のふんどし泣き暮らす。

木挽さんかよ懐かしござる、わしの殿御も木挽さん。

船唄

鳥羽の泉水碇はいらぬ、三味と太鼓で船つなく、

鳥羽のみなとは入りよて出よて、まこも巻きよて、かゝりよて、(俚語集拾遺)

志摩には豊公の朝鮮征伐に水軍を督したる九鬼嘉隆を出し、伊賀には十七字詩に新天地を開きた俳聖芭蕉を出す、井上圓了氏は兩國に於ける食物に就て語りて、伊賀に入りて其の國の名物を問へば、茶粥と午睡と置炬燵なりと申す、

伊賀の名物

伊勢 伊賀 志摩

其の外漬物に羊羹漬といふものがある、瓜の中に紫蘇を孕ませて漬けたもので其の色羊羹に似たる故かく名けるのであるといひ、更に志摩の國は日本の最小國にして三面海を繞らし、耕地に乏しければ村民多く漁業に従事して居る、常食は甘藷と麥とのみであつて、米は盆正月にあらざれば用ひぬ處であるといひ平素米食を爲すものゝ家の下水兩便は肥料に一層の功ありとて之れを貴重すと云はれて居る(日本周遊奇談)、以て兩國の風俗を類推すべきではないか。

例の「人國記」には伊賀は伊勢の國に等し、「されども少しも意地のよきところもあり其風飾りを専らとして根の透ぐることなきとなり」といひ、志摩に就ては「大概伊賀伊勢に異ることなし」とある。

太神宮 伊勢大神宮は我が國家の宗廟にして國民信仰の中心、伊勢の國の四方に知られしものは實に此の神宮の在しますが爲めである。畏くも内宮は天照大神の手づから寶鏡を天忍穗可尊(あののほしのみかみ)に授け、之れを祝してのたまはく、吾が見此の寶鏡を視る當に吾を視る如くすべし、與に床を同くし殿を共にし以て齋(いはい)の鏡になすべしと仰せられ(日本記)、又八咫の鏡と草薙の劍の二種の神

志摩の食物

内宮

外宮

寶を皇孫に授けたまひ、永く天璽としたまひき、（天璽）矛玉（やぶたま）自ら從へり、即ち勅して吾兒此の寶鏡を祝ること當に吾を祝る如くすべし、與に牀を同うし殿を共にし以て齋の鏡と爲すべしと仰せられ(古語拾遺)、天孫降臨以來連綿として傳はり人皇十代崇神天皇の時に至り、其の神威を瀆（たぶ）さんことを畏れ、豐楸姫命に托して鏡劍を大和の笠縫の邑に遷し、こゝに神籬を營みて皇居と分ち、垂仁天皇の時に至り倭姫命之れを奉仕して神風の伊勢の國は則ち常世（とこよ）の浪のしきなみよする國なり、傍國（たがくに）可美國（よみくに）なり、此國に居らんと欲すとの神勅によりて齋宮を五十鈴川の川上に興して祀り奉つたのが(日本紀)、即ち此の内宮で實に國民の祖神にまします。外宮は豐受大神（とようけ）を祀る、此神は天孫降臨の時、天孫に隨從して降りたまひて食物の事を司りたまふ大神にて、又保食（たもみけ）の神、倉稻魂（くらいのみたま）又大宜都比賣（おほいきひめ）又御膳神（みけがみかみ）とも申し奉るにて、トヨケのケも、トヨウケのウケも、ウガノミタマのウガも、ミケツのケツも皆な食といふことにて、即ち豊なる食の神、食の御靈神、御食の神の義にて食物并に五穀の神たることを意味し、其の食の本たる農工商百般の業を加護せしめたまふ神にて、(伊勢神宮と我が國體) 初めは丹波の國

伊勢 伊賀 志摩

比沼の眞奈井にましませしを、雄略天皇の朝大御神の御側近き今の所に遷し奉つたので、爾來今日に至るまで國民崇敬の中心となり、今日に於ては全く他の神社と待遇を殊にし、此内外神宮の祭主は陛下の大御手代として仕へ奉るを例とし、祭主以下皆な國家の官吏にして他の官國幣社の宮司等の官吏に准ずるものとは撰を異にし、其の御造營の費の如きも全然國庫より之れを支辨して他の神社の人民より寄付を募ると同じからず、且つ神前に於ては如何なる顯要の人にも臣民の幣帛を捧げ、又宮司以下神に就きて何等の祈禱をも請ふことを許さず、別に神部署を置いて臣民の奉養に關することを監することとなつて居る(同書)されば神宮の祭祀は國家の祭祀にして、其の祭典も亦國家の祭典にして明治廿七年内務省訓令を以て大祭と公式祭を別ち、

- 神嘗祭、 祈年祭、 神御衣祭 (皇大神宮并に荒祭宮に限る)
- 月次祭、 新嘗祭、 臨時奉幣式
- 正遷宮

を大祭とし、特に神嘗、祈年、新嘗の三祭には勅使の參向あり、

- 元始祭、 紀元節、 天長節、 歲旦
- 風日祈祭、 遙拜式、 大祓

を以て公式の祭祀と定められてある。

神宮は往古政所を置きて、先きにいへる神八郡を支配し、神郡の家を神戸といひ、其他籍神武家并に一般人民より寄付せしものを御厨又は御園といひ、諸國に散在し、此外に神田あり、封戸あつて其の額少からざりしが戰國の時に至りて諸國の御領地は侵略せられ、神郡も亦多く蠶食せられしが、天正年間北畠信雄、二千五百貫文の地を獻じ、豊臣秀吉は前後合して四千餘石の地を獻じ、徳川氏は之れを增して六千百九十八石餘となし、明治に入りて神宮に御供米を供し奉る御常供田は再興せられ、國庫より供進金額を支出せられ、其額明治三十三年以後毎年五萬圓となり、之に加ふるに約十萬圓の賽錢、神樂料、御饌料等を合せ、大約年額十五萬圓を以て神宮司廳、神部署、其他付屬の學校等の費用に充てられて居るのである(伊勢神宮と我國體)

神宮は國家の宗廟にして臣民の幣帛を進むるを禁じられたれば、昔は勅使の外は此宮に詣づるものなく、若し願を掛くるものあれば熊野切目の王子に詣でて、なぎの葉をかざすなどのことありて中世にては、保元、平治、平家物語にて伊勢へ參るといふことなく、熊野切目にのみ參るもの多かりしが、後世に

はいつとなく伊勢へ参るやうになりたれど公家とても憚り奉りしを、まして平人の近く拜し奉ること畏れ多く、ひそかに忍びて参りしより拔参りといふに至つたのを今の世の人は主親の目を忍びて詣るを拔参りといふに至つたのである(伊勢参宮名所圖會)かくて全國の庶民も一生に一度は詣るべきものと心得る習慣は各地に存し、且つ大凡六十一年目毎には御蔭参りと稱して費用の有無、父母の許諾の如何を問はず狂奔して神宮に詣る風徳川の初より流行し、文政三年には僅か一月内外の中に四百八十六萬餘人の参詣者あり、文政神異記には山田市内の混雑一方ならず、第一に宿屋の不足、第二に食料米の不足、魚菜の不足等一々枚擧に遑あらず、されども當時山田奉行の周旋、豪商篤志家の馳走等にて宿屋の不足を補ひ、米魚は不意に入船、多漁の幸あり、神明の感應に出づるものなりとの事を記せり(伊勢神宮と我國體)此の神宮と庶民とを密接ならしめしは御師みんしとて神事に従ふものが私の祈禱を取次ぎ諸國の檀家だんかに御祝太麻おまを配布し、之れに添そふるに曆こよみを以てせしの一い事與つて力あるを見ざるを得ない。明治に入りて御師は廢せられ、神宮司廳より頒布することとなり、曆

お蔭参り

太麻と曆

も亦明治十五年四月二十六日太政官達を以て神宮より頒布せしむることとなつたのである。

伊勢曆は伊勢北畠家の曆師、多氣郡丹生村の加茂杉太夫といふもの足利の季世に京都の官曆に基きて之れを造りたるに初り、穀物の主神たる豐受大神御鎮座の由緒に基き農家に必要なる日を記入し御師みんしが之れを諸國に頒布し、邊鄙の地は非常に之れを便とし後には山田の曆師之れを造り、土御門家の校合を請けて發行したる。でもとく檀家への配り物であつたから一般に販賣を許さなかつたのである。

神宮の事を語りて逸すべからざるは正遷宮のことである。神宮の建築はすべて古式を遵奉し來つたので、天武天皇の白鳳十四年から毎二十年目に新舊造替の例を立てられ、光明天皇の時、廿一年目に遷宮ありしより爾後之れを例とし、國家は造神宮使廳を設けて此事を掌り古例に倣うて御改造の時の御用材は神領に使へる宇治山田市中三十餘ヶ町を初め附近の郷村三十餘ヶ村を二分して内宮、外宮とし、各々受持を定め、木曾の御料林より筏に組まれて木曾川を下りて伊勢灣より五十鈴川口なる神社港かみやしろに運ばれ、内宮なれば更に上

お木曳

流なる神鏡の宮まで造營係の手によつて運ばれると、それよりは各町村の男子揃ひの股引腹掛法被の勇ましき扮装にて曳き上げるにて之れを川曳といひ、

木ヤリ子、奉曳、木曾の山からヨイヤヨ

一同「ア」ヤットコセヨイヤナ

木ヤリ子、木曾の山からはるく、越えて今は五十鈴の宮柱

一同「ハ」レハ、ハリヤ、リヤ、くく、ヨイトコく、セ

外宮なれば神社灣より宮川の地點に出で運ばれたるを各町村の若衆によつて少しも金属を用ひず、白木にて造られたる車に載せ木遣りの聲につれて曳き出すので、之れを陸曳といひ、其の車の心棒には油を塗らないから摩擦の音高く二里以外の地にも響くといふ（郷土光華號）神都名勝志には、こはもとより百千本にあまる御木なれば、たやすく曳き得べくもあらぬ業なるより月を追ひ日を重ねて働き勤むるものから、時によりては烏帽子素襖など着るもあり、又はあやしげなる賤夫のかたち身に身をひして立ち出づるもあれど、神を敬ふ心はひとつことなるべしとある。

神宮に参拜するものゝ必らず訪づる所は二見の浦と朝熊山とである。朝熊山は伊勢志摩に跨り直立千五百尺。頂上に古刹金剛證寺あり、創立明かならざれど弘法大師の此の山中に於て修法せられし時、朝に熊出で、夕に虚空藏現ぜりとして大師自作の虚空藏を祀りしが中世衰微し、建長寺の東岳和尚これを再修して臨濟宗となり、奥の院を吞海庵といふ、寺門に賣る野間氏の萬金丹は其の名四方に聞ゆ、山腹に神宮の攝社朝熊神社あり、櫻太刀自神を祀る（或はいふこれ土地神伊勢津彦の裔ならんかと）昔は神宮に至るもの此山に詣でざれば片參宮といひて之れを忌みしほどなりと、二見浦は倭姫命が天照大神を奉じて通過したまひし所といひ、神宮に詣ずるもの多くこゝにて潔齋するを例とし、自宅にて入浴するものも二見浦の潮水を竹の筒に入るゝか又は藻鹽草を買ひ求め之れを湯に混じて入浴して身體を淨めしほどにて、此地の旅館にては月經ある女房下女の如きは決して參詣者に接せしめざりしといふ、此浦の東端にある夫婦岩は海中にある鏡石といふ暗礁の中に鎮座すと俗傳せらるゝ興玉の神即ち猿田彦の遙拜所として注連繩を張り其の東方に面し太陽出現の壯觀を望み得るを以て之れを日の神の拜所として崇むるに至つたのである。

神都風俗 神宮は汚穢を忌みたまふを以て古より死人あるも、死去と云はず、何某病ひ重りたりと披露し、即日墓に送り、其の歸路を以て初めて喪を發す

早懸

るにて之れを早懸けといひ寶永元年の廻状に

近年葬送早懸の作法混亂せしめ觸穢に及ぶべき程の事、風聞之れあり、神慮勿體なく候間、以後違反之れなきやうに葬送、早懸の差別、表出せしむべく候事。

葬送は人死する時、葬禮の法式色々事重く候て、葬家并に役人等の禁忌嚴重たるの間、中古以來、了簡を以て早懸けと稱ふるの義、行ひ來る事。

一 早懸は人死する時、まだ死に究まらざる中に、墓所へ早く懸け送るの習ひ故に是れを早懸と稱し候、其故野送以前は未だ死せざるの心にて其家内おり火に成らず、同火憚りなく候、野送の後にて火の氣を替へ、諸親類忌服に懸る故、同火せしめず、之れに依つて野送の日を以て死日に定め候古法に候云々

とあり、送葬は昔は夜中のみなりしが今は白晝に送るも、尙ほ行装の先きに松明と白張の丸提灯とを竹の先きに付けて持ち行き、昔は柩を收めんとするに臨み生竹の弓にて紙羽の矢を空中に射ることありしが、今も右の弓矢を墓所に置く、(風俗書報一三八)先きに擧げし廻文にもある如く不淨の火を忌むこと甚しければ舊幕時代までは地方にては何れの家にも大抵四種の火ありて一は、一つ火とて來客に出して喫烟又は手あぶりの料とし、二は内火とて家内の飲食其他に用ふるもの、三は丸火とて内火の豫備、四は別火とて他方に旅行して歸

火忌

火事

御神田扇

お杉お玉

りしもの又は觸穢さわのものは別火にて飲食せしめたれば飲食店など何れの看板にも清火うどんなど記したものである(伊勢參宮と我國體)此の地方の風俗は多く神事に關聯し、手水を使ふに水なき所にては木の枝を折りて左右の肩を越さして後に投げて汚穢を攘ふことあり、之れを朝手水といひ、あまり他國に見ざる風俗である(風俗書報一三七)其他、參宮名所圖繪によれば此地方に火事ある時は其役人は勿論消火人足まで皆な口々くにごもつともくといひて消すとある、本朝俗諺志には、太神宮の御神田を植る時、禰宣祝子の舞ひ奏づる所の扇の骨は檜にして厚紙に板行の馬を畫く、これを以て熱病をあふけば則ちさめ、又田をあふげば稻に虫つがずとある。

神都に詣づるもの、目につく珍らしき風俗の中にお杉お玉といふ物貫ひがある。間の山にありて三味線をひきし、まさん、紺さん中のりさん、岩戸さまへは遣つどき、二見ヶ浦では朝熊山、磯部めぐりに太々神樂のこれなもしやてかんせなどとうたひて往來の人に錢を乞ひ、行人錢を與ふるの際、其の額を打んとて抛つに巧みに首をそむけ、又は撥子などにて防ぎて一つも中ることなし、これを興あることとして打ちつくるより多くの財を得るといふ。此の外に宇治橋の下には網受けとて竹



の先きに糸綱をつけ往來人の橋上より投ぐる錢を巧みに受くる物貰ひがある、  
 こは織田信長の家臣にて槍術の達人鳥尾左京といふもの主人没落の後、二君に見  
 えざとて浪人して當地に來り竹の先きに綱笠をつけて投げ錢を乞ひしに初ると  
 傳へ、これまた多額の收入ありしと。

尙ほ旅客の目につくは、紙にて製して革の如くなる烟草入類を嚮ぐこと  
 にて、こは今より三百有餘年前伊勢街道稻木村の壺屋池部某なるもの、創意  
 にかゝり神宮參拜者が革製の瀆らしきを忌みて之れを用ひしに初り今は一  
 個の特産物となつて居るものである、其他音に名高きは古市の遊廓に於て行  
 はるゝ伊勢音頭にて、こは寛延の頃古市の遊廓備前屋の主人の古き鶴の舞と  
 いへるものにより新たに工夫して起せしものゝ由にて昔は備前屋杉本屋油  
 屋の三樓にて行ひしが、今は油屋は旅館となりて此の事を廢し、前記二樓にの  
 み行はれ、娼婦の装を凝らして一齊に踊るにて、頗る遊冶郎の目を喜ばすとい  
 ふ、其の備前屋の唱歌は「櫻ぶすま」と名け、

櫻花誰が畫くにも盛りとは言ひ合はさねど人心、移り易きよ、世の中の、戀ひは舊の  
 開くまで、ばつと浮名を流しては、曲水結ぶ谷影に、散りも初めぬ一木には、誰も目を



伊勢音頭の圖

やる幕の内、調子の高い三味線に、座頭  
 は散るを待ち顔に、登啼けばほゝえみ  
 二て、振袖くちにあてやかな、かざり車や  
 御所車、御室あたりの夕暮に、花の顔み  
 る樂みと、かつぎひとへに關の戸に人  
 目なければ一枝は、手折る心を抱かれ  
 て、縁を結ぶの短冊に、風一吹き散り  
 際を、どよむは山の笑とも、げにや名に  
 おふ嵐山、あかうめなせぞ朝ぼらけ、明  
 け放したる月の間は、蜩蟻野を通ふ人  
 かすむ、梢にかゝる一筋の霞は筆をか  
 すらせて、空色うつる大堰川、青きは、清  
 き水の色、白きは、瀧の清水や、北野詣で  
 の香の音、太刀持つ稚兒の戯は、鞍馬の  
 山のふこおろし、遙かこちらは紫の幕  
 うちへて獵の音、花も聞き入る風情  
 して、一日かさの森さして、獨靜かに寺  
 の椽、へりとりかけて後手に、つくく

思ひ廻らせば、繪そらごとにも花咲いて、實もある御代のへ。

杉本屋には、菊の壽といふあり、油屋にも、重ね扇といふがあつた。(風俗畫報一三四號)  
こは遊廓内に行はれ有名の歌舞なれど、神都の歌舞として恰當なるはかゝる  
野卑なるものにあらずして、度會郡各鄉村特有の舞樂にして、陰曆七月、中旬、月  
明き夜に行はるゝ、古雅なる羯鼓踊又かむこ踊といはるゝものである。其の  
姿は白黒段々染の筒袖をつけ、白木綿を腹に巻き、脚絆手甲を穿ち、菅にて作れ  
る腰籠をつけ、頭には白馬の尾もて造れる鬘を被り、胸に羯鼓を懸け、號鐘を合  
圖に百人餘も一様の扮装にて同形を爲し、音頭に伴ひて舞ひ初むる(三重縣案内)  
にて、入端とて最初に謳ふは

イヨ常磐の國の、其の國の燕と申する小鳥めが、瀬田の唐橋集をかけて、十  
二のかひこを産み育て、六つをば置いて立つ、六つをばつれてお立やる、イヨ  
一花の都へ着きにけり  
といふにて頗る雅趣あるものなりといふ。

傳説と俗信 神宮を中心とせる此地方には神宮に因める諸種の傳説あり

て、外宮の彌宜土主といへるもの汚穢の事ありければ、文徳天皇仁壽元年八月  
三日大風洪水の夜、狼其の家に入りて十三歳なる嫡子を喰ひ殺し、又或る家の  
家人、大神宮を信じて主人に暇を請はずして參宮したるを主人大に怒つて  
歸るを待つて斬り殺したるに、其の者は死なずして大神宮の祓の大麻に刀疵  
付きたり(皇典講究所講演一三八) 又河藝郡高野尾村豊久野といふ所に錢掛松あり、昔  
豊受大神を丹波より伊勢に遷したまふ所、神輿を此地に置かれしより里人其  
址に松樹を植え之れを遙拜所と定めて、枝頭に賽錢をかけしに基くと、諸國里  
人談には、昔參宮する人、此野の長きに飽きて、里程を問へば里人戯れて十日行  
く豊久野、七日行く長野の松原といふにあきれて一貫文の錢を此松にかけて、  
こゝより大神宮を拜みて國へ歸りける、他の人彼の錢を見るに蛇の蟠るやう  
におもひて敢て取る人なし、彼の者、故郷に歸りて後欺かれたることをきいて  
口惜しく思ひ、又參宮して之れを見れば、掛ける錢そのまゝにしてありけりな  
ぞいふ傳説の神異を語るもの多けれど、そはこゝに略して三國各所に於ける  
著名のものを擧げんに、

阿漕塚 逢ふことの阿漕の浦に引く網のたびかさなれば人もしるなむといへる古歌より付合せしか此の地は神宮に献ずる御贄を漁する所として漁獵禁制の場所なりしを一漁夫阿漕の平次なるもの潜かに夜に乗じて網を投じ事露はれて刑せらるゝや以後毎年其夕に至り海上人なきに網を投ずる聲ありとて里人其の靈を慰めんとて祠を建てしを阿漕塚といひ今伊勢津市の海岸にあり諸國里人談にいふ毎年七月十六日津の岩田橋にて深更にさけば沖に網引の聲するといひつたへたり又孟蘭盆の内近在の子供大勢連り燈火打火を以て大路を切火することありあのゝこのゝ南無阿彌陀阿漕菩提南無阿彌陀とはやして歩くこと昔より夥し之れを制すれども敢てさかず隠れ忍び出でし此事を爲すなりいつ頃誰人のはじむるといふことを知らず阿漕が菩提を吊ふといふとあり今は此風廢たれたれど塚は尙ほ存して居る。

分部の火 同書にいふ伊勢の國安濃津塔世川々上分部山より小さき提灯ほどなる火五十も百も一面に出でし縦横に飛びめぐりて後五六尺ほど一かたまりになりて塔世川を下ること水よりはやし又塔世が浦に鬼の鹽屋の火

といふあり此の火中には老嫗の顔のかたち現れ彼の川上の火と行き合ひ入り違ひ飛び返りなどして相闘ふ風情なり少時して又一つにかたまり其の後また別れて一つは沖の方へ飛び一つは川上へ走ると。

十月三日 伊勢の海に面したる一帯の漁村にては舊曆十月の三日と四日とは決して罽網を曳かぬ若し曳くと海の中から赤裸の瘦せ枯れた男どもが幻のやうに現れて手にく構を持つて船のまはりへ来て「えいやく」といひながら杓で水を船の中へ汲み入れて船が沈んでしまふといひ又此の日龜崎の沖といふ所にかゝると海の底から細い聲で「オオーイー」と呼ぶのが聞えて大きな光りが空中に上つて水夫を悩ますと傳へられて居る。

那古の蜃氣樓 伊勢四日市の海面を那古の浦といふ東海道名所圖會にいふ此浦より春夏のあいだ蜃氣樓海上にたつ諺にいふ伊勢大神宮尾張の熱田宮への神幸なりと其の形鳳輿行幸旌蓋前後にあり又は諸侯行列の體又は樓臺宮殿の相あざやかに見えて漁人時々見る事あり忽ち須臾の間に消えくとなる」と。

四天王寺  
の薬師  
津の観音

海と佛像 かく海にかゝる俗信多き此地方の佛像には海より上りたまひしもの少からず津市の四天王寺は聖徳太子が王城鎮護のために東西南北に各一寺を建立せられたる其の一と稱せらる。國內屈指の大刹であるが同寺の薬師堂の本尊は寛平二年安濃郡乙部の漁夫彌太郎なるもの志摩の答志浦に漁して得たるものなりと傳へ同市観音寺の本尊は和銅二年阿漕浦にて漁夫の網にかゝりて出現したまひしといひ伊勢の海清き渚に舟うけてあひあふ君をあふく此の寺の歌があり同飯南郡松坂にある岡寺山繼松寺は聖武天皇の天平十五年僧行基の建立にて光明皇后御歸依の如意輪観音の像を安置せしが天平勝寶三年の秋の洪水にて悉く流失せしを同年八月二十日度會郡二見ヶ浦の三津某なるもの漂流の尊像を海中に感得し靈告を受けて出家し繼松法師と號し堂宇を再興したりといひ之れを厄落しの観音として參詣多しと、かゝる類は諸國にあれど此國の如く多きは少し。

天の岩戸

天の岩戸と鸚鵡石 奇石怪岩又は岩窟に對して諸種の信仰の加はり傳説の付けらるゝは何れの國にも少からざれど大神宮の在す度會郡高谷山の上

厄除観音

鸚鵡石

にて天の岩戸とて大石をたゞみ上げたる如き所あり其の後を高天原といふ志摩の磯部村には天の岩戸とて巨巖洞窟を爲し臥石立岩四周に亂據し一條の清流窟内より出づるありこれに大神の神隠れたまひし天岩戸の名を充て、甚しきは此所を真に神隠れしたまひし所とさへ信ずるものありといふ此村に和合山といふありてこゝに高さ一百餘尺巾四百餘尺の巨巖あり之れに向ひて高吟放歌せば直に反響して巨巖之れに答ふ本朝俗諺志は之れを新鸚鵡石と名け度會郡の一ノ瀬村にあるを單に鸚鵡石と呼ぶ之れに向つて聲を發せば殆んど神人あつて答ふるが如し伊藤東涯其の奇を探り之れを詩にし文にし靈元上皇之れを聞き畫師山本宗仙に描かしめられしより其の名四方に聞え諸國里人談之れを以て日本無双の奇石として居る。

櫻大刀自  
神

櫻の信仰 勢陽俚諺には内宮の境内に櫻宮といふありとて上古より寶殿はなくして唯一本の櫻を御神體と崇め奉るなり士弘法印の參詣記に櫻宮と申すは大宮の間近き所にましますが御殿もなし只一本の櫻を御神體といへりと傳ふ但し櫻大刀自神とは木花開耶姬命と申し奉るなり地神第四にあたり

らせたまふ彦火々出見尊の御母神にてましますとあり文永十年思圓の「參宮記」には朝熊神社に詣て、小朝熊の神の坤の角に六七段ばかりを去りて奇石あり其の上に櫻樹あり高さ三尺許なり此木往昔より以後年を送り春を迎へて花を開き實を結ぶ今に枯れずしてありこれを櫻大刀自の神の神體と申す説もありとあり今は如何なりしか知らねど此の山は今も境内櫻樹の多きを以て知られ河藝郡白子町の白子觀音は子育觀音と稱せられ此の地方の産婦は昔は腹帯をせざる習慣あり(諸國里人談)といふ此寺往昔火災に罹りし時灰燼の中より一株の櫻を生じ四時花を着けしを以て不斷櫻の名あり稱徳天皇之れを宮中に移したまひしに忽ち枯れければ、

不斷櫻

誓ひありていつもさくらの花なれば

見る人さへも常盤なるべし

との御製を添えて返したまひしかば復た花を着くるに至りしと傳へられ鈴鹿郡坂下高家氏の庭内にも亦四時花さく不斷櫻ありて天保中日野大納言此家に泊して深く之れを奇として仙洞御所に献ぜられ明治二十年には英照皇

逆川神社

太后此家に休御あらせられ一枝を輦中に献じたりといふ其の外一身田驛の西一里安濃村長源寺内には阿漕平次の乳母の植えたりといふ乳母櫻一志郡八幡村には豊臣秀吉の命名したりと傳ふる亂れ櫻等ありて此國には櫻に關する傳説が多い。

小女郎狐

逆川の水 伊勢白子在に逆川といふ小川ありて其處に逆川神社といふが祀られ霜やけの神として毎年秋季に朝早く近郷近在の男女此の川の水に手足を浸しかくすれば霜やけの憂を除くと信ぜられて居る(郷土研究一ノ二二)  
 小女郎狐 伊賀國上野の廣禪寺に小女郎狐なるものありとて例の「里人談」には大和國源五郎狐の妻なるよし傳へりといひさて常に十二三ばかりの小女の形にして庫裏にありて世事を手傳ひ或る時は野菜を購めに門前に來る町の者此小女の狐なる事をおかねて知る所より白晝に豆腐などとのへ歸るに子ども集りて小女郎くとはやしけるに振りむきてほく笑み敢て取りあはずかくすること四五五年を経たり其後行方知れずと今も小女郎稻荷として祀らるゝ由。

神宮に關聯せる祭祀 神宮を中心とせる此地方は神宮に關聯する祭祀風俗少からず、伊勢多氣郡東里部村の神服織機殿神社は上織殿と稱し、昔皇太神の高天原にましませし時、天の八千々姫神桑樹を天香具山に植えて養へる所の蠶の御絲を以て御衣を織りて供進したる神宮の御衣祭に用ひさせらるる御料の和妙を織り奉る所とし本邦蠶絲織業の祖として祀られ、同飯南郡神機殿村なる神麻績機殿神社は之れを下機殿と稱へ、御衣祭御料の荒妙を織り奉るの所、同一志郡矢野の香良洲神社は太神の御妹神なる稚日女大神を祀り、養蠶織縫の神とせられ、毎年七月十五日に大祭典を行はれ、其の前夜は夜香良洲と稱へて徹宵參詣の人を以て満ち、志摩の國織部村なる伊雜の宮は倭姫命の此國に成らせらるゝ時伊佐波登美命に命じて神宮を營ましめたまひ、後、玉柱屋姫命を祀り、古來伊勢三宮と稱へ、兩大神宮と共に崇敬せらるゝが、此宮の片邊りなる神宮司廳の附屬地に於て毎年六月廿四日にお田植の神事が行はれる。此の神事は昔、垂仁天皇の御宇廿七年の秋の頃、一羽の白鶴が瑞穂を昨ひ持ちて、皇太神宮に奉獻せしかば、奇しき事なりとて倭姫命に仰せて引水池と

和妙荒妙

田植祭

苗代とを作らせたまひし千田の御池にて行はれしが今は涸れて僅に數歩の凹所を存するに過ぎざるに至りたれば、現行の地に移されたので、式は毎年磯部村の上中下の三部落より交代に早乙女八人を選びて先づ供御の田の畔に三丈餘の青竹を樹て修祓を行ひたる後、其青竹を倒せば、近郷幾百の漁夫群り集ひて且つ折り且つ奪ひ、頗る雑踏を極むる、これは此竹片を得たるものは其の年の漁獲多しとの信仰からで、之が濟むと烏帽子に素袍を着けたる謠士八人、大小鼓各一人、笛二人にて樂を奏し、そこへ赤衣黒帯に一文字笠着けたる早乙女、美装せる二人の少童を隨へ出で、少童は早乙女の前頭にサ、ラにて棍棒をこすりつゝ、樂に和して秧草を挿み、其の半ばに至れば早取挿とて早乙女の酌にて酒酌みかはし、二人の少童は謠と樂とにつれて舞ひ、次でまた挿秧に移る(三重縣案内)いと古雅なものであるといふ。

祭祀奇習 これら神宮に因める祭祀風俗の外、先きもいふた海中出現の觀音を本尊とせる伊勢津の觀音堂に鬼押へといふがある。今は廢れたるべけれど、むかし龍神之れを惜みて奪ひに來りしを追ひたる真似とて赤青の鬼の

鬼押

伊勢 伊賀 志摩

石取祭

假面を被りたるもの二人異形の装束し、左右に手引とて究竟の力者二人宛を随へ各手木を携へ、後に又一人猪熊を被たるもの一人宛帯にすがりて兩鬼前後に連り堂の外を廻ること三回、浦方濱方の者ども數百人、檜の棒を持ちて此の鬼を打たんとし、手引尻付きは之れを妨ぐるを如何にもして此鬼を打てば龍神を追ひ退たるにて其年は漁獵多しと(諸國里人談)同桑名郡桑名の春日神社にては毎年七月六日午前二時に御神前の太鼓を合圖に各町の祭車は一時に太鼓を打ち鉦を叩き恰も百雷の落ち來るが如く、オリリヤ、キヤ、リッコチャ、などといひつゝ、徹宵各町内を練り廻すのでもとは藩主樂翁公時代といふが一朝事ある時の兵糧運搬の用にて粗雑な車に鉦鼓をつけ、町屋河原から石を積み取り神社に献じたのに初り、今は華美な祭車となつて行はれて居るのであるが、其の名は矢張石取祭といふて居る(文藝俱樂部七ノ二)海女の本場として先きに擧げたる志摩の和具村にては陰曆六月一日に海神祭とて早朝より旗を立てたる舟に乗り沖に出て、魚を釣り、海神を祀れる大島に行きて之を献じて神事を行ひ、正午に至れば長さ三尺周り一尺ほどの濱午莠を繩に貫き、各舟

海神祭

とも鯉を釣る真似して互に海水を注ぎつゝ、歸村し、桶に入れたる鹽水を所撰ばず群集せる人々に注ぎかけ、何人も怒ることを得ざるを村法とする祭事がある(風俗畫報一八八)其他別に奇習の伴ふにあらざれど、華麗を以て有名なるは京都の祇園會に摸せる美しき山車を曳き出し、夜は數百の紅燈を吊して人目を眩ずるばかりなる伊賀阿山郡上野町菅原神社の祭禮である。

神戸の松飾

歳時結婚其他の風俗 新年の風俗にて異様なるは伊勢の國神戸町の松飾りの左右に各一個宛三角形の注連飾やうのものを挿み、其の上に米飯其他の物を供へ、三ヶ日の間毎朝一度づゝ之れを取換る風あること(風俗畫報四四一號)同桑名の赤須賀といふ所にては一月十四日に長さ十間もあらんと思はるゝ六本の太竹を中心とし之れに松竹等を積み重ね、其上に藁を覆ひ、大竹には種々なる御幣と青赤二種の笠様のもの及び大なる白鷺が白魚を喙み居る形象をつけ、若者ども此大なる竹を捧げて各町を練り歩き、濱邊に持ち來りて點火し、其の炎々と燃え上るや、裸體にて跳び込み火のつきたる松竹を採り來る役ありて、之れを全町に持ち歩く、此燒屑(ほくろ)は雷除けの符となすと(同)

赤須賀の左義長

踊ツツク

歌垣の遺風と云はるゝ盆踊は各地とも古より盛んなりしと見え「西遊旅譚」には「四日市の驛より石薬師の間の宿日永村あり七月十三日十四日十五日の盆中ツツク踊とて小童或は十七八の女子又は廿歳ばかりのをのこ、白き晒しの手拭を頬冠りにし腰に扇をさし手とり輪となりて唱ふ」とあり、伊勢度會郡南部の地にては若者共盆踊に出づるに古りたる木綿に「南無阿彌陀佛」と書たる幟を持ち出で鐘の音を合圖に

盆踊

らんそれ、サーヨイイ、ヨイトナ。それよい、ちよがいな、とふんだら泥鰯をふみだして、晩にはござんせ、どじやう汁くはそ、ちよんがいな、と唄ひつゝ踊り廻る、此の幟は古きを貴び、數代前より傳はれるもありと（風俗

ヤツチヨコ踊

兼報一四四）伊賀の國上野北方の盆踊には「ヤツチヨコ踊」といふがあつて普通の踊に飽くと踊り子の一人が「ヤツチヨコレノレノヤツチヨコレノサ」と團扇を叩いて進み出して來ると皆な之に隨いて今まで大きかりし踊り輪が小さくなり、又此調子で後退りすると大きくなり、開いたり閉ちたりするのがある（文藝俱樂部七ノ五）

雨乞踊

多度の雨乞

姫瓜の節句

これら盆踊の外に、夏季早魃の際に伊賀國名賀郡阿保にては雨乞踊といふがある、それは戸毎に小さな奉燈を出して氏神を祈り、神前には多くの燈明を上げ、それでも降らぬと切子燈籠の大なるを献じ、一方村内總出にて近傍の小山の絶頂にて之れを焚き、それにも降らぬと雨乞踊となるので法螺貝並に笛にて囃し立て、中程に大太鼓を置き、之れを曳きて宮庭に入り、中央に太鼓を据ゑ、其の後方に歌ひ出し、八人並に囃し方と控へ、前方に踊り子數人ズラリと並び、此の外に中立踊とて五六尺の竹に五節ほど枝をつけ、其の枝に切りかけとて五色の紙を切つけつけたのを背に負ひ、前に羯鼓をかけて踊るのである（全九ノ一二）前に云ひ洩らしたが雨乞については近く國幣大社となれる伊勢桑名の多度神社は靈驗いやちこなりと信ぜられ、早魃の時此の社に參詣し御幣を受けて歸れば、其の御幣の地に着く時必ず雨降ると信ぜられて居る。

此の桑名附近にては姫瓜の節句といへるものありて、八日朝日に瓜に顔を描き紅白粉をつけ、木又は竹の筒などを胴體とし、紙又は絹などの衣服をつけ、雛人形の如くし、之れに酒並に赤飯を供へる風がある。清少納言の「枕草紙」にうつくしきもの瓜にかきたる、兒の顔とあるを思へば古代の遺風にや。

伊勢 伊賀 志摩



裏口から  
の嫁入

中部地方

一七〇

かりや餅

伊勢風呂

泣き女

結婚に關して伊勢牧田地方にては花嫁は裏口より入り佛壇の前で拜禮してから式を擧ぐる風があり、同鈴鹿地方にては結納の時かけ鯛と稱して藁にて作りたる鯛を贈り、花嫁は矢張り裏口より入り式終つて花嫁の前の高盛りの飯を折半して聳の椀にうつし残つたのを花嫁が食ふ風があり(結婚畫報)伊賀の上野にては十月の亥の子に聳の家より嫁の實家へ一升取り又は二升取りの紅白の餅一重を贈り、嫁の實家からは其の返禮として生肴一籠を贈る風がある。出産に就ては伊勢四日市地方にては其の祝には四日目にかりや餅と稱し小判形なる長さ三寸厚さ五分許りの男子なれば黄白女子なれば紅白二重の餡入り餅を重箱に入れて親戚縁者に配る風がある。

伊勢度會郡南海岸一帯の地を南島といひ、風俗おのづから他と異なる所がある、其中風呂の構造は一種異様のものにて大き凡そ三尺四方にして戸欄造りにて、人其中に入りて浴するときは棚の戸を閉ぢて、頭の方は蒸風呂やうのもので、其装置は五右衛門風呂と同じい(日本周遊奇談)

神都の葬式のこととは前に説いたが志摩の國にても亦古風の存して棺を昇ぐものは近親の者にて三角の紙に前昇は僧、後昇は法、位牌持は佛と書きたる

を額に當て、親戚中の最も親しき女、白手拭を被り、白衣を着け號泣して隨ふ、これを泣き女といふ、凡て自葬の遺風なれど或る地方にては一升泣き、二升泣きといひて與へらるゝ米高によりて泣き様を異にし、處々に雇はるゝ女ありといふ。

伊賀 伊勢 志摩

一七一

## 第六章 近江

近江人の氣風「さゞ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山櫻かな、地近江に入りて古都の感は伴ひ、畿内の風化の殊に多きを覺ゆ。近江は近つ淡海の義、今、滋賀縣の管轄する所にて近畿地方に屬するのであるが、東海中仙の兩街道は此の國に會して京都に入り、且つ昔は東山道として畿内と分たれたるが故、今便宜上他の東海中仙の諸國と共に本篇に於て記述することとするので、彼の中部地方の中心たる名古屋の感化も此處に來りては其の色彩薄く、主として京都の影響を見、宗教に於ては總説に述ぶる如く眞宗の勢力範圍に屬し、濛々たる大湖、國の中央に漲りて湖の南東と湖の西北とは其の趣を異にし、湖東には全國各地に出店を有し、覇を財界に唱ふる物質の雄たる近江商人を出し、湖西には徳行の範たる近江聖人を出し、物心兩界に亘りて近江人の特能を發揮して居る。例の、人國記も此國人に對しては明白なる觀察を下し難か

人國記の  
觀察湖と近江  
人

近江聖人

りしと見え、當國の風俗は賢佞相交りたる風なり、されども賢の方は少く、佞は多かるべし、身持上手にして己が非を隠くして美を衒ふ、さるによつて外より之れを見れば此國の人は他國の風に勝ぐれて見ゆるなりとの曖昧なる判定を下し、更に之れを譬ふるに金の如し、夫れ金に品多し、黄金あり、白銀あり、銅、鉛、錫、鐵皆な金にして各、其の性異り、此國の風金の中にも金銀少きが如し、故に佞の方多かるべしとなり、賢も佞も其の才の働きはまぎらはしければなりとぞといふ。衆水、中央の大湖に集り、北は北陸に接して寒威烈しくして雪深く、西は地偏僻にして交通の不便なるに引き代へ、少しく南すれば大道の通じて京都より來り湖東並に湖南を縫うて東するあつて、文化大に開け、一國幾様の風俗を馴致するに至つたのであらう。湖西、高島郡は西北隅の僻境にして僅に湖上を往來する汽船の便を籍るの外、一の汽車をも通ぜざる不便の地であるが、精神界には近江聖人中江藤樹を出し、其の遺址たる藤樹書院は青柳村、宇小川に存せられ、一郷今尙ほ冥々の間、其の風化に浴して村は模範村となり、其の青年團は優良を以て稱せらる。此の郡の精神界に貢獻せるは之れのみにあ

近江

高島の人  
村

らず。近古勤王の先驅となり、靖献遺言を著はして大義名分の士氣を鼓舞し  
たる淺見綱齊は同郡新儀村の出にして血族今尚ほ存し、其他勤王の志士梅田  
雲濱の師にして其の妻の父たる上原立齊、蝦夷探檢の壯圖を決行したる馬場  
正通も亦同郡の人にして、之れに加ふるに樺太經營の偉人たる近藤重藏の晩  
年當郡大溝に幽せられて此處に病歿し、其の埋骨の地瑤雪庵たるの因縁によ  
つて同地に近藤會なるもの組織せらるゝありて交通不便の此一郡も精神界  
に大を爲すもの少からず。之れに反して湖の東南は東海道幹線の縦に之れ  
を貫くのみならず、草津よりは關西線の分岐するあり、彦根よりは近江鐵道の  
走るあり、米原よりは北陸線の横に通ずるあり、而して此處に近江商人は其の  
根據を置く、即ち蒲生、神崎、愛知の三郡を主とし、犬上、坂田の二郡之れに亞ぐ、出  
店を全國の各地に有し、いづれも屈指のものにあらざるはなく、全國の商業此  
の地方人に左右せらるゝこと少からざる狀況である。しかも近江商人の成  
功は一擡千金流にあらずして堅實を旨とし、力行産を爲したるに外ならざれ  
ば、物質界の成功も亦精神界を疎外すべからざるを示して居る。近江尙商會

近江商人

の發行にかゝる、近江商人なる一書は其の濫觴を説いて、

- 一、近江商人の濫觴は行商にあること、
- 二、行商の胚胎は徳川氏の政策、近江を多くの領土に分割せし時にあること、
- 三、此の分割の爲め農民は領主の暴斂誅求に遭ひ、其の命に堪へざりしこと、
- 四、耕地少く且つ肥沃ならず、其の收穫は苛税を濟し、生計を立つるに足らざ  
るに之れを補ふべき生産物なかりしこと、
- 五、悲境に沈淪せし窮民が飢饉を免るべき途は農業を捨てば唯だ商業のみ  
なりしこと、
- 六、郷土は商業の要地にあらざれば商を以て身を立てんには他國に出で、  
活動せざるべからざること、
- 七、氣概あるもの先づ去て他國に行商を試み、意外の利潤を得たるより續々  
行商者を出すに至りしこと、

是等を一般的原因とし特有の原因としては神崎郡地方は近江源氏の嫡流たりし  
佐々木氏滅びて二君に事ふるを欲せざるもの、弓矢を棄てたるもの、八幡地方、蒲

近江

生郡)は織田信長の安土に築き、こゝに肆店交錯したりしが、幾もなくして亡び、次で豊臣秀次八幡に築き、こゝに集りしも、これまた廢城となり、終に發奮して行商を初め、日野地方(同)は蒲生氏が城の頃、大に商工業の發達に力を用ひしが、蒲生氏會津に移封せられ、同地の商人之れを慕ふてしばしば來往せしに初るといふ(同書)

斯く近江商人は少くも二百餘年の日月を経て成功せしものなるが故に毫も浮華の風なく、しかも内豊なるが故にいづれの部落も旅客をして自から清素の感を懐かしむるものがある。

井上圓了氏の「日本周遊奇談」に當國巡回中に聞いたとて、江州足袋は其の形大なるを用ひ十文にても他の十文より一きわ大きく、二三回洗濯して漸く足に適するやうに仕立たるものだとの事ぢや、家屋は窓が少く、光線が不充分で陰氣の風がある、かく陰氣にするのも矢張儉約の爲めと申して居る。あまり陽氣にすると、自然奢りの傾向を生ずるやうになる、其の國の第一等に位する財産家でも、衣服は木綿を限りとし、朝に粥をすゝり、古傘の破れたるあれば、紙を著へて物を包む用に備へ、竹骨は削りて串にこしらへ、柄は保存して竹の箒の柄にする等すべて廢物利用に注意して居る」と。

此の如く近江人は質素なりといへども、亦風雅の趣味なきにあらず 四山倒に影を落して中に漾々たる湖水を湛へ、八景の勝、眼前にある此の風光は紫

式部をして石山寺に錦心繡腸の送り出でたる、源氏物語に筆を執らしめ、俳聖芭蕉をして、木曾どのと背中合せの寒さかな」と湖畔に其の留魂の地を擇ばしめたので、近江人は商機に敏なりといへども事に峻しからず、幾分の餘裕を存せる如きの感あるは、此の湖水の影響か、近江名所圖會は、湖邊の土は灰汁なくして水に泥なし、故に桑を養ふに清くして又茶によく合へり、これを以て人性尤も正直にして音聲清濁をよく別てり、惣じて江州八十萬石、皆な此れに養はれて、年々の貢絶えず、大嘗會の稻穂も此國より奉る例ありといふ。こも亦棄て難き一面の觀察である。

近江人を叙して逸すべからざるは大藩彦根である。徳川氏譜代の大大名として湖東に雄視する彦根藩の教育は此地方に多大の感化を與へたので、殊に其の教育の實際的なりし所に特殊の風あるを覺ゆ、藩學稽古館(後弘道館と改む)の掟にも文武を奨勵したる後に「生質不器用にて文事武藝を習熟すること能はず候とも五倫の道に叶ひ行狀正しく候へば恥辱とすべからざる事」とあり、安政八年彦根町民に對する町奉行の諭達には、

一子供手跡は申すに及ばず孝道行儀作法等の教訓致候義は勿論のこと候へどもいよく以て等閑之れなきやう致すべきこと。